

349-429



1200501405287

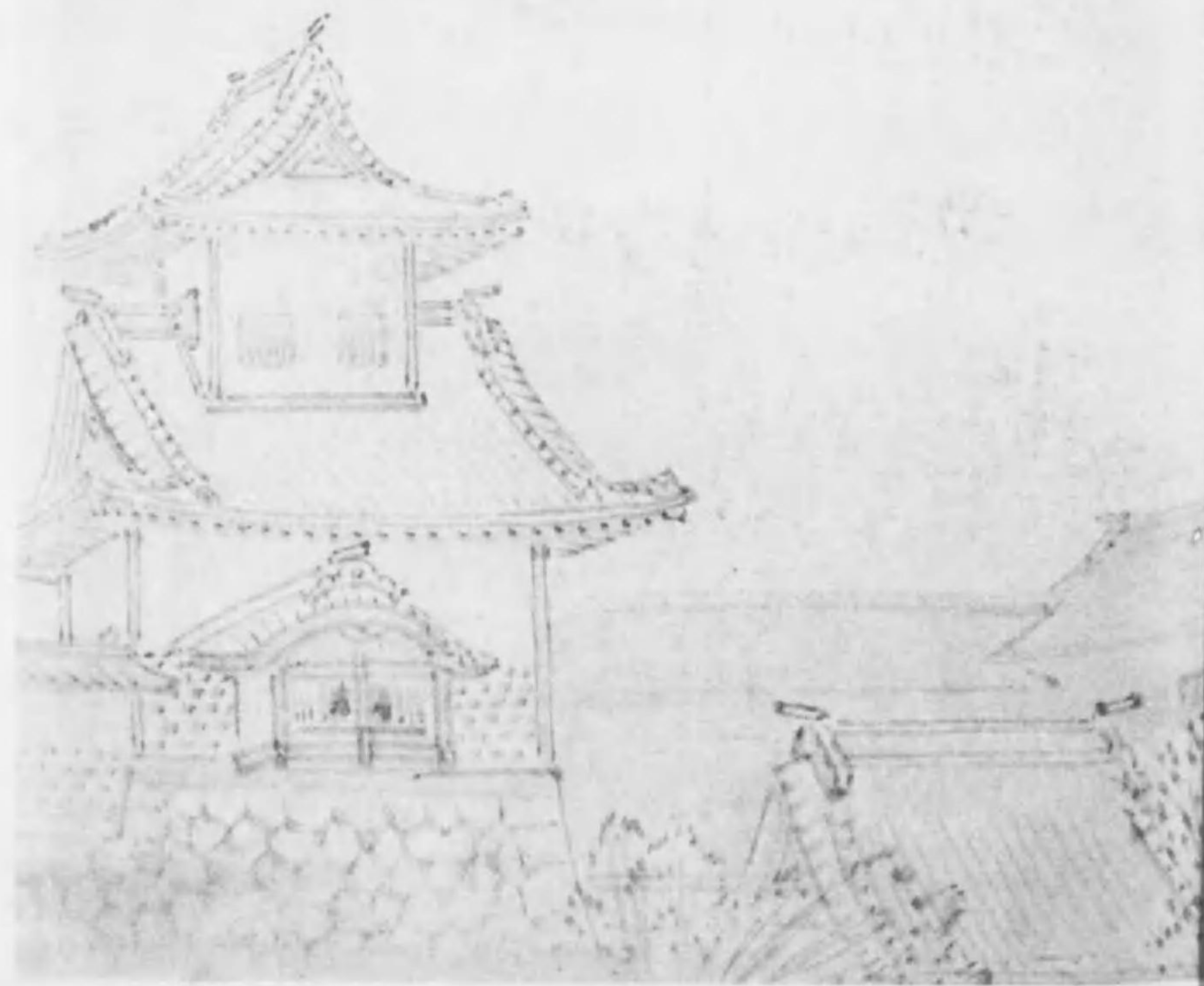
349
+29



始



236



十
年
月

金澤市史



政治編第一

序

金澤市史ノ編纂、創肇以來既ニ卷ヲ重ヌル十有二、粗ソノ業ノ過半ヲ竣ヘタリ。時偶々、編者和田氏ノ筆ヲ易フルニ遭ヒ、此ヲ中絶スルコト約一箇年、爾後現編纂員ニ囑シテソノ遺業ヲ紹述セシム、而シテ今次政治篇卷一ノ稿成ル。

顧フニ史ヲ修ムル、資料ヲ博搜シテ古ニ稽ヘ、載籍ヲ汎索シテ今ニ徴シ、斟酌參照、取捨選擇ソノ宜シキニ適ヒテ、初メテ正鵠ヲ得ベシ。然ルニ政界ノ動靜ハ素コレ隱約機微ノ裡ニ存シテ、ソノ真相ノ容易ニ窮覲シ得ザルヲ常トス。殊ニ明治ノ初頭ニ於テハ王政ノ皇猷ソノ緒ニ就キ、維新ノ宏謨ソノ端ヲ得テ、百度ノ更改最モ高速度ニ行ハレタルタメ、朝令暮改、稍繁縟ノ嫌ヒナシトセ

ズ。從テ新憲且ニ出ルヤ、舊章ハ急チ空文ニ歸シ、今法夕ニ布カルルヤ、古典ハ直チニ故紙トナリテ、ソノ地方ノ制度文物ニ關スル記録書冊ノ今日ニ現存スルモノ、是ヲ藩政時代ニ比シ、却テ匱シキノ憾アリト謂フ。

本書之ヲ政治篇ト題ス。區制前後ヨリ明治二十二年、市制實施直前ニ至ルマデヲ劃シテ一卷ニ收ム。ソノ搖籃時代ニ於ケル、自治ノ一般ヲ概説シ、更ニ政黨ノ發祥ト進展ヲ敘ス。粗密繁簡必ズシモ完カラズ、錄シテ謬リナク、語リテ遺スナキヲ保シ難シト雖モ、亦以テソノ大要ヲ識リ、ソノ全豹ヲ窺フニ庶幾カラン乎。茲ニ此ヲ鉛槧ニ屬スルニ方リ、一言ヲ題シ以テ序トナス。

昭和八年六月

金澤市長

吉川一太郎

凡例

一、本書之を政治篇と題する。明治初頭の區制前後を起點として近代に及ほし、その間四十有餘年に亙る自治の變遷發達を叙するにあるが、今編纂の便宜上、明治二十二年四月の市制實施前までを劃して一卷に收めた。その退く藩政時代に溯ることなかりしは、遠遠茫遠殆ど近代に交渉する所稀薄なるを以てである。但し後日改めて執筆の機を得たいと思ふ。

一、明治十年前後に於る政治資料は、殆ど皆無き云つて宜い。この點却つて藩政時代に、尙幾多の依稽すべき記録文書が残されてゐるやうである。故に實際編纂に従事するに及んで、その豫想外の難事たることを痛感した。その間或は官廳の布告留書類を搜り、又は個人の手記覺書類を索ね、苟もその時代に關するものは、斷簡零墨ミ雖も忽にせざるべく、昂むると共に、文書に得ざるものは、之を古老に質し先輩に釋ねる等、能ふ限りを盡したが、素より編者の寡聞淺見なる、必ずや遺失錯誤の尙尠からざるものがあらう。切に讀者の諒察を希ふ。

一、全篇を通じて精粗宜しきを得ず、繁簡當を失へるの譏は編者の甘受する處である。これ一には漸く索討し得たる資料を、その儘篋底に藏めて是を湮滅に歸するに忍びなかつたためである。従つて時と所に由て、或は冗長散漫ミなり、又は孟浪杜撰ミもなつた。

一、本書専ら金澤市政を叙述すべきこと勿論であるが、地方政治の核心が常に縣當局にあつて、そ

の波動が管内に至大の影響を齎すのみならず、縣廳が金澤に所在するに、且つ自治權能の未だ確立せざる區制前後に於ては、縣政區政の間に截然たる區別の付け難いものが尠くない。故に本篇之を金澤市史と題するも、その大部は石川縣史に關係し、又往々日本政治史に連鎖する。殊に市制實施前に於ては、一層さうした色調の濃厚たるを免れぬ。但しそれ以降即ち第二卷に至つては、努めて市政を中心に精粗を分ち取捨を施すべき方針である。

一、本篇編纂に當りて東京杉村虎一翁、島田太郎氏、富山市大久保信生翁、本市横地永太郎翁、大友佐一氏、水野玄太郎氏等より或は資料の提示を又は指導示教を寄せられたる、更に石川縣立圖書館、金澤市立圖書館が特にその藏書閱覽の便を與へられたる、編者の深く感謝する處なるに、尙その負ふ所尠からざりし石川縣史に敬意を表する。只編者の菲才謏劣にして不文蕪辭たる、先人和田氏の遺業に對して續紹の譏あらんを只管懼るのみ。

昭和八年五月下濤

金澤市廳舎編纂室に於て

八 田 健 一

金澤市史政治篇 卷一

目 次

第一章 區政時代の概要

一、區政の機構とその發達……………一

七郷會所の設置——市長と市長列——明治四年の戸口と人口——明治四年の區劃改正——明治五年の區劃改正——會議假條例——明治六年の制度改正——總區長——明治八年の區劃改正——區方假條令と明治九年の區劃改正——郡區町村編成法と明治十一年の區劃改正——町村準則公布——戸長選舉法と明治十二年の區劃改正

二、區會開設と自治の伸展……………三六

金澤區聯町會の開設——金澤區會の組織——金澤區會の發會式——區役所移轉と戸長役場の廢止及び復活

三、市制實施前の一張一弛……………七

公會堂の開設——土木工事取扱總代人の設定——常議委員の設定——明治十七年の區劃改正——區町村會法の制定——區會議員の改選——勸業委員と衛生會員の設定

第二章 政治と政黨

一、薩長系朋黨の抗爭……………七

長藩と再度の訂盟——安井の才幹——藩政の改革——少壯組の直接行動

二、陸義猶の鹿兒島入りと薩系の擡頭……………七

陸の鹿兒島心酔——内田政風の來任——杉村一派の勢力

三、同盟勤務と義勇兵舎……………八

舊士族の同盟勤務——解除藩兵を結束——義勇兵舎開設の計畫

四、征韓征清の先鋒運動……………八

征韓先鋒の出願——支那先鋒の出願——杉村寛正等の建白——杉村、陸、長等の鹿兒島入り

五、左院に於る陸、草薙の折衝……………九

二通の建白書——高崎議官と陸義猶の談判——草薙、宮崎議官を追求す

五、杉村寛正等の忠告社組織……………一〇

杉村寛正社長となる——明義舎と開業社——愛國社と提携——内田政風小傳

六、縣會否認と廳區の爭議……………一一

地方官會議と諮問案——區長の反對意見——元老院へ建白——由利公正の調停——再び元老院に迫る——島田一郎等の横槍——區長を懲戒免職——區長公選を内務省へ建議す——忠告社の凋落——忠告社とその足跡

七、島田一郎と忠告社の疎隔……………一二

島田一郎の忠告社弾劾——島田一郎の人物と性行——心機一轉——忠告社と疎隔——島田一派の入場を拒絶——稻垣義方の調停

八、薩南崇拜と三光寺黨……………一四二

志士の鹿兒島入り——桐陰仙譚——大久保内務卿暗殺の素因——再び忠告社を弾劾す——稻垣義方と島田一郎の提携——常德寺派と相牽く

九、島田、長等が舉兵の陰謀……………一五五

西南戰役起る——長連豪の人物——島田と長の訂盟——舉兵の陰謀——長、庄内藩に頼らんこす——水越正令邸に於る密謀——島田等舉兵に焦燥す——島田等の揚言

一〇、陸義猶の歸國と策動……………一六四

忠告社、陸の調停を斥く——大官暗殺に計畫を一變す——斬姦狀の起草を陸に依頼す——再び舉兵を畫す——新撰旅團募兵の中止

一一、暗殺の陰謀と同志の出京……………一七三

脇田巧一——杉村文一——淺井壽篤——杉本乙菊——松田克之の歸國——在京同志の消息——斬姦狀の再稿——周到なる暗殺計畫

一二、紀尾井坂事變と斬姦狀……………一八三

兇行の實況——馬丁小高芳吉の實話——斬姦狀を新聞社へ投ず

一三、島田等の死刑とその余黨……………二〇四

同志永訣を敘す——刑場の實況——兇報金澤に達す——余黨の處刑——松田克之の破獄と殺人——水野生清——橋爪武——佐藤武英——富田信貫——山田貢——松田秀彦——宮崎延義——非望密告と默認説

一四、事變と政治上の影響……………二二三

兇行の趣旨——桐山權令の狼狽——島田の識見とその趣味——御親裁の端緒

一五、精義社の組織とその發達……………二三〇

精義社の濫觴——蓮乘寺崩れの合流——淺尾塾と堤町組の衝突——精義社の北陸大會

一六、第一次縣會前後の政狀……………二三六

縣會開設と虎疫——千坂縣令と遠藤秀景の會見——國會開設請願の運動——演說會場の血の雨——精義社の分裂

一六、遠藤秀景と盈進社の創立……………二四〇

遠藤秀景の少壯時——その企業熱——此花町時代

一七、起業會と東北鐵道……………二四九

前田家へ改革運動——鐵道論と開墾說——双派の反目と軌轢——起業會の組織——盈進社の鐵道事業反對——東北鐵道と設計

一八、鐵道派と開墾派の軌轢……………二五二

起業會議員の改選——殿待樓の活劇——真正黨の調停——前田家別邸焼く——當初の開墾計畫

一九、起業會の失敗と東北鐵道の挫折……………二五六

開進社と汪網社——起業會と議員會——事業の破綻と蹉跌——島田勇斬殺事件——太田庄一郎の自刃——東北鐵道計畫とその挫折——中止と風説

二〇、千坂縣令解任問題……………二五七

國會開設の請願運動——交詢社の遊說——盈進社の學校經營——千坂縣令解任問題——岡田議長毆打事件

二一、私設消防組の騷擾……………二六三

私設消防組の憤慨——消防組區役所へ殺到す——大舉區役所を包圍す——有耶無耶で解決——安場參事院議官の政况視察

二二、小倉警部長襲撃事件……………二九〇

毆打事件の原因——犯行の曝露——盈進社の從軍請願——千坂縣令の轉任

二三、廣瀨千磨等の盈進社脱退……………二九五

北陸政客大懇親會——石川舜台の本山改革運動——縣政の堯舜時代——廣瀨千磨の人物——廣瀨派の勢力失墜——廣瀨關屋等盈進社を離脱す

二四、河瀬貫一郎の全盛時代……………三〇一

財界の一大恐慌來——政治熱の冷却——三宅恒徳と弘猷館——彼我政客の粗
徠——自由黨並に改進黨員の來遊——河瀬貫一郎の擡頭——北陸新報の創刊

二五、岩村縣令の辣腕と無風の政界……………三二一

河合繼之助を叱斥し島義勇を罵倒す——岩村の怪腕と犬藝廻し——適材の抜
擢人物の登庸——富豪實業界を操縦す——低氣壓の南進——區會議員半数改
選——河瀬と遠藤の離背

二六、遠藤秀景の政界進出……………三二九

芦原區長毆打事件——洋食懇親會——河瀬派の慘敗——彈劾の檄文——北陸
新聞の創刊——河瀬貫一郎の功勞

二七、條約改正反對の決死團……………三三七

私黨より公黨へ——星亨の來遊——數技鐵吉毆打事件——同志五名の下獄——
九名の決死團——死裝束で豪遊

二八、自由黨と改進黨の軋轢……………三四

自由黨の大捷——双派の苦肉策——失格問題の論戰——縣會の騷擾——盟血團
の密謀——稻垣區長の調停——稻垣の心事と臆説——形勢一轉——縣會解散

二九、後藤伯の遊説と憲法發布……………三四五

廣瀬千磨疎外さる——後藤伯の雄辯——後藤伯と遠藤秀景の提携——自由黨
の内訌——憲法發布と金澤の祝賀——遠藤秀景盛典に列す——岩村縣知事遠
藤秀景に接近せんす——前田家へ倶楽部建設費を請願

三〇、稻垣派對長谷川派の政戰……………三五六

稻垣義方の經歷——長谷川準也の經歷——和角富業の策動——盈進社中の五
派——自由黨の大懇親會——盈進社の態度——支援の理由——盈進社讓歩せ
ず——自由黨懇親會の混亂——激烈なる政戰

金澤市史政治篇 卷一

第一章 區政時代の概要

一、區政の機構とその發達

金澤市政の構機たる市役所の前身區役所の萌芽は、遠く寛永年間に創設された町會所に發し、爾來凡二百五十年間幾多の變易と推移を経て明治維新に及んだものである。新政府の基礎が漸く樹立して之に據る萬機百度の更改に隨ひ、我が加賀藩政史上にも亦多大の聲革が行はれ、町會所の組織や管掌にも改廢さるゝこゝが尠くなかつた。乃ち明治二年三月、町會所を市政局と改稱して郡治局と共に之を民政寮に隸屬せしめ、同時に金澤町奉行に代ふるに金澤市宰を以てし、その下に試補、承事、書吏の職を置いた。尋で翌三年九月郡治局、市政局を民政所へ合併して従來の兩局直支配の者は、郡治市政方分課の民政係正權少屬に於て管理する事となつたが、同年閏十月に至り民政上の事務一切を藩廳直轄に改め、郡治係市政係の名目を廢して之を合併の上聽訟係と唱ふるに至つた。

明治三年閏月十日全町を東西南北の四郷に分ち、更に南郷を二分、北郷を三分して七箇所に會所を建てた。その區劃は淺野川以東を東郷、犀川以南を西郷、川上臺豎町筋を上南郷、小立野一帯を中南郷、中口臺の北部より材木町味噌蔵町筋を下南郷、中口臺の西部より犀川下川原長町界限を上北郷、長田町中橋町より三社臺堀川口彦三筋を北郷と定めた。會所の位置は東郷は木町、西郷は野町四丁目、上南郷は豎町春田小路豎町より里見町油車に入る小路、中南郷は小立野新坂高、下南郷は味噌蔵町下土橋入口、北上郷は長町三番町角、右衛門土橋下、北下郷は田丸町にあつた。

今度當町を東西南北の四郷に分け、其郷の大小により追々會所を建候趣申渡置候通に候。仍而右之通取極候の條、此間申渡置候通り右會所へ罷出可相達候。右會所相建候趣意は、是迄上と下と遠く相成、上の思召下へ通じ不申、下の心も上へ通せず不計くひちがひ候事も有之、就而は是迄上へ申出す事、多く手を経て相達し、下方の便宜にては無之、其上觸渡物も端々裏々小町に至り候而は、自然行届兼候も難計、畢竟上の御趣意も通らぬ様に相成り候は、廣き町中に觸次役所の少き故なり。其上小前の日稼或は女子供に至迄、時々藩廳へ罷出候ては不便の事と被存、且は貧窮の者取調世話方も不行届ため、又は不法者等の萬事締方も嚴重相立ち、端々に至迄一同安堵せしむべきためなり。且従前町會所を建置れ候は、町方諸事裁判を受くべきため、町方の集り所にて下

方便宜のため市中に相建有之候所先達而御改革之砌、市政方より御政藩廳内へ御移しに相成候に付、旁以て今度右の通所々へ會所を建て市長等相詰居候間、萬事市長等へ直に相達可申候。乍併民政係へ直に相達度事も在之候はば、無泥藩廳内へ罷出可申候。尤會所へ相達候而も、裁判方は藩内民政係にて申渡候條、疑念箇間敷義在之間敷候町内に議すべき事あらば、何れも會所へ罷出詰合の市長並會所係裁許と議すべし品により民政係も罷出可申候。尤一人の事にては示談におよび度義有之候はば、無泥罷出可致示談、尤市中成立方且御爲筋等の儀心付も在之候はば、無斟酌可申出候如何にも物事にかゝはらず衆評いたし、上と下と一致して各業を勵み、家内安堵に渡世なましめ度との御趣意に候の條、此旨篤々致會得市中一同人別に懇に可申論候也

庚午閏十月十日

市 政 係

前記數次の藩政改革に於て、郷會所を一時廳内の市政方へ收めては見たものの兎角上下の意志が疏達せぬのみならず、執務も繁劇輻湊を來して、相互の不便が甚しかつたため、再び會所を復活したと云ふのである。凡そ政治上改革なるものは、動もすれば中央集權の弊に傾かんとするものである。従つて新政府の施政方針と共に、藩治上にも亦一時さうした傾向が現れたものであらう。然し會所の復活と共に、時宜によつては民政係も出向して示談に及ぶと云ふやうな事になつたのは、大衆の生活に一步を接觸せしめ

たものであり、確に施政上の一進歩である。

然し當時の會所は從來の町年寄を市長惣肝煎を市長列、散算用聞を會計係を改稱したくらくらるるもので、その事務管掌の如きは舊來のそれと殆ど大同小異であつたらしい。そして其最初の市長には額彦四郎、香林坊有次、長瀬成太郎、雀部孝四郎の四人、市長列には吉川文藏、米澤喜六、春田篤次、熊澤市右衛門の四人が任用され、其職務は市長も市長列も同様であつた。この新市長と市長列が一郷に二人宛配當されたらしく、南北二郷はその分割された一會所毎、一人宛の市長を置く事はなかつたと推定されるが尙確でない。今般市中東西南北郷割會所相建候處、南北は人家多きに付、二三箇所相建候者に候處、畢竟八郷の躰と相成り、一箇所宛主附分課の姿に相成候而は、趣意相違致し候儀に候。四郷に分け候上は、都而一郷を裁許致し、會所出勤方は繰合せ罷出可申候。尤名宛の儀は一郷の主附不殘爲調可申候。此段市中一同へ間違無之様可申渡也。

庚午閏十月二日

市 政 方

市長の更迭は可なり頻繁に行はれ、職制にも改廢が絶えずあつたらしく、翌四年二月には武藏規一郎が香林坊有次に代つて南上郷主附を、米澤喜六が市長列より市長に進んだ事などが文書に見えてゐる。

會所創設當時の戸數人口に就ては同年十月出版の金澤地圖に、戸數東郷三千二百五

十三、西郷二千二百六十三、南郷六千六百、北郷五千五百六、人口東郷一萬二千九十三、西郷七千九百四十八、南郷一萬八千九百六十、北郷一萬七千二百九十四と記されてゐるから、合計戸數一萬七千二百二十二、人口五萬六千二百九十五となり、天下の雄藩百萬石の城下町と自負するものゝ、その實人文の進歩は今日より顯て、尙稚々たるものであつた事が窺はれる。

明治四年七月廢藩置縣となり、八月戸籍法を編成して縣下の行政区畫を定めた。仍て金澤町では從來の郷名を廢し舊郷の區域に循ひ、左の如く第一區より第七區に分ち金澤町第何區と稱へた。

- 第一區(西) 郷(自)一番組至七番組 第二區(上南郷)自一番組至七番組
- 第三區(中南郷)自一番組至八番組 第四區(下南郷)自一番組至四番組
- 第五區(上北郷)自一番組至八番組 第六區(下北郷)自一番組至七番組
- 第七區(東) 郷(自)一番組至八番組

之と共に從來の郷會所を區會所と改稱した。會所の位置は第一區野町四丁目、第二區堅町、茜屋小路、堅町中央より上楠木高へ通する小路、第三區小立野、新坂高、第四區味噌藏町、下土橋、第五區長町三番丁角、第六區玉井町、第七區東馬場で、凡て舊會所を以て之に充て、區長の下に副區長と租稅調役各一人を置き町名を定め戸籍を整理した。

今般依官則先づ金澤市中を七區に分家番號を定め町名無之向は町名を下し候箇所も有之且家毎に標札可相立筈に付市長手合へ申渡精細に取調させ先づ紙札に爲調貼候筈に候條其雛形之通速に木札相調門戸に打立可申候。但木札長八寸より減すべからず又一尺より過ぐ可らず右紙札貼り候節自然相洩候向有之候而は不相成候條其旨豫而手前に於ても其意を得以て可致注意候

辛壬九月

金澤縣廳

明治六年
の區劃改
正

明治五年一月石川郡を十三區に分けた時金澤町を第八區九十一町第九區七十五町第十區八十町第十一區五十八町第十二區九十九町第十三區五十三町の六區に分割した。

同年三月區長を戸長副區長を副戸長に尙前年來自治行政の一部を分掌して來た戸長を戸長並と改稱した。當時區吏一箇月の俸給は區長十兩副區長八兩戸長並租稅調役五兩筆生並書算役三兩と云ふのであつた。五月區畫を改正し加賀一圓を二十七大區に區分したので金澤町は第八大區より第十四大區となりその第八大區は舊の第一區に相當し以下之に準じて第十四大區に至り毎大區は更に數小區に分れ大區に區會所ありて戸長を小區に副戸長と副戸長並を置いた。七月大小區の名を廢して第何區何番組と稱する事となつたが區は舊の大區に番組は舊の小區に該當する。乃ち金澤町は第八

區乃至第十四區何番組と改稱され區には戸長番組には副戸長又は副戸長並を以て事務を掌らしめた。此時明治四年十月來自治行政の理事者として區長副區長等の兼務し來れる郷長副郷長等の職を廢止したため彼等は爾來單に官治行政の吏たるに過ぎなくなつた。翌八月更に戸長を戸長心得副戸長を一等副戸長心得副戸長並を二等副戸長心得となし町村毎に町村總代を設けて觸次肝煎に又助役を置いて組合頭に代らしめた。此時金澤町では各區會所を合併して廣坂通り舊營繕局跡に移した。同十一月に至り更に戸長心得を戸長一等副區長心得を副戸長に復し二等副戸長心得を副戸長心得と改め十一月十二日合併の區會所を長町舊藩廳へ移轉した。當時の戸長等は官選公選を折衷選舉したものらしいことは左の記録に依て證せられるがその詳細に至つては判明しない。

今般區方改正に付是迄之戸長以下を廢し更に戸長及一等副戸長二等副戸長を改置せしめ候條可得其意候。元來戸長之儀は人民惣代之旨趣に候得ば右撰舉之權當分上下に相分候。因て全員三分の一官撰を以て既に申付候に付殘三分の二區方人望歸する所之者を以て撰舉可致候條別紙入札書式に照準可差出候。猶人物等視察の上夫々役義可申付候也

壬申九月

石川縣廳

明治五年七月の區劃

第八區(舊第一區)

一 番組(五町) 有松町 泉新町 泉町 芦中町 桃島町
 二 番組(七町) 地黃煎町 六斗林自一丁目至三丁目 六斗林弓ノ町 沼田町 三間道
 三 番組(十九町) 野田寺町自一丁目至五丁目 長良町 櫻島自一番丁至十番丁 上石伐町 下石伐町 仙人町
 四 番組(十九町) 茶島自一ノ小路至二ノ小路 笹下町自一ノ小路至三ノ小路 泉寺町 蛤坂町 蛤坂新道 櫻木自一ノ小路至十ノ小路 堀込町
 五 番組(二十一町) 野町自一丁目至六丁目 上小柳町 下小柳町 石坂角場自一番丁至十二番丁 石坂與力町
 六 番組(九町) 石坂町 南石坂町 北石坂町 北石坂新町 石坂川岸町 石坂川岸自一ノ小路至二ノ小路 本馬町 助九郎町
 七 番組(六町) 千日町 裏千日町 白菊町 西側町 五十人町 裏五十人町

第九區(舊第二區)

一 番組(六町) 片町 河原町 大工町 鑿町 下柿木島 廣坂通
 二 番組(十一町) 十三間町 十三間町中丁 池田町自一番丁至四番丁 池田町立丁 水溜町 杉浦町 中川除町 川岸町
 三 番組(七町) 上柿木島 里見町 油車 茨木町 新鑿町三丁目 鱒町 枝町
 四 番組(八町) 新鑿町自一丁目至二丁目 早道町 百姓町 山田屋小路自一番丁至二番丁 上川除町 下主馬町

五 番組(十九町) 石浦新町 長柄町 新長柄町 手木町 上本多町自一番丁至二番丁 上本多町川御亭 中本多町 自一番丁至四番丁 中本多町欠下町 中本多町短丁 下本多町自一番丁至六番丁
 六 番組(八町) 川上新町自二丁目至三丁目 角場川岸町 上主馬町 中主馬町 主馬町廣丁 菊川町 松本町 梅枝町
 七 番組(十五町) 川上新町一丁目 上富山町 下富山町 平野町 中野町自一番丁至三番丁 臺所町自一番丁至七番丁 藤棚

第十區(舊第三區及第四區ノ一部)

一 番組(六町) 上野町 松下町 小立野新町 上笠舞町 下笠舞町 揚地町
 二 番組(十一町) 上鶴間町 下鶴間町 上弓ノ町 中弓ノ町 下弓ノ町 元鶴間町 土取場撞木町 與力町自一丁 番至四番丁
 三 番組(十町) 一本松 上欠原町 白山町 二十人町自一番丁至四番丁 上石引町 河内町 山崎町
 四 番組(十四町) 新坂町 中欠原町 下欠原町 上蟹匠町 中蟹匠町 下蟹匠町 中石引町 下石引町 出羽自一 番丁至五番丁 公園内
 五 番組(十一町) 飛梅町 大音町 上安藤町 中安藤町 下安藤町 三所町 上百々女木町 下百々女木町 土取 場永町 土取場城端町 木曾町
 六 番組(八町) 天神町自一丁目至四丁目 三十人町 板前町 品川町 田町新道
 七 番組(十一町) 田町 吹屋町 川端町 櫻町自一番丁至六番丁 銀杏町 馬場崎町

八番組(十二町) 柿木町 火除町 成瀬町 森町自一番丁至三番丁 九枚町 八坂 材木町自一丁目至二丁目 御
小人町 裏御小人町

第十一區(舊第四區)

一番組(十九町) 西町自一番丁至四番丁 西町藏ノ内通 十間町 上近江町 下近江町 博勞町 大手町 梅本町
梅本町西横丁 梅本町東横丁 殿町 下胡桃町 中町 上今町 下今町
二番組(十町) 尾張町 上新町 下新町 橋場町 主計町 材木町自六丁目至七丁目 兒玉小路 味噌藏町下中丁
味噌藏町片原町
三番組(十三町) 並木町 並木下町 支藩町自一番丁至二番丁 支藩町三巡 又五郎町 備中町 材木町自四丁目
至五丁目 九人橋下通 味噌藏町上中丁 味噌藏町間ノ町 味噌藏町裏丁
四番組(十六町) 淺野川上川除町 越中町 横山町自一番丁至三番丁 材木町三丁目 賢坂辻通 上胡桃町 小將
町自一番丁至三番丁 小將町中丁 小尻谷町 尻垂坂通自一丁目至三丁目

第十二區(舊第五區)

一番組(十町) 袋町 青草町 上堤町 下堤町 榮町 石屋小路 松ケ枝町 上松原町 南町
二番組(十七町) 石浦町 仙石町 高岡町 高岡町上藏ノ内 高岡町中藏ノ内 高岡町下藏ノ内 木倉町 大藏小
路 長町自一番丁至八番丁 長町河岸
三番組(十町) 古寺町 裏古寺町 上傳馬町 下傳馬町 横傳馬町 裏傳馬町 南長門町 北長門町 壺川町 犀
川下川除町

四番組(七町) 茶木町 古藤内町 西馬場町 寶船路町 富本町 新川除町 西御影町
五番組(十一町) 元車町 谷町 高儀町 下高儀町 大豆田町 大豆田新町 藪田町 竹田町 梅鉢清水 七曲
三社弓ノ町

六番組(二十一町) 三社五十人町自一番丁至三番丁 福富町 萬町 長土塀通 長土塀自一番丁至六番丁 穴水町
自一番丁至五番丁 宗叔町自一番丁至五番丁 玉川町
七番組(十三町) 三社町 三社山田町 三社垣根町 三社川岸 三社宮ノ前 三社宮ノ後 勝尾町 古道自一番丁
至二番丁 三ッ構 木揚場 元菊町

八番組(十町) 折違町 中橋町 長田町 日吉町 醒井町 深川町 大隅町 長田弓ノ町自一番丁至三番丁

第十三區(舊第六區)

一番組(十三町) 安江町 横安江町 裏安江町自一番丁至二番丁 彦三自一番丁至八番丁 母衣町 桶町
二番組(六町) 上墟屋町 下墟屋町 瓢箪町 五寶町 岩根町 堀川間ノ町
三番組(七町) 笠市町 古御指町 中堀川町 淵上町 七ッ屋町 東堀川町 巴町
四番組(六町) 荒町自一丁目至三丁目 西堀川町 堀川角場町 此花町
五番組(七町) 白銀町 鍛冶町 鍛冶片原町 象眼町 新道 七寶町 弓ノ町
六番組(七町) 英町 六枚町 田丸町 柳町 島田町 芳齋町 玉井町
七番組(七町) 木ノ新保自一番丁至七番丁

第十四區(舊第七區)

會議假條

一、凡可議事アレバ、其緩急ニ應ジ發會ヲ起意トスレバ、兼テ日限ヲ定メズ
一、會議所ハ美川學校ヲ假議事所トス
但事ノ大小輕重ニ寄、一區内或ハ組合村其處限、會議ノ令ヲ出ス事モアルベシ。右之節者各區會所ハ勿論、學校等
ヲ假議事所トス
一、議者ハ權令以下官員ハ勿論、正副戸長並重立候貫屬、地方ノ富有大家ノ者ト定ム
但商法ニ關スル件ハ同商ノ内ヨリ出席スベシ
一、士族卒ヲ始、神官僧侶小民ニ至ル迄、出席ノ制ハ追テ相定ムト雖、公益民福ノ事ハ、何ニヨラズ書面ヲ以建白
スベシ、發會ノ日はヲ公議シ、尙其本人出席申付ルモアルベシ
一、當日ノ建議ヲ以テ事ヲ決定スルヲ得ズ。縣廳ニ於テ決議施行ノ廉ヲ立ツベシ
一、右之外節目細詳ハ追々取極ムベシ

右布告に基き翌六年三月廿八日、兼六園内舊異學校中學東を假會議所としてその第一
一回が發會され、各區より正副戸長が列席した。尙爾今毎月九日と廿四日を會議定例日
と定め、若し正副戸長差岡への節は、副區長心得が代理として出席する事となつた。會場
が異小學校に變つたのは、此年一月縣廳が美川から廣坂通舊藩營繕局の跡へ移された
ためである。此の會議の内容は記録の徵すべきものなく不明に屬するが、それが單に諮
問機關に過ぎなかつたにせよ、公議輿論を容れ以て民意の通達を圖つた点は、聽て擧頭

一、凡可議事アレバ、其緩急ニ應ジ發會ヲ起意トスレバ、兼テ日限ヲ定メズ
一、會議所ハ美川學校ヲ假議事所トス
但事ノ大小輕重ニ寄、一區内或ハ組合村其處限、會議ノ令ヲ出ス事モアルベシ。右之節者各區會所ハ勿論、學校等
ヲ假議事所トス
一、議者ハ權令以下官員ハ勿論、正副戸長並重立候貫屬、地方ノ富有大家ノ者ト定ム
但商法ニ關スル件ハ同商ノ内ヨリ出席スベシ
一、士族卒ヲ始、神官僧侶小民ニ至ル迄、出席ノ制ハ追テ相定ムト雖、公益民福ノ事ハ、何ニヨラズ書面ヲ以建白
スベシ、發會ノ日はヲ公議シ、尙其本人出席申付ルモアルベシ
一、當日ノ建議ヲ以テ事ヲ決定スルヲ得ズ。縣廳ニ於テ決議施行ノ廉ヲ立ツベシ
一、右之外節目細詳ハ追々取極ムベシ

右布告に基き翌六年三月廿八日、兼六園内舊異學校中學東を假會議所としてその第一
一回が發會され、各區より正副戸長が列席した。尙爾今毎月九日と廿四日を會議定例日
と定め、若し正副戸長差岡への節は、副區長心得が代理として出席する事となつた。會場
が異小學校に變つたのは、此年一月縣廳が美川から廣坂通舊藩營繕局の跡へ移された
ためである。此の會議の内容は記録の徵すべきものなく不明に屬するが、それが單に諮
問機關に過ぎなかつたにせよ、公議輿論を容れ以て民意の通達を圖つた点は、聽て擧頭

來しらんとする民會の前驅をなすものと云へよう。

明治六年八月戸長を副區長、副戸長を副區長心得、副戸長心得を戸長、惣代を副戸長、助役を副戸長心得と改稱し、徴稅事務は副區長心得、戸長、副戸長に掌らしめ、尙各郡及金澤町に總區長を置くを得しめたが、事實總區長を任命したのは、金澤と江沼郡のみであつたといふ。當時金澤町の總區長は長谷川準也で、各區副區長、副區長心得、戸長は左の通りであつた。

第八區(八十九町)

副區長吉田温一郎 副區長心得前川一以 戸長小竹清吾 井上誠男 伊藤八十治
雀部孝四郎 安宅茂太郎 松任忠平 吉川文藏 岸信定 平壽盛

第九區(六十六町)

副區長齊藤爲政 副區長心得中官孝之 戸長青木近義 八里知益 藤岡親明 寺
垣忠固 清水三省 三宅元造 二木清次郎 加納成允 黒田術省 山田直則

第十區(八十町)

副區長林顯三 副區長心得大屋延載 戸長小泉青 寺尾直候 小原爲則 秩父重
行 神尾次孝 鈴木顯正 伊藤孫平 近藤増三郎 細野龜次郎 岩倉頼信

第十一區(五十八町)

副區長小川忠福 副區長心得山口東 戸長山田徳一 田丸信隆 吉野傳三 金岩
與 富家昇二 湯川新七

第十二區(九十九町)

副區長長尾助信 副區長心得大脇康辰 戸長村澤敬之 山下永康 河野元通 河
村敬典 野口文作 宮崎豊治 瓜生勾 長連篤 今村勇次郎 後藤晴一 水野生
清

第十三區(五十三町)

副區長津田近三 副區長心得永江孝之 戸長杉若成光 野村近直 横地弘平 板
垣喜市 吉井清來 高澤義一 山上加一 中谷隆風 中村猪三男

第十四區(八十町)

副區長三田村温久 副區長心得黒田照房 戸長近藤正道 塚本厚通 藤田貴知
中野直之 藤堂宇作 藤半三郎 東五一郎 山田淺 久田守之 柴野拓 永矢之
受

越えて十一月副區長を區長、戸長を副區長と改め、從來の何番組の稱を廢して小何區と號した。翌十二月再び區會所を分割し、第八區第九區第十二區の會所を裏古寺町に、第十區第十一區第十三區の會所を新町に、第十四區の會所を小川町に設けたが、新町の會

所は後に博勞町へ移轉した。

明治八年初頭^{不詳}の頃加賀國全二十七區中更に金澤町を石川河北兩郡に編入分劃したため、金澤は第三區、第七區、第八區、第九區、第十區、第十一區、第十二區、第十三區、第十四區、第十五區、第十六區の十一區となり、第三區及第七區の區會所を野町に、第八區、第九區及第十二區の區會所を古寺町に、第十區、第十一區及第十三區の區會所を博勞町に、第十四區の區會所を下小川町に、第十五區及第十六區の區會所を高道新町に設置した。當時の區長副區長は左の通りであつた。

第三區 (區會所野町)

區長生小一以 副區長安永島茂平 西川邊 跡地茂 駒井清二 笠間安太郎 西川孫七郎 西川猶作

第七區 (同上)

區長嶋田新吉郎 副區長梶川伊六 中村義章 金子六郎平 松林幸次郎 高來平吉 廣瀬可太郎

第八區 (區會所古寺町)

區長林定則 副區長山田壽 加藤鐵吉 佐川久運 安宅茂太郎 井上誠男 雀部孝四郎 岸信定

第九區 (同上)

區長野村寛 副區長高柳達 八里知益 中宮孝之 寺垣忠固 山田直則 黒田衛省 安武就義

第十二區 (同上)

區長中川忠良 副區長島林一平 中川忠昭 村澤敬之 後藤晴一 野崎倫喜 橋爪正孝 木村容之 平壽盛

第十區 (區會所博勞町)

區長瓜生勾 副區長杉若成光 山岡美章 羽田正秋 河合長次 久保達志 笠間謙 宮北敬典

第十一區 (同上)

區長中谷隆風 副區長石黒定信 松本惟正 金岩與 八十島繁

第十三區 (同上)

區長畠山義北 副區長渡部知先 中村猪三男 池島文左 北村義實 高澤義一 佐々榮 古市政忠

第十四區 (區會所小川町)

區長上坂千景 副區長東五一郎 小林祐鏡 伊藤八三治 姊崎義徳 岩田芥吉

桑名友直 玉川敬 藤半三郎

第十五區 (區會所高道新町)

區長宮村祐春 副區長宇野治 中山泰 八木實 山本望 出島啓 岡本信義

第十六區 (同上)

區長島田貞夫 副區長宇野次六 森伊三郎 半井周 西川長次郎 永江孝之 山本豊

尋で同年八月區會所を合併して、尾山神社の隣接地丹後屋敷の舊地に廳舎を新築したのが、今の公會堂の前身である。尙此年金澤町惣區長に石川昌三郎を任命したが九月に至つて廢止した。

明治九年十一月左記區方假條令發布され、各大區に大區々務所を設け區長副區長各一人を各小區に戶長一人を置き尙五十戸以上に百戸毎に副戶長を任じ、副戶長は區長より推薦せしめした。

區方假條令
明治九年の區改正

區方假條令

區長 一大區 一員 準十二等月給貳拾圓

區内ヲ統括シ成典例規ヲ遵奉シテ、上申下達ノ諸務ヲ擔當シ、官令公布ヲシテ普ク通徹遵守セシムルヲ要ス。民費道路學校勸業義倉等ノ總テ一大區ニ關スル件ハ區長ノ專任タリ。通常人民ノ願何等成規定例アルモノハ、戶長ニテ

取扱フトハ雖モ其異常ニ係ルモノハ、區長尙覆審スルモノトス

戶口ヲ詳ニシ、業ヲ勤メ學ニ就カシメ、區民ノ安寧公益ヲ圖リ、下情壅蔽ナキ等ノ事、懇切注意スルヲ要ス

區長以下進退ハ、縣廳ニ於テ命ズト雖モ、常ニ戶長以下ノ勤惰ヲ視察シテ具狀スルコトヲ得

副區長 一大區 一員 準十三等月給十五圓

區長ヲ輔ケテ大區ノ事ニ參與ス。若シ區長缺員又ハ事故アルトキハ代理スベシ

戶長 一小區 一員 準等外一等月給拾圓

諸般ノ成規ヲ遵守シテ一小區ノ事務ヲ擔當シ、官令公布ヲ回達シテ稽留ナカラシムベシ

勸業就學ノ事ハ區長ニ協議シテ懇切注意スルヲ要ス

副戶長 二百戸以下 一員 準等外四等月給三圓以下七拾五錢以上、制限戶長ニ亞ギ其分課ノ村町ヲ擔當ス

書記 一小區 二員 日給二十錢以下十錢以上

戶長ノ筆算ヲ助ケ若シ事務ノ繁劇ナルトキハ臨時雇ヲ用ユベシ

第一條 區内人民ニ接スル、温厚篤實ヲ旨トシ尊大ノ風アルベカラズ。品行ヲ慎ミ凡ソ區内人民ノ模範ニナルベキ

様注意スベキ事

第二條 區務所ハ民間便利ノタメ設クルモノニ付、素ヨリ官廳ト事務ヲ混淆スルナク其分限ヲ認ルベカラザル事

第三條 諸布告類停滯ナク回達シ、人民ノ遵奉スルヤ、或ハ誤解又ハ脱漏ノ弊ナキヤ否ニ注意スベキ事

但諸布告通達ノ順序ハ、區長ヨリ戶長ヘ配達シ、副戶長各自擔當ノ人民ヘ傳達スベシ

第四條 諸布告ハ、速ニ相當内ニ傳達シ、各承認ノ上ハ毎事傳達了ノ届ニ及ブベシ。若日數三十日ヲ過ギ布達遲滯

スルコトアラバ、其滞留セシ原因ヲ調べ、併テ上申ニ及ブベキ事

但諸布告既ニ區務所へ受ケタル後三十日ヲ經ルトキハ、其區内通ク知り得タルモノト可見做答ニ付此場合ニ於テハ滞留セシメタル本人ニ相應ニ説諭ニ及ブベシ、若シ其説諭ニ應ゼザル者アラバ具陳スベキ事

第六條 布令解義ヲ設ケ、蒙昧文字ナキ者ノ爲ニ、之ヲ聽カシメ之ヲ導キ、朝旨ヲ拜認浹洽セシムベシ。最モ其場所及期日ヲ定ムル等ハ可届出事

但神官僧侶等ヲシテ之ヲ解カシムルモ、敢テ他人ノ事務ト認ムベカラズ。各擔當ノ人民ヲ導クハ、正副戸長其ノ責任タルベキ事

第七條 諸願何届等副戸長連署ノ上、郵便ヲ以テ該區務所へ送致スベシ。戸長書面ヲ審査シ連署ノ上區務所限リ取扱ノ向ト縣廳へ上申スベキモノトヲ區分シ區印ヲ捺シ、該區ヨリ縣廳受付掛へ郵送スベキ事

但支廳所轄ノ地ハ、本文ノ手續ヲ以テ支廳へ差出スベシ。此場合ニ於テ、成規例格ニ悖ル如キ不都合ノ書面アラバ、事理ヲ説明シ本人ヲ教誨スベシト雖モ、決シテ壅蔽ノ舉動アルベカラズ

第八條 期限アル取調物ハ、必ズ其期ヲ愆ルベカラズ。若シ不得止事故アリ遲延スルモノハ、詳細其事由ヲ具狀シ指令ヲ受クベキ事

第九條 國稅縣稅貸下返納金、其規定ノ納メ期日ヲ愆ラザル様常ニ注意スベシ。若シ不得止事故アラバ、速ニ其事由ヲ具狀スベキ事

第十條 常ニ戸籍ヲ檢シ、寄留送籍成規ニ照シ、區内ニ不審者留置スベカラズ

第十一條 隠竄孤獨自立スル能ハザルモノハ、之ヲ憐ミ互ニ救助シ、不得止場合ニ於テハ、成規ニ照シ事由ヲ具陳

スベキ事

第十二條 節義篤行ノ者ハ事實ヲ具狀スベキ事

第十三條 隣里鄉黨相親ミ職業ヲ怠ラザル様注意スベキ事

第十四條 無益ノ費ヲ省キ、善ヲ勤メ遊戯ヲ戒メ、牧畜養蠶ヲ始メ利用厚生ノ道ヲ勸奨スベキ事

第十五條 學ハ人民ノ急務一日モ忽カセニスベカラズ。故ニ區内ノ父兄ヲ勸奨シ子弟ヲ誘掖シ、正副戸長各擔當ス

ル區町村ニ不就學ノ少年アラバ、丁寧ニテ教誨シ、學制ノ趣旨ニ副ハシムベキ事

第十六條 學區取締ト協議シ、區内學校永續維持ノ方法ヲ建設シ、不斷當町村内ノ學校ヲ監視シ世話可致事

第十七條 總テ非常ノ事アレバ、速ニ届出ルヘ勿論、若シ多人數集合會談徒黨ニ類似スル儀アラバ、精々説諭ヲ加ヘ其旨至急可届出事

但胡亂ノ者徘徊セバ其形況可報告事

第十八條 失火出水等非常ノ節ハ、速ニ出張シ臨機消防等ヲ差配スベシ。尤官員出張ノ上ハ其指揮ヲ受クベキ事

第十九條 水火災害ニ罹ル人家、或ハ耕地變地ノ景況、或ハ傳染流行病等アラバ速ニ可届出、旅人病氣或ハ迷子棄兒等有之節ハ、厚ク介抱或ハ治療ヲ加ヘ其趣可届出事

第二十條 道路橋梁ヲ清潔ニシ、下水境園ナキ様ニ浚疏シ、市街人家稠密ノ地ハ尙更汚穢ヲ除キ、若シ營繕スベキ破損所アラバ官民費ノ區分ヲ分チ可届出事

但最少民費箇所ハ非此限

第二十一條 民費課出打割ノ儀ハ、豫メ一箇年ノ概算ヲ按ジ箇條ニ照シ、本年一月中第一課ノ検査ヲ經テ四分一充

三箇月毎ニ取立精算表ヲ製シ可届出事

但區務所ニ關セザル其町村限リノ費用ハ、三ヶ月毎ニ詳細記載シ、區長ノ檢印ヲ捺シ置、割當方期日ノ儀ハ、其町村適宜ニ取扱可申事

第二十二條 概算外ニテ課賦ヲ要スル時ハ、詳細具狀シテ可受指令事

第二十三條 區務所ハ幾小區集合シテ建設スルトモ、各小區ノ位置ヲ分別シテ、事務ヲ混交セシムルコトナカルベシ。然リト雖モ互ニ隠蔽スルコトナク區長出席スルトキハ、一場目撃相成ルベキ様ニ位置スベキ事

第二十四條 區務所諸買物代ヲ初メ、金錢相渡候分、受取證無遺漏都度々々取立備置クベキ事

但明細勘定書ハ、區務所ニ備置クト雖モ、民費高検査等ノ節達シ次第、速ニ可差出様豫テ心得置可申、且明細書ヲ製シ必區内へ公告可致、右原帖一覽ヲ乞フモノアラバ、速ニ披見爲致其冗費ナキヲ知ラシメ、聊疑惑ヲ不抱様注意致スベキ事

第二十五條 區務所出勤ノ向ハ出勤簿ヲ製シ置キ、區長以下書記小仕其他臨時備ニ至ル迄、出勤毎ニ調印スベキ事

第二十六條 區務所出勤ハ、出頭退出トモ應ノ規定ニ準スベシ。尤事務繁劇ノ節ハ此限ニアラザル事

第二十七條 年中ノ休暇ハ、明治六年一月第二號公布ノ通りタルベシ。尤臨時布達ノ分ハ此限ニアラザル事

第二十八條 父母ノ祭日ハ賜暇ノ事

第二十九條 區戸長ハ官選ヲ常トス。又戸長或ハ區内ノ見込ヲ採リ参考ニ供スルアルベシ。副戸長ハ區長ノ選舉狀ヲ採リ、之ヲ議スルヲ常トスル事

第三十條 副戸長ヲ選ムハ、左ノ選舉法ニ依リ撰ムベシ。尤封書ニテ上申スベキ事

但シ家事ノ都合ニヨリ退隱シタル者、或ハ嗣子ニシテ現場家事擔當スル者ハ又此例ニ入ル

年齢二十五年以上ノ者

温厚篤實ニシテ人望アル者

一家活計ニ差支ナキ者

諸願届届ハ勿論往復文書綴得ル者

算術乗除法ヲ爲シ得ル者

第三十一條 書記ハ區務所ニ於テ申付ベキ事

但區長ヨリ人名ヲ撰擇シ略履歴ヲ附シ、前以テ何出允許ヲ得テ施行スベシ

第三十二條 正副區長ハ、區務所へ出席事務取扱、臨機區内ヲ巡回シ事務ヲ整頓スベシ。戸長ハ日勤事務取扱フベキ事

第三十三條 小區ハ戸長ノ擔當タリト雖モ、大區ニ關係スル事件ハ、總テ決テ區長ニ取ルベキ事

第三十四條 成規定例ナク、應ノ指令ヲ受クルニ中リテハ、事情ヲ具上シ細大トナク區長へ稟議シ、區長ヨリ何出スベキ事

但事急遽ニ出テ或ハ區長不在ノ時ハ、戸長ヨリ何出スベキ事

第三十五條 區内ノ景況等ニヨリ意見有之、親シク區情ヲ具陳センタメ等ヲ以テ、區長臨時出廳ヲ要スルトキハ、豫テ何出シ許可ヲ得テ出頭スベキ事

第三十六條 戸長缺員アルカ、又ハ事故有之事務取扱ハザルトキハ、同大區中ノ戸長ニテ代理スベキ事

但此場合ニ於テハ、區長ノ見込ヲ以テ代理者ヲ委任スルモノトス

第三十七條 副戶長ハ二百戸以下、人家ノ疎密ニヨリ酌量聯合シテ相當セシムルト雖モ、五十戸ヨリ減少スルヲ得ザルコト

第三十八條 副戶長缺員アルカ、又ハ事故有之事務取扱ハザルトキハ、同小區中ノ副戶長ニテ代理スベキ事

但此場合ニ於テハ、該小區ノ戶長ノ見込ヲ以テ、代理者ヲ委任スベシト雖モ、事急ナルトキハ、隣接ノ町村ヲ擔當スル副戶長其責ニ當ルモノトス

第三十九條 區務ニ關スル一切ノ費用ハ、勿論民費ニ屬スル事

第四十條 區戶長月給支給方拜命轉免共、十五日前後ヲ以テ一箇月半箇月ノ區分ヲ定ムベキ事

第四十一條 病氣引ニテ不勤ノ者ハ、四箇月間全額ヲ給シ、其後ハ三分ノ一ヲ給スベキ事

但計算方法、譬ヘバ十五日前引籠ノ者ハ下半月ヨリ之ヲ算シ、十六日後引籠ノ者ハ翌月ヨリ之ヲ算スベシ

第四十二條 公事失錯ニテ糾問中等支給方ノ儀ハ其實際ニ當リ其都度可伺出事

第四十三條 區戶長死亡又ハ免職ノ節、一箇年以上勤續ノ者ハ手當支給方見込相立可伺出事

第四十四條 區戶長病氣引十五日ニ至リテハ、必ズ醫按ヲ副へ届出スベシ。尙花再敷日ニ及ブ時ハ六十日毎ニ更ニ其病況ヲ届出スベキ事

但快氣ノ上出勤届出ノ儀ハ勿論ノ事

第四十五條 戶長ハ區務所ニ宿直スベキ事

但書記ヲシテ代直セシムルモ妨ゲナシ。宿直ノ節辨當料金七錢、小遣ハ五錢ノ事

第四十六條 區戶長書記共御用繁劇、夜勤ハ午後八時ヲ過ケレバ辨當料三錢五厘、十二時ヲ過ケレバ七錢、徹夜ハ十錢五厘、小仕ハ八時ヲ過ケレバ五錢、徹夜ハ七錢五厘ノ事

第四十七條 區務所ニテ人民願ノ許可ヲ取扱フニハ、豫テ縣廳ヨリ授置處ノ許可ノ證印ヲ年月日ノ位へ捺シ、區務所印ヲ願書本紙控ヘニ押割リ、並ニ取扱候年月日ヲ朱書シ小印ヲ加ヘ、其本紙ハ本人ヘ下付シ、控ヘ一箇月限リ取束ネ、目錄ヲ添テ上申シ廳ノ檢閱ヲ經テ區務所ニ編纂シ置クベキ事

是に於て區吏の事務章程ニ服務規律が初めて明瞭に制定さるゝ事となつたが、猶區務所は縣の支廳の如く、區吏は官吏若しくは準官吏で、自治を距る事未だ遠しと云はなくてはならぬ、而して此年四月越中一團を、更に八月越前の坂井、南條、丹生、足羽、大野、今立、吉田の七郡を石川縣に隸屬せしめたので、之と共に全縣を二十八區に分ち金澤町を第十大區とし更に十小區に分つた、

明治九年末の區劃

小 一 區

下大樋町 上大樋町 春日町自一丁目至五丁目 談話所町 同心町 上田町 山下町 山ノ上町自一丁目至四丁目
高道新町 高道町 裏金屋町 下小川町 上小川町 御歩町自一番丁至五番丁 觀音町自一丁目至三丁目 八幡町
木綿町 鷺町 子來町 末廣町 東御影町 常盤町 豊國町 木町自一番丁至四番丁 愛宕自一番丁至四番丁 卯
長高町 卯辰下町

小 二 區

森下町 大衆免中町 大衆免片原町 東馬場町 馬場自一番丁至六番丁 水車町 森山町自一番丁至五番丁 小橋町 淺野町 下淺野町 上中島町 下中島町 梅澤町 平折町 上牧町 中牧町 下牧町 御仲間町 立川町 大衆免堅町 大衆免七曲 大衆免龜淵町 大衆免井波町 大衆免横町 金屋町

小 三 區

鹽屋町 瓢箪町 五寶町 岩根町 堀川間ノ町 笠市町 巴町 中堀川町 古餌指町 東堀川町 淵上町 七ッ屋此花町 荒町自一丁目至三丁目 堀川角場町 象眼町 西堀川町 鍛冶町 弓ノ町 新道 鍛冶片原町 白銀町 七寶町 英町 芳齋町 柳町 島田町 玉井町 木新保自一番丁至七番丁 六枚町 田丸町

小 四 區

母衣町 彦三自一番丁至八番丁 桶町 安江町 横安江町 裏安江町自一番丁至二番丁 四町自一番丁至四番丁 西町敷ノ内通 十間町 上近江町 下近江町 博勞町 上今町 下今町 大手町 梅本町 梅本町四横丁 梅本町東横丁 殿町 下胡桃町 中町 尾張町 上新町 下新町 橋場町 主計町 味噌藏町下中丁 味噌藏町片原町 材木町自三丁目至七丁目 兒玉小路 味噌藏町上中丁 九人橋下通 味噌藏町間ノ町 味噌藏町裏丁 備中町 又五郎町 並木下町 支番町自一番丁至二番丁 支番町三巡リ 並木町 小將町自一番丁至三番丁 小將町中丁 小尻谷町 尻垂坂通自一丁目至三丁目 賢坂辻通 上胡桃町 横山町自一番丁至三番丁 越中町 淺野川上川除町

小 五 區

柿木町 火除町 九枚町 森町自一番丁至三番丁 成瀬町 材木町自一丁目至二丁目 八坂 御小人町 裏御小人

小 六 區

町 馬場崎町 銀杏町 櫻町自一番丁至六番丁 田町 吹屋町 川端町 三十人町 田町新道 板前町 品川町 天神町自一丁目至四丁目 土取場撞木町 興力町自一番丁至四番丁 元龜間町 下弓ノ町 中弓ノ町 上弓ノ町 下龜間町 上龜間町 上野町 松下町 小立野新町 下百々女木町 上百々女木町 木曾町

小 七 區

上笠舞町 下笠舞町 揚地町 上石引町 山崎町 河内町 白山町 二十人町自一番丁至四番丁 上欠原町 一本松 中石引町 下石引町 新坂町 中欠原町 下欠原町 出羽自一番丁至五番丁 上鷹匠町 中鷹匠町 下鷹匠町 土取場城端町 土取場永町 三所町 上安藤町 中安藤町 下安藤町 大音町 飛梅町 中野町自一番丁至三番丁 平野町 上富山町 下富山町 藤棚 壘所町自一番丁至七番丁 川上新町自一丁目至三丁目 松本町 梅枝町 菊川町 上主馬町 中主馬町 主馬町廣丁 角場川岸 手木町 長柄町 新長柄町 石浦新町

小 八 區

上本多町自一番丁至二番丁 上本多町川御亭 中本多町自一番丁至四番丁 中本多町欠下町 中本多町短丁 下本多町自一番丁至六番丁 百姓町 下主馬町 新整町自一丁目至三丁目 山田屋小路自一番丁至二番丁 早道町 上川除町 茨木町 鱒町 上柿木島 里見町 油車 枝町 廣坂通 川岸町 中川除町 杉浦町 水溜町 池田町自一番丁至四番丁 池田町立丁 十三間町 片町 河原町 大工町 堅町 下柿木島

青草町 袋町 上堤町 下堤町 松原町 南町 石屋小路 榮町 松ヶ枝町 仙石町 石浦町 木倉町 高岡町 高岡町上敷ノ内 高岡町中敷ノ内 高岡町下敷ノ内 大敷小路 長町自一番丁至八番丁 長町河岸 古寺町 裏古

寺町 北長門町 南長門町 壺川町 横傳馬町 上傳馬町 下傳馬町 裏傳馬町 犀川下川除町 寶船路町 古藤
内町 宮本町 茶木町 西馬場町

小 九 區

西御影町 新川除町 谷町 元車町 竹田町 高儀町 下高儀町 七曲 三社弓ノ町 齋田町 大豆田町 大豆田
新町 梅鉢清水 玉川町 宗叔町自一番丁至五番丁 穴水町自一番丁至四番丁 長土堀通 長土堀自一番丁至六番
丁 三社五十人町自一番丁至三番丁 福富町 葛町 三社宮ノ前 三社宮ノ後 三社垣根町 元菊町 三社山田町
三社川岸 三社町 三橋 勝尾町 古道 古道自一番丁至二番丁 木揚場 折達町 日吉町 醒ヶ井町 深川町
中橋町 長田町 長田弓ノ町自一番丁至三番丁 大隅町

小 十 區

有松町 泉寺町 泉町 泉新町 芦中町 桃島町 地黃煎町 六斗林自一丁目至三丁目 六斗林弓ノ町 三間道
沼田町 野田寺町自一丁目至五丁目 長良町 櫻島自一番丁至十番丁 上石伐町 下石伐町 仙人町 櫻木自一ノ
小路至十ノ小路 堀込町 茶島自一ノ小路至二ノ小路 笹下町自一ノ小路至三ノ小路 蛤坂町 蛤坂新道 野町自
一丁目至六丁目 石坂角場自一番丁至十二番丁 石坂與力町 上小柳町 下小柳町 助九郎町 本馬町 石坂町
北石坂町 北石坂新町 石坂川岸 石坂川岸自一ノ小路至二ノ小路 南石坂町 千日町 裏千日町 西側町 五十
人町 裏五十人町 白菊町

之等の各大區には區長副區長各一名、各小區に戶長一名を配屬したもので當時の金

郡區町村
編成法に
明治十
一年の
區劃一
改正

町村準則
公布

澤區長は大野木克正、副區長は安武就義、戶長は岩田斧吉、嶋林一平、河村敬典、有岡益友、森
可參、宮村祐春、加藤斧吉、爪生勾、木村忠弘、逸見直澄の十名であつたが後に岩田、宮村兩氏
に代つて津田近吉、矢部成章が挙げられた。

明治十一年七月、太政官布告を以て郡區町村編成法が布告され、府縣の下に郡區町村
を分割し、毎郡に郡長を、毎區に區長を、毎町村に戶長を各一名宛置くこととなり、十二月
全縣下十七箇所に郡役所を置き、金澤町西町舊區會所を區役所に改め、大野木克正を區
長代理に任命した。之と共に金澤區を七聯區に分ちて、毎區に戶長を置き、戶長役所を設
定したが翌十二年之を戶長役場と改稱した。

是より前同年三月縣より町村準則を公布し、各町村に關する公益民福上に就て會同
協議せしめ、その議事の要務を第一教育、第二勸業、第三義倉並窮民救恤、第四學資蓄積、第
五町村費と目安を掲げて之に據らしめんとし、左の告示を發した。

夫レ會議ハモト人民ヨリ起リ、而シテ政府隨テ其法制ヲ設クベキモノナリ。又町村會
郡小區會縣會ノ順序アリ。抑本邦ニ於ル明治七年五月二日並ニ同八年四月十四日詔
書ヲ以テ一般人民ノ漸次進歩ヲ期望セラレ、且各地方ノ内ニ於テ民會ノ端緒ヲ開ク
アルモ、全國ノ通法アラザルヲ以テ、同年地方官會議ニ民會ノ法案ヲ下附セラレ、既決
ノ後未ダ裁可ノ果ヲ給ハラズ、本縣議事ノ端ヲ明治五年ニ開キ、以來時々發會スルモ、

合縣ニ際シ其條例ノ區々ニ涉ルト、其順序ト情勢ニ適應セザルヲ以テ、其規則ヲ悉皆廢止シタルハ本年甲十九番布達ノ通り然ルニ世運ノ進歩ニ據リ、人民交際ノ事モ繁多從テ公共ノ事務屢商議ヲ要スルト、衆庶直ニ相會スルノ煩雜トニヨリ、委員等ヲ撰出シ其商議ノ事ヲ司ラシメザルヲ得ザル勢ヲ顯出ス。爰ニ於テ全國ノ通則ハ未ダ發令コレナシト雖モ、現今實際差支アルヲ以テ、假ニ準則ヲ設ケ商議ノ整頓ヲ便ニシ、從來集會ナルモノノ規模ヲ改メ、漸々民會ノ民會タル精神ヲ充實セシメンコトヲ期望シ先ヅ町村會準則ヲ定ム。其區會縣會準則ハ逐次之ヲ定メントス。冀クハ各自力メテ公平着實ヲ旨トシ輕躁急進ノ弊ニ陥ラザランコトヲ

明治十一年三月

石川縣權令 桐山純孝

尙同年七月には戶長職務の概目を定むるあり、十二月には町村長公撰假規則の公布あり、前年一月には各區町村總代人選舉法の制定せらるゝなどの事があつて、漸次自治行政の基礎が培植された。

明治十一年十二月の區劃

第一聯區

泉町 泉新町 有松町 芦中町 地首煎町 六斗林自一丁目至三丁目 六斗林弓ノ町 桃島町 三間道 櫻木自一ノ小路至十ノ小路 沼田町 茶島自一ノ小路至二ノ小路 堀込町 笹下町自一ノ小路至三ノ小路 泉寺町 櫻島自

一番丁至十番丁 長良町 野田寺町自一丁目至五丁目 上石伐町 下石伐町 仙人町 蛤坂町 蛤坂新道 野町自一丁目至六丁目 石坂角場自一番丁至十二番丁 石坂與力町 上小柳町 下小柳町 南石坂町 石坂川岸町 本馬町 石坂町 助九郎町 北石坂町 北石坂新町 裏五十人町 白菊町 裏千日町 千日町 西側町 五十人町

第二聯區

片町 河原町 大工町 堅町 上柿木島 下柿木島 里見町 廣坂通 十三間町 十三間町中町 上本多町自一番丁至二番丁 上本多町川御亭 中本多町自一番丁至四番丁 中本多町欠下町 中本多町短町 下本多町自一番丁至六番丁 池田町自一番丁至四番丁 池田町立町 水溜町 上川除町 杉浦町 油車 鱒町 新堅町自一丁目至三丁目 百姓町 茨木町 上主馬町 中主馬町 下主馬町 主馬町廣町 山田屋小路自一番丁至二番丁 川岸町 枝町 中川除町 早道町 藤棚 川上新町自一丁目至三丁目 松本町 角場川岸町 菊川町 梅枝町 中野町自一番丁至三番丁 平野町

第三聯區

上野町 小立野新町 松下町 揚地町 一本松 上笠舞町 下笠舞町 上鶴間町 下鶴間町 上石引町 中石引町 下石引町 土取場城端町 與力町自一番丁至四番丁 元鶴間町 白山町 山崎町 河内町 二十人町自一番丁至四番丁 新坂町 上欠原町 中欠原町 下欠原町 上鷹匠町 中鷹匠町 下鷹匠町 出羽自一番丁至五番丁 上弓ノ町 中弓ノ町 下弓ノ町 三所町 土取場撞木町 土取場永町 上安藤町 中安藤町 下安藤町 上百々女木町 下百々女木町 大音町 飛梅町 長柄町 新長柄町 手木町 壺所町自一番丁至七番丁 上富山町 下富山町

第四聯區

田町新道 三十人町 天神町自一丁目至四丁目 板前町 品川町 田町 火除町 櫻町自一番丁至六番丁 吹屋町 銀杏町 川端町 馬場崎町 九枚町 裏御小人町 材木町自一丁目至七丁目 森町自一番丁至三番丁 木曾町 成瀬町 八坂 柿木町 御小人町 十間町 博勢町 上近江町 下近江町 上今町 下今町 大手町 殿町 中町 上胡桃町 下胡桃町 梅本町 梅本東横町 梅本町西横町 尾張町 上新町 下新町 主計町 兒玉小路 味噌藏町 上中町 味噌藏町下中町 味噌藏町間町 味噌藏町片原町 味噌藏町 橋場町 九人橋下通 又五郎町 芝番町自一番丁至二番丁 備中町 並木町 並木下町 芝番町三巡り 小將町自一番丁至三番丁 小將町中町 小尻谷町 尻垂坂自一丁目至三丁目 賢坂辻通 越中町 横山町自一番丁至三番丁 淺野川上川除町

第五聯區

上堤町 下堤町 袋町 靑草町 榮町 松枝町 石屋小路 南町 上松原町 下松原町 高岡町 高岡町上敷ノ内 高岡町中敷ノ内 高岡町下敷ノ内 長町河岸 石浦町 仙石町 木倉町 大敷小路 長町自一番丁至八番丁 南長門町 北長門町 裏傳馬町 鹽川町 宮本町 裏古寺町 下川除町 寶船路町 古寺町 茶木町 古藤内町 西馬場町 西御影町 新川除町 元車町 竹田町 大豆田町 梅鉢清水 高儀町 谷町 大豆田新町 下高儀町 七曲リ 三社弓ノ町 福留町 蘭田町 葛町 宗叔町自一番丁至五番丁 玉川町 穴水町自一番丁至五番丁 長土堀通 長土堀自一番丁至六番丁 三社町 三社五十人町自一番丁至三番丁 三社川岸 三社垣根町 古道 木揚場 三社山田町 三構 勝尾町 三社宮ノ前 三社宮ノ後 元菊町 西町自一野丁至四番丁 西町敷ノ内通

第六聯區

折違町 日吉町 醒井町 大隅町 深川町 中橋町 長田町 長田弓ノ町自一番丁至三番丁 桶町 安江町 横安江町 裏安江町自一番丁至二番丁 母衣町 彦三自一番丁至八番丁 鹽屋町 下鹽屋町 五寶町 瓢箪町 岩根町 堀川間ノ町 笠市町 古御指町 巴町 東堀川町 西堀川町 中堀川町 堀川角場町 淵上町 七ッ屋 荒町自一丁目至三丁目 此花町 白銀町 七寶町 新道 弓ノ町 鍛冶町 鍛冶片原町 象眼町 芳齋町 英町 六枚町 柳町 島田町 田丸町 玉井町 木新保自一番丁至七番丁

第七聯區

上小川町 下小川町 森下町 大衆免中通 大衆免横町 大衆免堅町 大衆免七曲 大衆免龜淵町 大衆免片原町 大衆免井波町 上牧町 中牧町 下牧町 平折町 立川町 御仲間町 金屋町 裏金屋町 觀音町自一丁目至三丁目 御歩町自一番丁至五番丁 豊國町 八幡町 木綿町 子來町 末廣町 東御影町 常盤町 木町自一番丁至四番丁 卯辰高町 卯辰下町 鷺町 愛宕自一番丁至四番丁 東馬場町 水車町 馬場自一番丁至六番丁 小橋町 淺野町 下淺野町 上中島町 下中島町 梅澤町 高道町 高道新町 森山町自一番丁至五番丁 山ノ上町自一丁目至四丁目 上田町 同心町 談議所町 春日町自一丁目至五丁目 上大樋町 下大樋町 山下町

明治十二年八月に至り、前年十二月布達の町村戸長公選假規則を廢して左の如く戸長選舉法を定め、戸長は各町村に一名を公選するを本則とするが、亦數町村に一名を置くことを得と規定された。仍て金澤町では某町外何箇町戸長役場と稱したが其數は實に八十二役場の多きに達した。

戸長選挙法

第一條 戸長ハ毎町村ニ各一員ヲ公選ス。又數町村ニ一員ヲ公選スルヲ得。

第二條 戸長タルヲ得ベキ者ハ、滿二十五年以上ノ男子ニシテ其町村ニ本籍住居ヲ定メ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル。

但左ノ各款ニ觸ルル者ハ戸長タルヲ得ス。

第一 徒及懲役一年以上並國事犯禁獄一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者、但滿期後七年ヲ經タル者ハ此限ニアラズ。

第二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者。

第三 官吏準官吏及教導職、但諸官廳及郡區役所戸長役場諸雇學校教員縣會並町村會議員ハ選舉セラルル妨ゲナシト雖モ、若シ選ニ當ルトキハ兼勤スルヲ得ベカラズ。

第三條 戸長ヲ選舉スルヲ得ベキ者ハ、滿二十年以上ノ男子ニシテ其町村ニ本籍住居ヲ定メ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル。

但前條ノ第一款第二款ニ觸ルル者ハ選舉人タルコトヲ得ズ。

第四條 戸長任期滿チ其他缺員等アリテ更ニ選舉セントスル時ハ、郡區長ハ豫メ選舉ノ投票ヲ爲スベキ日ヲ定メ、少クモ五日前ニ之ヲ該町村内ニ廣告スベシ。

第五條 選舉ノ投票ハ、郡區長ヨリ附與シタル用紙ニ、左ノ書式ノ如ク被選舉人ノ年齢住所姓名ヲ記シ、選舉人自己ノ住所姓名ヲ記スベカラズ。封緘ノ上選舉人自己ノ住所姓名ヲ記シ、豫定ノ日之ヲ郡區長ニ出スベシ。

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ゲナシト雖モ、選舉會豫定ノ日ニ投票ヲ差出サザルモノハ、選舉ノ權利ヲ自ラ抛棄スルモノトス。

第六條 郡區長ハ選舉人ノ面前ニ於テ之ヲ開紙、投票ノ多少ヲ検査シ、最も多數ノ者ヲ以テ當選人トシ、同數ノ者ハ年長ヲ採リ、同年ノ者ハ圖ヲ以テ之ヲ定ム。若シ當選者其當選ヲ辭スルカ、或ハ法ニ於テ不適當ナリト認ムルトキハ、順序多數ノ投票ヲ得タル者ヲ採リ、本人並選舉人ニ示シ縣廳ヘ具狀スベシ。

第七條 縣令ハ郡區長ノ具狀ニヨリ、不都合無之上ハ辭令ヲ作り郡區長ニ附與シ、之ヲ授與セシムルモノトス。

第八條 選舉ノ際、事實該町村ノ治否ニ關スルト認ムルトキハ、再選ニ附シ或ハ官選ヲ以テ特ニ命スルコトアルベシ。

第九條 戸長ハ任期四年トシ、四年毎ニ改選スルモノトス。

但前任ノ者ヲ再選スルヲ得ベシ。

第十條 戸長ハ任期中ト雖モ、第二條ニ掲グル諸款ニ遭遇スルカ、或ハ其町村外ニ轉居スルカ、又ハ事故アリテ退職セシムルトキハ、第四條第五條ニ依リ更ニ其缺ニ代ル者ヲ選舉スベシ。

尙金澤町戸長役場の所在地は左の通りであつた。此年七月區長心得大野木克正は縣吏に轉じて、石川縣八等出仕石川昌三郎之に代つたが十一月辭職、尋で一等屬相馬朝郎が區長に擧げられた。

役場位置	所轄町數	役場位置	所轄町數
泉 町	有松町外四ヶ町	六斗林二丁目	地黃煎町外六ヶ町
笹下町	笹下町一ノ小路外二ヶ町	櫻木八ノ小路	櫻木一ノ小路外十二ヶ町

野田寺町五丁目	野田寺町一丁目外五ヶ町	櫻島四番丁	櫻島一番町外十二ヶ町
泉寺町	泉寺町一ヶ町	本馬町	下小柳町外二ヶ町
石坂町	石坂町一ヶ町	裏千日町	千日町外十一ヶ町
野町一丁目	野町一丁目外二十一ヶ町	河原町	片町外二ヶ町
十三間町	十三間町外二ヶ町	上柿木島	上柿木島外二ヶ町
池田町四番丁	池田町一番丁外四ヶ町	新野町三丁目	里見町外四ヶ町
水溜町	杉浦町外五ヶ町	早道町	川岸町外六ヶ町
主馬町廣丁	主馬町廣丁外五ヶ町	中本多町一番丁	上本多町一番丁外十四ヶ町
臺所町二番丁	上富山町外十三ヶ町	川上新町二丁目	上主馬町外七ヶ町
飛梅町	上石引町外十一ヶ町	二十人町四番丁	大音町外八ヶ町
一本松	一本松外五ヶ町	上石引町	上石引町外三ヶ町
松下町	上野町外三ヶ町	三所町	土取場城端町外二ヶ町
中弓ノ町	下鶴間町外十二ヶ町	殿町	尾張町外六ヶ町
上近江町	西町一番丁外八ヶ町	尻垂坂通	賢坂辻通外十四ヶ町
味噌蔵町上中丁	材木町六丁目外十四ヶ町	横山町三番丁	材木町三丁目外九ヶ町
森町一番丁	八坂外七ヶ町	天神町四丁目	天神町四丁目外一ヶ町
天神町三丁目	天神町一丁目外二ヶ町	御小人町	御小人町外一ヶ町

三十人町	品川町外二ヶ町	田町	吹屋町外二ヶ町
火除町	火除町一ヶ町	櫻町二番丁	馬場崎町外八ヶ町
高岡町	石浦町外五ヶ町	石屋小路	上堤町外七ヶ町
傳馬町	古寺町外十ヶ町	長町三番丁	長町一番丁外二十五ヶ町
茶木町	寶船路町外二ヶ町	西馬場町	西馬場町外三ヶ町
谷町	高儀町外一ヶ町	竹田町	竹田町外四ヶ町
古道	古道外一ヶ町	三社宮ノ前	三社宮ノ前外八ヶ町
七曲	七曲外八ヶ町	安江町	安江町外二ヶ町
彦三五番丁	主計町外七ヶ町	彦三八番丁	彦三六番丁外三ヶ町
白銀町	七寶町外四ヶ町	鍛冶町	鍛冶町外一ヶ町
田丸町	田丸町外一ヶ町	荒町三丁目	荒町一丁目外三ヶ町
木ノ新保二番丁	木ノ新保一番丁外二ヶ町	木ノ新保五番丁	木ノ新保四番丁外三ヶ町
五寶町	五寶町一ヶ町	岩根町	岩根町一ヶ町
鹽屋町	鹽屋町外二ヶ町	淵上町	巴町外九ヶ町
芳齋町	英町外二ヶ町	柳町	島田町外一ヶ町
大隅町	長土堀四番丁外十四ヶ町	金屋町	森下町外七ヶ町
觀音町一丁目	觀音町一丁目外五ヶ町	愛宕二番丁	愛宕一番丁外五ヶ町

木町一番丁	木町一番丁外二ヶ町	御歩町一番丁	御歩町一番丁外四ヶ町
東御影町	豊國町外五ヶ町	淺野町	東馬場町外十三ヶ町
御仲間町	御仲間町外五ヶ町	大衆免龜淵町	大衆免野町外八ヶ町
高道町	高道町外一ヶ町	山ノ上町一丁目	山ノ上町一丁目外四ヶ町
上田町	春日町一丁目外九ヶ町	上中島町	上中島町一ヶ町

元

二、區會開設と自治の申展

明治十二年九月に至り金澤區に初めて聯町會なるものが開設された。それは前年七月太政官達を以て郡區町村編成法施行順序に就き三府及其他ノ町村ハ其地方ノ便宜ニ從ツテ町村會議又ハ區會議ヲ開キ及地方稅ノ外人民協議ノ費用ハ地價割戸數割又ハ戸門割歩合金等其他慣習ノ舊法ヲ用ユルコト勝手タルベシ。但シ町村會區會ノ章程規則ヲ制定スル分ハ内務卿ニ届出認可ヲ受クベシとあるに基いたものらしく、その選舉法は各區に委員を公選して選舉會を開き、定數の議員を互選投票したものニ推定されるが、記録の微すべきものがないので判明しない。但し會議は九月四日より十月六日に亘り仙石町育英學校を假議場として開催され、議案は會議、教育、報時鐘、種痘、消防、火ノ見櫓等の費目救恤金の處分法並に義倉設立に關するもので、總議員數は左記二十四名

議長は岡田雄集、副議長は吉野民作であつた。

藤田貴知	大脇康辰	清水七郎右衛門	中村信行	山岸弘
戸島隆秀	伊藤孫平	小幡造次	小塚政調	杉本政春
渡瀬政禮	姉崎義徳	吉野山	久田守之	岡田雄集
山本守輝	熊野善六	辰巳啓	高桑好正	飯田秀魁
長谷川孝篤	吉野民作	米山道生	安井茂三郎	

右は來らんとする區會の前驅をなすもので、自治の統制と訓練が民衆の手に依つて漸く運用されんとする傾向を示すものである。併も此の聯町會は臨時に開かれ、且つ閉會と共に議員一同解任となるべき性質のもので、何等一定せる町村會議の規則に據つたものでなかつたため、議長岡田雄集から縣令千坂高雅へ宛、速に規則を制定して區會を開設ありたき旨の建言書を提出した。尙右の聯町會に引續き聯合町會ならものが、全七區の區毎に開催されたいが、この相互の關係並に組織に就ては、聯町會は金澤全區一般の聯合町會は各區内共同の項目に就て、それぞれ協議されたものニ推定する外に何等考證すべき記録もなく、又遺老に質しても明かでないのは甚だ遺憾である。

明治十三年四月八日太政官布告第十八號を以て、區町村會法が發せられ、其第一條に「區町村會ハ其區町村ノ公共ニ關スル事件及其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス」第二條に

元

區町村會ノ規則ハ其區町村ノ便宜ニ從ヒテ之ヲ取設ケ、府縣知事ノ裁定ヲ受クベシト規定せられ茲に始めて從來の諮問機關たるに過ぎなかつた區町村會の權能ヲ議決機關にまで引上られ愈自治體たる意義を闡明にした。金澤區では右布告ニ共に左記二十七名の委員を舉げて、金澤區會及聯町會規則の編成に當らしめた。

杉山直諒 松木以孝 山田恒吉 瀧川永頼 岡田雄集
竹下 運 木船 互 生山峯樹 山本守輝 高瀬良幸
不破順命 毛利虎吉 小幡造次 阿部八郎兵衛 藏 精一
井村重之 進士武任 市村守精 山岸 弘 清水七郎右衛門
八島爲晴 山崎彌作 中山 直 石黒重雄 渡邊義作
一色昌和 今枝榮次郎

後に石黒重雄に代つて居村長三郎が舉げられた。斯くして六月十五日から會頭岡田雄集、副會頭山岸弘以下の委員によつて原案に就き逐條審議の結果、左の如く編成された。

金澤區會規則

第一章 總 則

第一條 區會ハ左ニ掲ケル各款ヲ議定スルモノトス

第一款 本區ノ公共ニ關スル事業ヲ起廢シ、或ハ之ヲ伸縮スル事

第二款 區限ノ經費豫算及其支出徵收方法ヲ設クル事

第三款 區内共有財産ノ額ヲ増減シ、又ハ之ヲ生殖維持スルノ方法ヲ設クル事

第四款 區内共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金穀等ヲ貸借スル事

第五款 縣廳ヨリ區内ニ課賦セラレタル戸數割稅額ヲ徵收スルタメ、各町出金額ヲ定ムル事

第二款 區會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ。其定期ニ於テスルヲ通常會トナシ、臨時ニ開クモノヲ臨時會トス

第三款 通常會臨時會ノ議案ハ、區長ヨリ之ヲ發スルモノトス

但區内ノ利害ニ關スル事件ニ付、議員ニ於テ意見アルトキハ、議長ノ認可ヲ得テ之ヲ發ス

第四條 臨時會ハ特ニ會議ヲ要スル事件ニ限ル。其他ノ事件ヲ議スルヲ得ズ

第五條 會議ノ評決ハ區長ノ認可ヲ受クベシ

第六條 通常會期中議員ノ内、區内ノ利害ニ關スル事件ニ付、縣令ハ建議セントスルモノアレバ、先ツ議會ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ、可決スルトキハ議會ノ所見トナシ、議長ノ名ヲ以テ直チニ建議スルコトヲ得

但區内人民ヨリ議會ヘ建議スル者アルトキモ本條ノ手續ニ準ス。若該會確定濟ノ事件ニ係ルモノハ、受理セザルモノトス

第七條 區會ハ毎年通常會議ノ初メニ於テ、協議費ニ係ル前年度ノ出納決算書ノ報告ヲ受ケ、區長ニ説明ヲ求ムルコトヲ得。若シ異見アルトキハ、議長ノ名ヲ以テ直チニ縣令ニ上申スルコトヲ得

第八條 縣令又ハ區長ヨリ區内ヘ施行スベキ事件ニ付、其意見ヲ諮問スルコトアルトキハ之ヲ議ス

第九條 區會ハ議事ノ細則ヲ議定シ、區長ノ認可ヲ經テ施行スベシ

第十條 區會ノ費用ハ區内ニ於テ支辨スルモノトス

第十一條 議員ノ内招集ニ應ゼズ、又ハ事故ヲ告グズシテ參會セザルモノヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得

第二章 選舉

第十二條 區會ノ議員ハ、選舉部内人員ノ多寡ニ依リ五人以下選ブ。一人ニテ數部内ノ選ニ當ルトキハ、其何レノ部内ニ屬スベキハ當選人ノ好ニ任ス

但選舉部ノ割合ハ別表ノ如シ

第十三條 議長及副議長ハ議員中ヨリ公選シ、區長ニ報告スルモノトス

第十四條 議長、副議長及議員ハ俸給ナシ。書記ハ議長之ヲ選ビ議會ノ庶務ヲ整理セシム。其俸給ハ會費ノ中ヨリ之ヲ支給ス

第十五條 區會ノ議員タルヲ得ベキ者ハ、滿二十歳以上ノ男子ニシテ一ケ年以上區内ニ住居本籍ヲ定メ、不動産ヲ所有スル戸主ニ限ル

但左ノ各款ニ觸ルル者ハ議員タルヲ得ズ

第一款 癡癩白痴ノ者

第二款 懲役一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者

但滿期七年ヲ經タル者及國事犯ハ此限ニ非ズ

第三款 身代限りノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者

第四款 區會ニ於テ退職者トセラレタル後四年ヲ終ザル者

第五款 官吏準官吏縣會議員教導職及學務委員衛生委員並區役所用掛筆生

第十六條 議員ヲ選舉スルヲ得ベキ者ハ、滿二十歳以上ノ男子ニシテ本區内ニ本籍住居ヲ定メタル戸主ニ限ル。

但第十五條第一第二第三第四各款ニ觸ル、者ハ、選舉人タルコトヲ得ズ

第十七條 議員ヲ選舉セントスルトキハ、區長ハ少クモ十五日以前ニ選舉會ヲ開クベキ旨ヲ公告シ、投票ヲナサシム

ムベシ

第十八條 第十二條ノ議員ヲ選舉スルニハ、各選舉部内ニ於テ百戸内外ニ選舉委員一名宛テ公選シ、該委員ヲシテ

其部内ニ當ル議員ヲ公選投票ヲナサシム

但選舉委員ノ年期ハ二年間トス。該委員ヲ設クル手續キハ、第十五條ヨリ第二十一條マデニ照準スベシ

第十九條 投票用紙ハ戶長ヨリ附與シ、之ニ選舉人自己及被選人ノ住所姓名ヲ記シ封印ナシ、豫定ノ日之ヲ選舉會場ヘ差出スベシ

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ナシ

第二十條 投票ハ豫定ノ日ニ、各選舉部内ノ戶長ニ於テ便宜會場ヲ設ケ投票ヲナサシム

第二十一條 投票ハ選舉人ノ面前ニ於テ戶長之レヲ開封シ、其投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス。同數ナラバ年長ヲ取り、同年ナラバ區長ヲ以テ定ム

第二十二條 戶長ハ當選ノ當否ヲ審調シ當選人ヲ査定シ、而シテ其旨ヲ當選人ニ傳ヘ承諾ヲ得テ、姓名ヲ區長ヘ届出ルモノトス

但當選人若シ法ニ於テ不適當ナルカ、或ハ其選ヲ辭スルトキハ、順次多數ノ投票ヲ得タルモノヲ取ル

第廿三條 當選人ノ姓名ヲ届出ツレバ、區長ハ其當選人ヲ呼出シ當選狀ヲ渡シ、請書ヲ差出サシムルモノトス

但當選人請書ヲ出シタル後、區長ヨリ其姓名ヲ區内ニ公告ス

第廿四條 議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全數ノ半ヲ改選ス

但第一回二年期ノ改選ヲナスハ、抽籤法ヲ以テ其退任ノ者ヲ定ム

第廿五條 議長副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改選毎ニ之ヲ選舉ス

第廿六條 前二條ノ場合ニ於テハ、前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得

第廿七條 議員中任期内ニ於テ、第十五條ニ掲グル各款ニ遭遇スル歟、又ハ區外へ轉任スルカ、其他總テ缺員トナルトキハ、更ニ其缺ニ代ル者ヲ選舉ス

但議員補缺ノタメ選ハレタル議員ノ任期ハ、ソノ補フ所ノ先議員ノ選ハレタル年ヨリ通算スルモノトス

第三章 議 則

第廿八條 議員半數以上出席セザレバ當日ノ會議ヲ開クヲ得ズ

第廿九條 會議ハ過半數ニ依テ決ス。可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第三十條 區長若クハ其代理人ハ、會議ニ於テ議案ノ趣旨ヲ辨明スルヲ得ルト雖モ、決議ノ數ニ入ル事ヲ得ズ

但議員ヨリ發シタル議案ハ其議員ニ於テ辨明スベシ

第三十一條 會議ハ傍聽ヲ許ス。

但區長ノ要メニ依リ、又ハ議長及議會ノ意見ヲ以テ、傍聽ヲ禁ズルコトアルベシ

第三十二條 議員ハ會議ニ方リ十分討論ノ權ヲ有ス。然レドモ人身上ニ付テ、褒貶毀譽ニ涉ルヲ得ズ

第三十三條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス。若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ、其命ニ順ハザル者アルトキハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルモノトス

第四章 開 閉

第三十四條 區會ハ毎年四月ニ於テ之ヲ開ク。其定期ニ至レバ區長ヨリ區内ニ廣告ス。其開閉ハ區長之ヲ命ジ、會期日數ハ十日以内トス。

但會議ノ都合ニ依リ區長ハ日限ヲ伸ルコトヲ得ト雖モ、其事由ヲ直ニ縣令ニ報告スベシ

第三十五條 通常會期ノ外、會議ニ付スベキ事件アルトキ區長ハ臨時會ヲ開クコトヲ得。此場合ニ於テハ其事由ヲ縣令ニ報告スベシ

但議員中ヨリ開會ヲ求メント欲スルトキハ、三人以上ノ同議ヲ以テ議長ノ認可ヲ受ケ、區長へ届出ルモノトス

第五章 議員並選舉委員交替

第三十六條 第二十四條ニ仍議員ヲ改選スルハ、其年度三月三十一日迄ニ豫メ之ガ準備ヲナシ、四月一日ニ於テ交替スルモノトス

但本文ノ期節ニ至リ、若シ臨時會開設ニ際スル時ハ、該會閉場ノ後ヲ待ツテ交替スベシ

第三十七條 第十八條但書ニ仍選舉委員ヲ改選スルハ、其年度二月二十八日(閏年ハ二十九日)迄ニ豫メ之レガ準備ヲナシ、三月一日ニ於テ交替スルモノトス

即ち當時の選舉は金澤全區の七部に於て、各選舉部内約百戸に就き一人の割合で先

づ選舉委員を公選し、更に其部内の區會議員を公選せしむる一種の重選法であつた。各部は即各聯區でその議員配當數は第一部四名、第二部四名、第三部三名、第四部四名、第五部五名、第六部五名、第七部五名計三十名、議員一人の負擔人口平均は第一部三千六百十三人、第二部三千五百六十九人、第三部三千五百十三人、第四部三千六百二十二、第五部三千六百一十一人、第六部三千五百六十九人、第七部三千七百四十七人に相當するものである。然し右は各區選舉委員の公選し得べき區會議員の制限定數であつて、その實は第十二條に規定されたる如く、全區を大選舉區として執行されその結果次の如く當選した。

- 白山 町生 山峯樹 大衆免中通 中山 直中 橋町 熊野 善六
- 鱒 町 嶋山 義比 常盤 町 竹下 運河 原町 原 規矩郎
- 七寶 町 山本 守輝 下今 町 小幡 造次 土取場 城端町 藏 精一
- 長土 堀五番丁 木船 互春 日町 三上 嘉幸 東馬場 桑名 友直
- 吹屋 町 毛利 虎吉 味喰藏町 岡ノ町 杉山 直諒 白菊 町 寺島 篤二
- 穴水町 二番丁 津田 近三 鹽川 町 松野 武成 御歩町 二番丁 菅野 正一
- 上石 伐町 田中 義胤 支善町 二番丁 安井 義禮 北石坂町 十番丁 寺尾 卓爾
- 裏古寺町 米山 道生 茨木 町 山岸 弘下 本多町 寺垣 忠固

金澤區會
の發會式

西堀川町 西野 則兄 味喰藏町 岡ノ町 杉山 延群 一本 松木 村政之
石坂 與力町 小塚 政潤 金屋 町 三清 武規 高岡町 上敷ノ内 岡田 雄巢
斯くて岡田雄巢を議長に、米山道生を副議長に挙げ、區會の組織全く成つたので明治十三年十二月廿七日、金澤小學師範學校内明倫堂に於て、自治行政上特筆記念すべき區會開會式が舉行された。

當日は事故缺席の米山副議長、竹下議員を除き議長議員二十八名並に書記一同通常禮服を一着して晴れやかに登壇、學橋の合圖により議事堂の中央に整列し、區長相馬朝郎は區吏を率ゐて議長の正面に對立した。此時大書記官熊野九郎は屬僚二名を隨へて臨場、一同立禮終るや區長は議長に一掛し進んで左記演述書なるものを朗讀した。
本年第十八號公布ノ法律ニ遵ヒ適當ノ順序ヲ經テ、區會規則既ニ整頓シ、本日開會ノ典ヲ舉行スルニ至レリ、是予ガ本區ノ爲メニ深ク賀シ且ツ喜ブ所ナリ。抑本會ノ重要ナル、苟クモ區内十餘萬人ノ休戚ニ關ス、豈輕々ニ評シ易クニ議シ得ベキモノナランヤ。吁議員ノ責任タル、蓋シ亦重矣哉。議員諸君ヨ、諸君ノ老練ナル、固ヨリ能ク民間ノ利病ヲ察訪シ、克ク世務ノ寬急ヲ商量シ、理論ニ馳セズ、姑息ニ流レズ、殫心審議、而シテ其議決スル所ハ事々妥當件々着實ニシテ、區内十萬全人ニ満足ヲ與ヘ、果シテ代議士ノ任ヲ盡シ、衆望ニ空シフセザランコト、予ハ信ジテ疑ハザルナリ。時今五寒ニ際シ、其勞

洵ニ甚シカルベシト雖モ、望ムラクハ諸君勉勵シテ速ニ議事ノ全局ヲ卒ヘ、區政ノ好結果ヲ見ルニ至ラシメンコトヲ。茲ニ聊カ微衷ヲ演ベ以テ本日ノ祝詞ニ換ヘ、併セテ之ヲ議員諸君ニ告グ

明治十三年十二月二十七日

金澤區長正七位 相馬朔郎

右に對し議長は區長の前に進み次の答辭を朗讀した。

明治十三年度金澤全区ノ經濟ヲ豫定センガタメ、茲ニ區會ヲ開設シ本日相馬區長閣下臨場開會ノ典ヲ舉ゲ、雄策等ニ告グルニ議員責任ノ重キヲ示シ、加フルニ剴切優待ノ旨ヲ演述セラル。雄策等不肖素ヨリ其責ニ耐ヘズト雖モ、衆望ノ重キヲ負擔シ、敢テ微力ヲ盡サズンバアラズ。夫レ金澤區會規則ハ、嚮ニ本年第十八號公布ノ法律ニ遵ヒ既ニ議定シ、今本會ノ開設タルヤ是此ニ因ルナリ。抑區會ハ本年ヲ以テ嚆矢トナシ、規則ハ即第十八號公布第二條中、自由主義ノ大旨ヲ体シ、以テ編成シタル所也。而シテ本會下付ノ議案一號ヨリ八號ニ至ル、區内同胞ノ休戚ニ關ス、其民度民力ヲ適宜ニ斟酌シ、至公平準以テ克ク同胞ノ望ミニ協ヒ、被撰ノ任ニ背カザルコトヲ誓フテ共ニ此典ヲ祝シ併セテ閣下演述ノ忝キヲ謝シ奉ル。滿場ノ議員ニ代リ謹デ答辭ヲ述ブ

明治十三年十二月二十七日

金澤區會議長 岡田雄策

尋で熊野大書記官は立つて本日は區長の乞により臨席せるが、この式典を祝福すべく一言を陳べん。本會は當區一般の共同に關する事件を議する要用の議會であるから本會の議決を経て施行するに於ては、人民も眞に満足する所あるべきを確信する。尙區長から此際附議する議案は、何れも重要緊切なるものの趣を聞く。どうか各員は充分審議討究、以て本會有終の美を濟されんことを云々之に對し岡田議長謝辭を述べて閉式を告げた。尙同月編成せられた。區會議事細則は左の通りである。

金澤區會議事細則

第一章 議場整理

第一條 議事ハ午前第九時ニ始リ午後第三時ニ終ル。時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルトキハ、議長之ヲ指揮シ或ハ會議ノ決ヲ取ルベシ

但議事ノ始終ハ號鐘或ハ擊柝ヲ以テ之ヲ報ズ

第二條 議員ノ席次ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三條 議事中心ハ、議長ノ姓名ヲ稱セズシテ議長ト呼ブベシ。又議長ハ議員ヲ呼び、或ハ一議員他ノ議員ノ事ヲ言ハント欲スル時ハ、其席次ノ番號ヲ用フベシ

第四條 議長副議長共ニ疾病事故アリテ出席セザルトキハ、假議長ヲ公撰スルモノトス

第五條 議長ハ時トシテ議員ノ發言ヲ止ムルコトヲ得

第六條 議案ノ外議事中ニ起リタル事件ハ、議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ取ルベシ

第二章 議案並修正案

第七條 議案又ハ報告書ハ議長之ヲ議員ニ頒布スベシ

第八條 修正説ハ第二次會及第三次會ニ於テ之ヲ出スコトヲ得

但第二次會ニ於テ賛成ナキモノ及第三次會ニ於テ五名以上ノ賛成ナキモノハ、之ヲ議題トナスコトヲ得ズ

第九條 議案ヲ修正セント欲スル者ハ、議席ニ於テ口ヅカラ之ヲ陳述シ、又ハ録シテ文案トナシ之ヲ議長ニ出ス事ヲ得

第十條 次項ノ條款ヲ修正シタル後、更ニ前項ノ條款ニ潤リ修正説ヲ出スコトヲ得ズ

第十一條 議事ハ議案又ハ報告書頒布ノ日ヨリ、少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クベシ

但至急ヲ要スルトキハ此限リニアラズ

第十二條 議事ヲ開クトキハ、議長書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムベシ

第十三條 議案ノ旨趣ニ就キ辯明ヲ要スルコトアラバ、第一次會ノ始メニ於テ之ヲ質問スベシ

第十四條 議案ノ性質ニ因リ議長ノ意見、若クハ議員二名以上ノ請求ヲ以テ、一議案中ノ數條ヲ聯絡シ、又ハ一條

ヲ數節トシテ之ヲ討議スルコトヲ得

第十五條 議事ハ第一次第二次第三次ノ三會ニ區別ス

第十六條 第一次會ニ於テハ議案ノ大意ヲ議シ、可決スル時ハ、第二次會ヲ開クベシ。否決スル時ハ、其議案ハ消

滅スルモノトス

露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影



第十六條 第一大會ニ於テハ議案ノ大意ヲ議シ、可決スル時ハ、第二大會ヲ開クベシ。否決スル時ハ、其議案ヲ撤
減スルモノトス

露光量違いの為重複撮影



第十六條 第一次會ニ於テハ、議案ノ大意ヲ議シ、可決スル時ハ、第二次會ヲ開クベシ。否決スル時ハ、其議案ハ消滅スルモノトス。

露光量違いの為重複撮影



■	■	□	■	□	■
草附	川	北郷	南郷	西郷	東郷
		戸數五千百六軒 人口壹万七千二百九十四人	戸數六千六百軒 人口壹万八千九百六十八人	戸數二千二百六十三軒 人口七千九百四十八人	戸數三千二百五十三軒 人口壹万二千九百三十三人

明治三庚午歲



- 草附
- 川
- 北郷
戸数五千六百六軒
人口壹万七千二百六十八人
- 南郷
戸数六千六百六軒
人口壹万八千九百六十八人
- 西郷
戸数二千二百六十三軒
人口七千九百四十八人
- 東郷
戸数三千二百五十三軒
人口壹万二千九百三十三人

明治三庚午歳

第十七條 第二次會ニ於テハ條ヲ逐フテ討論審議シ、否決スル時ハ其條項ハ消滅スルモノトス

但議決セル條節ノ整理ヲ要スルトキハ、之ヲ委員ニ附シ報告ヲ待テ後、第二次會ヲ開クベシ

第十八條 三次會ニ於テハ全案ニ就テ復議確定スベシ

但動議ノ議題トナリシモノハ、確定ノ前ニ於テ其可否ヲ決スベシ

第十九條 第三次會ハ第二次會後少クトモ一日ヲ隔テ之ヲ開クベシ

但至急ヲ要スルトキハ此限ニアラズ

第三章 發言

第二十條 發言セント欲スルモノハ、起立シテ議長某番ト呼ビ、議長ハ其議員ノ番號ヲ呼ブベシ。若シ同時ニ二名
以上起立スル時ハ、議長其一名ヲシテ發言セシムベシ。討論問答ト雖モ必ず議長ニ向ツテ之ヲ發スベシ

第二十一條 一議件未ダ論了セザル間ハ、他ノ議件ヲ發言スルヲ得ズ

第二十二條 議長發言セント欲スル時ハ、書記朗讀ノ前ニ於テ其事ヲ演ベ、副議長ニ席ヲ讓ルベシ。副議長モ亦發
言セント欲スルヲ以テ之ヲ辭スルトキハ、一議員ニ命ジ或ハ公擧ヲ以テ假議長ヲ定メ已レニ代ラシメ、議員席ニ
着キ發言ヲナシ、總体或ハ一條ヲ議決シタル後ヲ待テ、議長席ニ復スベシ

第二十三條 議員自説ヲ伸バスコト能ハザルヨリ、之ヲ保存セント欲スル時ハ、決議ノ後ニ於テ其意見草案ヲ作
リ、之ヲ金澤區會存議録ニ記セシムルヲ得

第四章 決議

第二十四條 可否ハ出席議員ノ過半數ニ因テ決スベシ。可否同數ナル時ハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第二十五條 出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラザルヲ得ズ

第二十六條 可否ヲ決スルノ法ハ、起立、記名投票、匿名投票ノ三種トシ、議長便宜ニ之ヲ用フベシ

第二十七條 議案ノ順序ニ異論アルトキハ、議事ニ先チテ會議ノ決ヲ取ルベシ

第二十八條 第二次會ニ於テ議案ノ每條ヲ朗讀セシ後、暫クシテ發言ナキ時ハ、議長ハ全會認可ナリトシテ其旨ヲ告ゲ、次條ノ朗讀ヲ爲サシムルヲ得

第二十九條 議題トナリタル動議ハ、原案ニ先ダチテ可否ヲ決スベシ。若シ動議多數ナルトキハ、最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニ決スベシ

第三十條 議長ノ意見、若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ、一議案中ノ條項ヲ分合シ、又ハ其順序ニ拘ハラズシテ議決セント欲スル時ハ、議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ取ルベシ

第三十一條 辯論未ダ了ラズト雖モ、議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムル時ハ、之ヲ會議ニ問フテ其決ヲ取ルベシ

第五章 建議

第三十三條 通常會期中、議員又ハ區民ヨリ建議スルモノアルトキハ、議長之ヲ受理シ書記ナシテ其建議書ヲ朗讀セシメ、可決スルトキハ之ヲ議題トナシ、通常ノ手續ヲ以テ審議スベシ

但議員ヨリノ建議ハ、口ヅカラ其旨ヲ述ルモ妨ゲナシ

第三十四條 建議ノ性質ニヨリ、議長通常ノ手續ヲ要セズト認ムルトキハ前條ノ限ニアラズ

第三十五條 建議者ニ對シ質問ヲ要スルトキ、議員ヨリノ建議ナレバ其席ニ於テシ、區民ヨリノ建議ナレバ番外ノ

席ニ就カシメ、辯明セシムルコトヲ得

但區民ノ建議數名ノ連署ナルモ、辯明者ハ二名ヨリ多ク出席スルヲ許サズ

第六章 小會議

第三十六條 小會議ハ議論數端ニ分レ各々過半数ニ至ラザル時、又ハ内議ヲ要スルトキ之ヲ開クベシ

第三十七條 小會議ハ傍聽ヲ許サズ

第三十八條 小會議ハ本會細則ニ依フト雖モ、和議ヲ要スルガ故ニ喫茶吸烟ヲ許スモノトス

第七章 委員

第三十九條 議長ノ意見、若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ委員ヲ推シ、議案又ハ修正案ヲ查理セシメント欲スルトキハ、會議ノ決ヲ取ルベシ

第四十條 委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ命ジ、又ハ議員ナシテ選舉セシムシ

第四十一條 委員ハ其委託セラレタル全案ヲ取捨シ、或ハ之ヲ改竄スルヲ得。其意見ハ委員ノ過半数ニ因テ之ヲ決シ、若シ過半数ヲ得ザルトキハ、最多數ニ依テ之ヲ決スベシ

但第十七條但書ノ場合ニ於テハ、條節ヲ轉置シ字句ヲ修正シ、闕文ヲ補足スルト得ルト雖モ、其議決セル條節ノ意義ヲ變更スルヲ得ズ

第四十二條 動議ヲ出シタル者ハ委員會ニ列シ、其主旨ヲ辯明スルヲ得但可否ノ少數ニ入ラズ

第八章 議場取締

第四十三條 議事中ハ議員私語シ、或ハ吸烟シ總テ議事ヲ妨グルノ舉動ヲ許サズ

第四十四條 議事中議員ハ、議長ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ議場ヲ退クヲ得ズ

第四十五條 選參ノ議員ハ、議長ノ許可ヲ得テ議席ニ着クベシ

第四十六條 議長淨手等ニテ暫時席ヲ離レント欲スルトキハ、議場ヘ報告スベシ
但本文ノ場合ニ於テ議員其席ヲ離レント欲スルトキハ、隣席ニ告ゲテ去ルベシ

第九章 附 則

第四十七條 議員缺席スルトキハ、其事由ヲ開會定刻前ニ議場ヘ届出スベシ

第四十八條 開會中事故ヲ告グズシテ、不參連續三日ニ及ブ者ハ、區會規則第十一條ニ據リ之ヲ處分スベシ

第四十九條 議員五名以上ノ發議ヲ得テ此規則ノ改正加除ヲ請求スル時ハ、議長ハ之ヲ會議ニ附シ、通常ノ手續ヲ以テ議決スベシ

以上

明治十三年十二月

石川縣金澤區會

區役所移
轉戸長
及復
止及
活

明治十四年三月二十三日、金澤區各町戸長を廢し區長をして戸長事務を兼務せしめる事となつた。仍て金澤區役所を假に蛤坂妙慶寺に移し舊區役所を區會專用の議場としたが、何分從來八十二箇に設けられてゐた戸長役場が遽に廢止せられ、假初の訴願届書でも一々區役所へ出頭提出せねばならぬ處に公衆の不便があり、事務の輻輳繁劇が加重して能率の上らぬ處に區吏の迷惑があり、殊に會計事務の紊亂と紛糾に禍され

數日ならずして八月十五日、再び區役所を舊地に復し、同時に戸長役場を從來の通り復活せしめた。此間に於て相馬區長は六月廿四日富山縣射水郡長に轉出し、能美郡長加藤恒造つて區長となつたが、纔に三箇月餘にして前田家に入り、十月八日縣吏梅原可也がその後任に擧げられた。次は同年四月現在の區吏員録である。

區長相馬朝郎 書記十二等相當高田桂三郎 莊村善一 大屋延載 同十三等相當森靜一 同十四等相當岡本彌太郎 上田正當 戸田鮎來 宇野親孝 高島成之 同十五等相當樺木則保 同十六等相當島林一平 小島爲宜 竹下朝風 同十七等相當岡山歳吉 山田吉郎 山原一平 森鱗三 森友道 澤崎寬栗 安井義禮
區會議員は其後明治十七年五月石川縣區町村會規則の布達さるゝに至るまで、辭職任官、半數改選等に依つて頻繁に更迭を重ねたが、其間再選を徐き新に議員に擧げられた者及議長副議長は左の通りであつた。

區 會 議 員

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 向 誠道 | 狩谷 秋吉 | 山本貞敏 | 服部貞幹 | 掛飛寬信 |
| 柿田 信行 | 湯浦與二郎 | 高島應順 | 野村 寬 | 山田藏治 |
| 三上 嘉幸 | 村山貞保 | 山倉孝次郎 | 今枝榮次郎 | 青山政枝 |
| 大原等太郎 | 藤井雅正 | 中村繁平 | 渡邊茂樹 | 赤尾正敬 |

藤澤政徳	長谷川幸成	山本温知	今川一也	中村政義
木村四郎	友田應直	若林好問	清水保正	野村英政
富田欣太郎	古田延昌	近藤義一	高林豊義	押野貞直
高柳一治	藤田繁	中傳右衛門	横地政知	小池良恭
安井茂三郎	川越政勝	菅野正忠	金子庸久	平松理一郎
勝尾信量	石田肅	山市六平	中西信定	藤岡明卿
小島政詮	吉野傳三	槻尾友直	土田俊明	

區會議長

岡田雄乘	明治十四年度第一臨時會中辭任
山岸弘	同十四年度限り退任
安井義禮	同十五年度中就職 退職年月不明
杉山延群	右代員明治十六年度第五臨時會迄在職
清水保正	明治十六年度第六臨時會迄在職 十七年度再選
區會副議長	
米山道生	明治十四年度第一臨時會中辭任
安井義禮	右代員同十四年度限り退任

長谷川幸成	同十五年度改選就職 退職年月不明
寺尾卓爾	同十六年度第五臨時會中右代員病氣辭職年月不明
野村寛	同十六年度第六臨時會中右代員
安井茂三郎	同十七年度就職

三、市制實施前の一張一弛

明治十六年四月籠田信次外二名は、左記公會堂設置の建議案を區會へ提出した。蓋し當時言論演説の風漸く勃興し來り、殊に籠田は縣會議長河瀬貫一郎の經營せる北陸新報に主筆として、その健筆に兼ねるに雄辯を以て鳴れる新人であつたので、斯る建議も現れたものである。

抑我邦今日ノ形勢ヤ、大ニ昔日ニ異ルモノアリ、昔日ハ官民ノ間甚ダ紛雜ニシテ、政教ハ素ヨリ人民各自ノ交際營業生計等ニ至ルマデ之ヲ禁容シ、之ヲ左右スルハ多ク有司ノ意思ニ存シ、人民ノ禍福ハ則チ有司ノ掌裡ニ繫リシモノト謂フベシ。故ニ當時我日本ノ人類ハ、其交際營業生計等ヲ自由ニスルヲ得ザルヲ以テ、互ニ相集會シ相協議シ以テ各自ノ利害得喪ヲ詳ニスルガ如キ事アラザリシナリ。然ルニ幕府ノ末路、王政復古ノ時ヨリシテ外交日ニ開クルニ從ヒ、内治亦漸次進達シ、從來東洋ノ一隅ニ高嶺

セシ日本帝國モ、遽ニ世界萬國ト相驅逐スルノ已ムベカラザル勢ニ迫リシガ故ニ、其開クルモノハ日ニ益々開ケ、其進達スルモノハ月ニ亦愈々進達シ、官民ノ間則チ漸次單純簡直トナルノ傾キヲ顯ハシ、人民各自ノ交際營業生計等ハ、素ヨリ之ヲ自由ニ放任シ政教一致ノ論モ頓ニ其蹟ヲ亡ボシ、宗教ノ如キハ社會風潮ノ嚮背ニ任カスニ至リタリシガ、之外交ノ開發シ内政ノ進達スルト同時ニ我日本社會ノ文明モ亦快進健歩シテ、其化醇ノ著シキ素ヨリ既ニ世目ヲ驚カスニ足ルモノアリ。是ニ於テカ人民ノ交際營業生計等モ、社會大勢ノ傾クトコロ、亦其化醇ヲ活潑敏捷ニシ、以テ大ニ互相ノ關繫ヲ多忙ニセリ。故ニ今日ニ至リテハ、人民互ニ相集會シ、相協議シ、以テ各自ノ利病得喪ヲ詳ニスルニアラズンバ、皆迂闊ニ失スルノ恐レナキニアラズ。吁今日ハ吾人民急流激浪ノ内ニアリ、豈昔日ノ如ク朋友親戚ノ外ハ、曾テ顔ダニ看シコトナキガ如クニシテ可ナランヤ。吁今日ハ人民互ニ相集會シテ、其交際ノ親密ヲ謀圖スルノ必要アリ、其營業ノ改良ヲ計畫スルノ必要アリ、其生計ノ便利ヲ協議スルノ必要アリ、況ンヤ公利公益ヲ圖リ、社會ノ爲メニ企謀ノ大ニシテ且ツ廣キ、殖産興業又ハ水陸ノ運輸ニ關シテ事業ヲ起スガ如キモ、昔日ハ悉ク官廳ノ手ニ歸セシト雖モ、今日其多分ハ皆吾人人民ノ志ニ存ス。是ニ於テカ亦相集會シテ、其事業ノ順序方法ヲ審覈スルノ必要アリ。又況ンヤ志士處世ノ大器ヲ抱キ、經世濟民ノ術、胸中滾々晝夜ヲ舍メザルモノノ

如キモ、昔日ハ其驥定ヲ伸バス、纒ニ官廳ニ入ルノ一路アリト雖モ今日其路民間ニ多端ナリ。是ニ於テカ亦相集會シテ其術策ヲ演說シ、若クハ討論スルノ必要アリ。其他集會ヲ要スル萬般ノ事ヲ考フレバ、教育ニ學術ニ實ニ數フルニ是レ違アラザルナリ。吁我國今日ノ形勢、以テ昔日ニ異ナル所ヲ觀レバ、固ヨリ多端ナルベシト雖モ、集會ノ發達亦實ニ一大觀ナリ。殊ニ世道ハ退却スルモノニアラズシテ則チ進達シ、社會ハ沈澁スルモノニアラズシテ則チ化醇スベキガ故ニ、今ヨリ集會ノ必要益々急ヲ告ゲザルヲ得ザルナリ。然ラバ則チ苟モ區畫ノ廣フシテ民衆ノ多キ都市ニ在ツテハ、之レガ集會ニ備フル便利ナル場所ナクンバアルベカラズ。抑モ我金澤區ハ古ヘ加越能三國ノ中央都市ニシテ、廢藩後差々衰フル色アリト雖モ、世人尙以テ三府ニ亞グノ大都市ト爲ス。既ニ三府ニ亞グノ大都市ナリ。豈其區民ニシテ集會ヲ必要トスルコトナカラシヤ。而シテ今日其集會スルノ場所ヲ觀レバ、方ニ寺院ト劇場ト博物館アルノミ。然ルト雖モ或ハ一人ノ私有ナリ、或ハ縣下三國ノ共有ナリ、皆我金澤區民ノ擅マニ借リ擅マニ用フル能ハザル所ナリ。縱ヒ之ヲ借り、之ヲ用フルヲ得ルノ時アルベシト雖モ或ハ場所ノ不便ナルト、或ハ建築ノ不適ナルトニ依テ、今日ノ集會ニハ兩ツナガラ充分ニ適當セザルナリ。富山ニハ既ニ公會所アリ、大聖寺ニハ亦既ニ公會堂アリ。而シテ獨リ我金澤區ニハ他ニ適當ノ場所ナクシテ、未ダ共同公會堂ノ設ケアラザルハ倍次

等ノ常ニ以テ遺憾トスル所ナリ。豈孤リ信次等ノ遺憾ノミナランヤ。蓋シ亦我金澤區ノ缺所ナリ。我區民ノ不幸ナリ。豈我金澤區ヲ以テ富山ト大聖寺トニ後ルルトセンヤ。是レ信次等ノ無似ヲ顧ミズ。敢テ共同公會堂ノ建設ヲ建議スル所以ナリ。

- 金澤區木町一番丁五十八番地 籠田 信次
- 同 區中主馬町二十二番地 岡田 敦邦
- 金澤區長町五番丁二十二番地 木村 博捷

明治十六年四月廿五日

金澤區會議長 杉山 延 群殿

區會は乃ち此建議を容れ現區役所の建物を之に提供したのが現公會堂の前身で、更に同年廣坂通舊藩士庄田氏の邸址に廳舎を新築翌十七年一月移轉したが現市廳舎の前身であつた。

同年六月六日第一臨時區會に於て土木工事取扱惣代人職務規定並選定法が決議された。右は前年甲三十五番本縣布達に基き金澤全區の工費土功に關する一切の事件を取扱ひ、その總代人は明年度中概ね起工修繕を要する箇所の取調べをなし、工費豫算の目論見を立て毎年二月二十日迄に區長へ申達すべく定員二名、補員四名を區會に於て選出するのである。豫算額貳百八拾四圓七拾七錢八厘の中貳百四拾圓が總代人の給

土木工事
取扱總代
人の設定

常議委員
の設定

料として可決され、八月一日選舉會を開き掛飛寛信、杉山直諒が當選し補員に中山直、柿田信行、寺島篤二、長谷川幸成が當選した。

金澤區會規則は去る十三年編成以來十五年七月の通常會に於て、部分的修正が加へられたが殆ど舊則と大同小異であつた。然るに十六年八月の第二臨時會に再修正を施して、議員中七名の常議委員と同數の補員を選出し、臨時急施を要する場合の經費豫算及びその徴收方法を議定し、併せて事業施行上に於る區長の諮問機關とした。任期は二箇年で議員改選毎、通常區會の終りに於て改選交替する制である。其當初の常議委員は記録がないので多少確實性を缺くが、小池良恭、清水保正、富田欣太郎、友田直應、石田蕭、安井茂三郎、横地政知であつたらしい。

同年十二月廿六日、金澤區公會堂規定が制定決議されて全區民公會の場所とし、併せて同業者其他の集會及び學術講演會の席に貸與する事となつた。

明治十七年五月大政官達第四十一號を以て、戶長ハ府縣知事之ヲ選任ス。但町村人民ヲシテ三人乃至五人ヲ選舉セシメ、府知事縣令其中ニ就テ選任スルコトヲ得ベシト、布達せられた。右は當時民權論の興起に伴ひ、往々官僚の所爲に反撥する者あり爲めに、民選戶長と官吏の間に、意見の衝突を來すこと漸く多く、官民協力に依る政治の圓滿を缺いたため、茲に再び舊制を逆施して戶長を官選としたものである。仍て六月三十日金澤

明治十七
年の區劃
改正

區では従来の組織を改め七箇所に戸長役場を設けたが、その管轄區劃は左の通りである但し味噌藏町下中丁役場は翌十八年七月殿町役場、鍛冶片原町役場は十九年七月新道役場と改まつた。

野町戸長役場

野町自一丁目至六丁目 泉町 泉新町 有松町 芦中町 桃島町 上小柳町 下小柳町 本馬町 助九郎町 千日町 裏千日町 西側町 白菊町 五十人町 裏五十人町 石坂町 南石坂町 北石坂町 北石坂新町 石坂川岸町 石坂川岸自一ノ小路至二ノ小路 石坂角場自一番丁至十二番丁 蛤坂町 蛤坂新道 泉寺町 野田寺町自一丁目至五丁目 長具町 櫻島自一番丁至十番丁 上石伐町 下石伐町 仙人町 櫻木自一ノ小路至十ノ小路 茶島自一ノ小路至二ノ小路 堀込町 笹下町自一ノ小路至三ノ小路 六斗林自一丁目至三丁目 六斗林弓ノ町 三間道 地黄煎町 沼田町

堅町戸長役場

片町 廣坂通 河原町 大工町 十三間町 十三間町中丁 池田町自一番丁至四番丁 池田町立丁 上柿木島 下柿木島 堅町 里見町 油車 新堅町自一丁目至三丁目 枝町 杉浦町 水溜町 鱧町 茨木町 山田屋小路自一番丁至二番丁 百姓町 早道町 上川除町 中川除町 川岸町 上主馬町 中主馬町 下主馬町 主馬町廣丁 松木町 菊川町 梅枝町 上木多町自一番丁至二番丁 上木多町川御亭 中木多町自一番丁至四番丁 中木多町欠下町 中木多町短丁 下木多町自一番丁至六番丁 上富山町 下富山町 川上新町自一丁目至三丁目 齋所町自一番丁至七番丁 長柄町 新長柄町 石浦新町 手木町 平野町 角場川岸町 中野町自一番丁至三番丁 藤棚

中石引町戸長役場

上石引町 中石引町 下石引町 飛梅町 中鷹匠町 上鷹匠町 下鷹匠町 出羽自一番丁至五番丁 大音町 上安藤町 中安藤町 下安藤町 二十人町自一番丁至四番丁 一本松 上欠原町 中欠原町 下欠原町 揚地町 上笠舞町 下笠舞町 新坂町 山崎町 白山町 河内町 松下町 上野町 小立野新町 上鶴間町 下鶴間町 元鶴間町 三所町 上弓ノ町 中弓ノ町 下弓ノ町 土取場城端町 土取場永町 土取場撞木町 奥力町自一番丁至四番丁 上百々女木町 下百々女木町 公園内

味噌藏町下中丁戸長役場

十間町 四町自一番丁至四番丁 四町蔵ノ内通 上近江町 下近江町 博勢町 尾張町 上新町 下新町 殿町 上今町 下今町 中町 大手町 梅木町 梅木町東横丁 梅木町西横丁 上胡桃町 下胡桃町 小尻谷町 尻垂坂 通自一丁目至三丁目 賢坂辻通 小將町自一番丁至三番丁 小將町中丁 材木町自一丁目至七丁目 橋場町 主計町 兒玉小路 並木町 並木下町 芝蔭町自一番丁至二番丁 芝蔭町三巡 味噌藏町上中丁 味噌藏町下中丁 味噌藏町間ノ町 味噌藏町裏丁 味噌藏町片原町 九人橋下通 備中町 又五郎町 越中町 横山町自一番丁至三番丁 浅野川上川除町 八坂 成瀬町 木曾町 森町自一番丁至三番丁 柿木町 天神町自一丁目至四丁目 御小人町 裏御小人町 品川町 九枚町 板前町 三十人町 吹屋町 田町 田町新道 火除町 馬場崎町 川端町 銀杏町 櫻町自一番丁至六番丁

高岡町戸長役場

石浦町 南町 仙石町 上松原町 下松原町 上堤町 下堤町 青草町 袋町 石屋小路 榮町 宗叔町自一番丁

至五番丁 松ヶ枝町 高岡町 高岡町上敷ノ内 高岡町中敷ノ内 高岡町下敷ノ内 長町白一番丁至八番丁 長町
 河岸 穴水町白一番丁至五番丁 玉川町 長土堀白一番丁至六番丁 三構 勝尾町 三社町 三社宮ノ前 三社宮
 ノ後 三社川岸 三社山田町 三社垣根町 三社弓ノ町 三社五十人町白一番丁至三番丁 元菊町 古道 古道白一
 番丁至二番丁 木揚場 上傳馬町 下傳馬町 横傳馬町 裏傳馬町 古寺町 裏古寺町 木倉町 南長門町 北長
 門町岸川下川除町 大藪小路 壺川町 七曲 福富町 蘭田町 葛町 高儀町 下高儀町 谷町 寶船路町 古藤
 内町茶木町 西馬場町 新川除町 西御影町 富木町 竹田町 元車町 大豆田町 大豆田新町 梅鉢清水

鍛冶片原町戸長役場

安江町 横安江町 裏安江町白一番丁至二番丁 桶町 母衣町 彦三白一番丁至八番丁 五寶町 岩根町 壺屋町
 瓢箪町 巴町 笠市町 古御指町 東堀川町 中堀川町 西堀川町 堀川間ノ町 堀川角場町 淵上町 七ツ屋
 白銀町 英町 六枚町 七寶町 芳齋町 新道 弓ノ町 鍛冶町 鍛冶片原町 象眼町 田丸町 玉井町 荒町白
 一丁目至三丁目 此花町 木ノ新保白一番丁至七番丁 島田町 柳町 折違町 中橋町 日吉町 醒ヶ井町 大隅
 町 深川町 長田町 長田弓ノ町白一番丁至三番丁

森下町戸長役場

森下町 金屋町 裏金屋町 大衆免中通 大衆免片原町 大衆免井波町 大衆免龜淵町 大衆免七曲 大衆免野町
 大衆免橋町 立川町 御仲間町 上牧町 中牧町 下牧町 平折町 森山町白一番丁至五番丁 馬場白一番丁至六
 番丁 東馬場町 小橋町 水車町 淺野町 下淺野町 淺野新町 梅澤町 上中島町 下中島町 觀音町白一丁目
 至三丁目 木町白一番丁至四番丁 上小川町 下小川町 愛宕白一番丁至四番丁 八幡町 木綿町 卯長高町

區町村會
法の制定

卯長下町 御歩町白一番丁至五番丁 豊國町 常盤町 東御影町 末廣町 子來町 鷺町 高道町 高道新町 山
 ノ上町白一丁目至四丁目 山下町 春日町白一丁目至五丁目 上田町 同心町 談議所町 上大樋町 下大樋町
 政府は戸長を官選に改めると共に、區町村會法をも改正して、拘束を加へ掣肘を施し
 たため、愈々自治的要素を稀薄ならしめた。然し此の改正は當時の世態に適合した結果、
 事務の上には相當の成績を挙げ得たといふ。斯くて右布告第二條、區町村會ノ會期、議員
 ノ員數、任期改選及其他ノ規則ハ府知事縣令之ヲ定ムコあるにより、縣令岩村高俊から
 五月十七日石川縣區町村會規則が布達された。

石川縣區町村會規則

- 第一條 區町村會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ。其定期ニ於テ開クモノヲ通常會トシ、臨時ニ開クモノヲ臨時
 會トス
- 第二條 區町村會ハ毎年通常會議ノ初メニ於テ、區町村員ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ、區長戸長ニ説
 明ヲ求ムルコトヲ得
- 第三條 區町村會ハ議員ノ内招集ニ應ゼズ、又ハ事故ヲ告ケズシテ參會セザル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スル
 ナリ
- 第四條 區町村會法ニ依リ戸長ヨリ、縣令ノ指揮又ハ認可ヲ請フトキハ郡區長ヲ經由スベシ
- 第五條 區町村會ノ議員ハ十名トス。若シ十名ヲ選出シ得ベカラザル事情アル向ハ、管理者ニ於テ定數以內便宜其
 ナリ

數ヲ定メ、縣令ノ認可ヲ受クベシ

但補缺トシテ同數ノ議員ヲ選ビ置クベシ

第六條 議員ハ俸給ナシ

第七條 書記ハ議員之ヲ選ビ庶務ヲ整理セシム。其俸給ハ會議費ノ中ヨリ之ヲ支給ス

第八條 議員ヲ選舉セントスルトキハ、區長戶長ハ少クとも十日以前ニ、選舉會中ノ取締ヲナスベシ

第九條 (闕文)

第十條 選舉人ハ豫メ區長戶長ヨリ付與シタル投票用紙ニ、自區及被選人ノ住所氏名ヲ記シ捺印ノ上封緘シ、豫定ノ日時ニ選舉會場ヘ出スベシ

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ゲナシト雖モ、豫定ノ日時ニ差出ザルモノハ、議員ヲ選舉セザルモノトシ選舉

會ヲ開クベシ

第十一條 投票終ルノ後、區長戶長ハ選舉人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ查シ、若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ、或ハ當選人自ラ其選ヲ辭スルトキハ順次投票ノ多數ヲ得タルモノヲ取ル

但同數ナラバ年長ヲ取り、同年ナラバ闕ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 當選人ノ當否ヲ查定スルノ後、區長戶長ハ其當選人ヘ當選狀ヲ渡シ、當選人ハ請書ヲ出スベシ

但當選人各請書ヲ出シタル後、區長戶長ハ其姓名等ヲ區町村内ニ公告スベシ

第十三條 議員ノ任期ハ六年トシ、三年毎ニ同數ノ半數ヲ改選ス。第一回三年期ノ改選ヲ爲スハ、抽籤法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

但前任ノ者ヲ再選スルコトヲ得

第十四條 議員中區町村會法第十條ノ資格ヲ失シ、又ハ但書ノ場合ニ遭遇スルカ、其他總テ缺員アルトキハ補缺員ヲ以テ補助シ、尙缺員アルトキハ更ニ之ニ代ル者ヲ選舉ス

第十五條 議員出席半數ニ滿タザレバ當日ノ會議ヲ開クヲ得ズ

第十六條 會議ハ過半數ニ依テ決ス

但可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第十七條 區長戶長ハ主務ノ吏員ヲ出シ、議案ノ趣旨ヲ辯明セシムルコトヲ得

但決議ノ數ニ入ルコトヲ得ズ

第十八條 會議ハ傍聽ヲ許ス

但議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁ズルコトヲ得

第十九條 議員ハ會議ニ當リ充分討論ノ權ヲ有ス。然レドモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ルヲ得ズ

第二十條 議場ヲ整理シ及議事ノ順序方法ヲ定ムルハ議長ノ職掌トス。若シ議長ノ命ニ順ハザルモノアルトキハ、議長之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得。若シ規則ニ背キ議長ノ制止ニ應ゼズ、及其強暴ニ涉ル者ハ、警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得

第二十一條 區町村會ハ毎年一度四月ニ於テ之ヲ開ク。其會期ハ七日以内トス

但議會ヲ開クベキ要用ナキ時ハ、特ニ開會スルヲ要セズ

第二十二條 通常會期ノ外、會議ニ付スベキ事件アルトキ、區長戶長ハ臨時會ヲ開クコトヲ得。其會期ハ三日以内

トス

第二十三條 聯合町村會ノ議員ハ、各町村同數ヲ用ヒ議員二十名以下トシ、町村會議員中ヨリ互選スベシ。其聯合
二十一ヶ町村以上ニ及ブモノハ二十名ヲ定數トシ、戸長又ハ郡區長ニ於テ適宜選舉區畫ヲ定メ、其區畫内町村議
員中ヨリ互選スベシ

第二十四條 町村ニ戸長一員ヲ置クノ町村ニシテ、各自議會ヲ開クベキ要用ナク、或ハ開クヲ得ザル場合アルト
キハ、其戸長役場所轄内ノ町村ヲ以テ聯合町村會ヲ開キ、其議員ハ互選ノ法ヲ用ヒズ、其町村ヨリ議員二十名ヲ
選舉スベシ。其選舉區畫ハ戸長ニ於テ適宜之ヲ定ムベシ

第二十五條 水利土功會並ニ學區會ノ議員ハ、其區域ノ異ル毎ニ關係人民ヨリ議員二十名ヲ選舉スベシ。其選舉區
畫ハ郡區長戸長ニ於テ適宜之ヲ定ムベシ

第二十六條 前二條會議ヲ起スニ當リ、定數ノ議員ヲ選出シ得ベカラザル場合ニ於テハ規則第五條ニ從ヒ縣令ノ認
可ヲ受クベシ

第二十七條 聯合町村會水利土功會學區會ニ於テハ、本則第二十二條迄ノ各條(第五條ヲ除キ)ヲ適用スベシト雖
モ、第二十三條ノ議會ニ於テハ、規則第八條乃至第十四條ノ手續ヲナスヲ要セズ

第二十八條 區會若クハ聯合町村會ハ、其議定スベキ經費ノ賦課徵收方法ニ對シ、便宜ヲ以テ毎町村ノ負擔額ヲ定
メ、其細目ノ方法ハ町村會ノ評決ニ任ズルヲ得

尋で本縣より町村吏員心得を發し、悉細懇切に告示する處があつた。仍て金澤區では
右規則に従ひ、七月區會議員十名の改選を行ふたが左の如く當選した。

區會議員
の改選

六

上 新 町	小松省三	高 岡 町	芳野貞成	長土堀六番丁	富田欣太郎
榮 町	土田俊明	殿 町	石橋萬里	與 力 町	藤 田 繁
西町藪ノ内	運上藤兵衛	野町一丁目	川越政勝	茶 木 町	横地政知
西馬場町	小池良恭				

尙補缺員として吉村美喜、相川豊男、平松理一郎、竹田忠次、押野谷義兵衛、田中德太郎、中
島仁兵衛、武部房太郎、野村寛、中越久二の十名が當選した。爾來再選を除き明治二十一年
度に至るまでに、區會議員に挙げられた者は次の通りである。尙富田欣太郎は失格のた
め中越久二が補缺當選した。

兒島 璋 心	野 崎 一 兵	永 井 孝 之	岩 本 智 雄	廣 瀬 道 太 郎
吉村 美 喜	相 川 豊 男			

議長には當初芳野貞成が挙げられ二十年六月石橋萬里、二十一年五月兒島璋心相次
で之に代り以て市制實施にまで及んだ。是より先明治十七年二月十八日區長梅原可也
は縣吏に轉じ、富山縣上新川郡長稻垣義方が其後を襲ひ、二十二年四月市制施行に至る
まで勤続した。

右改選と共に副議長及常議委員を廢止し、新に區町村會規則第三條による事故審査
委員三名を選舉することとなり、横地政知、土田俊明、藤田繁が當選した。

究

明治十八年四月通常會に於て勸業委員處務規定並選舉法改正案が決議された。同案は十七年甲三十番布達勸業會設置準則が告示に改まつたため、同年五月決議されたものを今回修正したのである。委員は全區々七部に分ちて各部に一名を置き諸般勸業上の事を擔任して其發達を圖り、進歩を奨むるを任とし、員數は各部一名であるが選舉には二名を選出する規定で、六月臨時會中選舉會を開き左の人々が當選した。

(第一部) 川越政勝 山田思誠 (第二部) 相川豊男 清水恭澄

(第三部) 藤田繁 横地大十郎 (第四部) 運上藤兵衛 一山太市

(第五部) 芳野貞成 小西福善 (第六部) 小松省三 越山忠二郎

(第七部) 神田正中 石田肅

五月金澤區衛生會々員が選舉された。同會則は前年十一月の臨時會に於て決議されたもので、會員は醫師五名、藥舖三名、區會議員三名の外に各戸長七名と衛生委員七名で組織し、公衆の保健と衛生を目的とする。選舉の結果左の如く當選し、同年九年稻垣區長を會頭に、畠山義比を副會頭に其第一回が開設された。

(醫師) 石井秀齋 藤田春堂 白井清繁 小川孜成

不破鑽吉

(藥舖) 亀田伊右衛門 跡治正勝 野崎仙太郎

(區會議員) 川越政勝 横地政知 芳野貞成

以上は明治二十一年四月、市町村制發布に至るまでの一般概要に過ぎない。その間規則制度の如き屢々改廢が施され、人事行政上にも幾多の變易が行はれたが、その詳細に至つては、事甚だ繁瑣に屬し、且つ記録文書の徵すべき資料に乏しいため、茲には單に自治制發達の大綱と經過の輪郭をのみ敘する事とした。尙その悉細に至つては第二章「政治」政黨に就て參看されたい。

第二章 政治と政黨

一、薩長系朋黨の抗争

元治元年七月加賀藩と長州藩との縮盟成り、鳳城を擁して江州海津に退き、更に京都を夾撃し以て維新回天の鴻圖を畫せんとしたが、事遂に志違ひ幾多犠牲者の碧血で幕末勤王史を彩つた事は、所謂元治甲子の變として世に傳ふる處である。然し加賀藩と長州藩の連繫は、決してこの一頓挫によつて絶たれたものでなく、纏絡して維新當時に及んでゐる事は、明治元年加賀藩要路の士大夫と、長州出身にして新政府の樞機に與る顯官とが、數次京都祇園榭の尾樓に會見し共に國事を談ぜるに徴して明である。その人は加州側の本多政均、前田直信、横山政和、安達幸之助、安井顯比、長州側の木戸孝允、廣澤眞臣、大村益次郎等であつた。會談の内容は明かでないが、甲子以來の舊誼を温め更に聯合提携して、大に新政府の舞臺に飛躍せんことを期するに共に、藩政上にも種々釐革を施さうと圖つたものである。當時の木戸公の日記四月六日の條に

此日加州人ト約アリ、障岳歌仙(廣澤眞臣)ト共ニ榭尾ニ至ル。加人後來ノ同盟懇親ヲ乞

フ、依左之一章ヲ送ル

と記して次の文が掲げられてゐる。

弊藩癸丑甲寅就中戊午壬戌以來之成行、最初壞夷第二開國第三壞夷第四今日之形勢ニ御座候、其次第八只々條理ヲ以安苦ハ度外ト致候、第三苦節ノ折節大ニ尊藩士大夫之爲ニ高誼ヲ受ケタリ、僕今日銘骨ス、今會其人ヲ不見ヲ歎ズ、雖然今日大政一新天下一也、無窮ニ同盟ヲ只願候、皇國宇内之第一等ト相成リ候テ止ム、只願クハ世上ノ氣運ヲ不顧共ニ道之存スル處ヲ以行ン

戊辰四月六日夜十字前

長州藩士

呈加州士大夫

申上度事今少シ有之候得ドモ此紙ココニ盡候依而閣筆

右の文中「尊藩士大夫ノ爲ニ高誼ヲ受ケタリ今會其人ヲ不見」とあるは、殉難の大野木仲三郎、不破富太郎、小川幸三、青木新三郎等を指せるものなるべく、當時事變の黒幕中に在り殆ど獨舞臺で畫籌の采を揮つた木戸公として、感慨の情の楮上に溢れたる、亦當然であつたらう。

當時この相互の會見を斡旋せし者は、安達幸之助なりとの説専ら傳へられてゐるが實は安井顯比初名和介であつた事は左の横山政和手記の一節によつて明かである。

此時温敬公御上京アリテ本多ト余ト御供ノ時也。大村ヲ紹介セシハ安達ニアラズ安井和介也。大村ハ軍務官ニ在リテ安井ハ該官ノ權判事ナリケレバ、安井紹介セシ也。安達ハ大村ト懇篤ニシテ又本多ノ尊重スル人ナレバ、一集ニ來リシ也。其榊尾ニ會飲セシ日、本多頻リニ余ニ來ラン事ヲ勸ム。余月ノ主付(事務取扱ノ月番)ニテ繁多ナレバ辭シテ不往リシヲ、榊尾ヨリ更ニ書面ヲ以御用濟次第來ルベシ要談アリトイヒ越ス(是ハ余ガ性質繁闊ヲ厭ヒ閑談ヲ好ムヲ以テ遊蕩中ニ余ヲ引入レテ其狀態ヲ見ムト本多思ヒシガ爲也)則事務了リテ榊尾ニ往ケバ、大村ハ用事有トテ己ニ歸タル後也。本多、安達、安井及藤懸十郎兵衛外ニ聞番方便役一人アリテ藝妓舞蹈最中也。

又別に次の文がある。

余ハ榊尾ニテハ大村ニアハズ、曾テ本多ノ旅宿ニテ一度逢ヒシ也。

右の手に記に木戸公との會見に就て、特に記されてゐる点はないが、相互の士人がその前後屢々會同、國事を談ぜし趣の推知さるゝ箇所のあるのみならず、前掲の書簡によつて公もその一人であつた事は毫も疑を容れない。

斯くして之等長州系も云ふべき人々によつて、明治元年十月政治堂の改革が行はれ翌二年三月再び職制を更新し、六月前田慶寧の藩知事に任ぜられると、こゝに安井和介、陸原惟厚、北川亥之作等相前後して權大參事に擧げられ内藤誠、小幡造次等の逸才亦

安井の才幹

こゝでこゝに要路に立つた。就中安井は才學兼備最も理財に長じ、夙に加賀藩より徴士に薦められ、新政府に仕へて軍防局會計頭取役、内國權判事等に歴任し深く三條實美公の信任を受け、木戸孝允、廣澤眞臣等長閥の元勳と親交があつた。されば彼は一朝臺閣に立つて、縱横經綸を施すべき機運と素地とを有したるに係らず、藩公の召命に接するや倉皇官を辭して歸北したのは、全く蛟龍が雲蒸の機を逸せるもの、彼のため惜しみても尙餘ある。

藩政の改革

安井の初め辭意を漏すや、廣澤は深くその才幹を惜んで曰く、目下政府の歳入四千萬圓に達せんとして、國庫の基礎漸く確立を告げんとするに當り、足下若し吾曹と共に庶政を攝理し、専ら財務に執掌するあらば、その成果期して待つべく、歐米列強と伍する亦必ずしも至難とせぬ。希くは意を馳して協力する處あれど、衷心を吐露して抑止に努め木戸も亦藩政の改革は自ら適材の他に求むべきものがあらう。切に留りて王政に獻替せよと言を盡して勸告した。而も彼は藩主の懇命辜負するを得ずして遂に歸藩し鋭意改革の衝に當つたのである。

彼は藩治職制上に更改する處頗る多く、且つその施爲が急進的であつたため、姑息因循の徒からは故規を紊り、舊典を壞るものとして甚だしく嫌惡されたのみならず、罷免又は閑職に黜けられた輩からは、政權を擅にし威福を貪る朋黨として、強く敵視された

事は明治二年六月山邊沖太郎、井口義平の二人が殿中に於て國老本多政均を暗殺した時の上書に政均を目して奸黨の巨魁と稱し、更に其徒安井顯比、木村恕、陸原惟厚、内藤誠、關澤房清等は國賊なるを以て、速に誅戮を加ふべき旨を極言したと傳ふるによつても推知される。

然るに明治三年頃に至り、安井一派の長州閥に反抗して少壯血氣の一團が蹶起した即ち杉村寛正、陸義猶、長谷川準也、坪内金吾等がその頭目であつた。彼等は彼等を合法的に排撃することは、地位身分よりして到底不可能であつたため遂に直接行動を執り、坪内金吾は安井顯比を論難詰責の餘り抜刀して脅迫し一壯丁は鐵棒を揮つて内藤誠を要撃する等の暴行を演じた。

内藤誠の加害者が何者であつたかは夜中の不意撃であり且つ犯人が逸早く姿を晦したため知るを得ないが、或は説をなして云ふ、右は島田一郎の所爲でその裏面には陸義猶、杉村寛正、小幡造次の徒が策動したものである。小幡は初め安井、内藤等と共に藩政改革の際要路に擢任されたが、往々その所見を異にして疏隔を生ぜるのみならず、彼等一派が上長の信任を笠に著て、政權を壟斷する如き傾きあるに快からず、且つ自己の鬱勃たる霸氣を延さんがため、平素長岡と相善からざる薩州系の陸、杉村と結んで密に謀議するあり、遂に杉村をしてその配下なる島田一郎を教唆した。島田は然諾を重んじ膽力

ある者、甘受直ちに解體せる銃身を携へて内藤を襲ひ、その頭部を亂打し重傷を負はしめたものであると。

一、陸義猶の鹿兒島入りと薩系の擡頭

是より先明治二年七月、陸義猶は米山道生と共に藩命を受けて、諸藩の政狀を視察した。陸、米山は縁類續きに當り且つ其師井口犀川の同門を以て豫て相許せる者、因て協議の結果、維新の大業は九州に發祥せるより先づ鹿兒島、佐賀、熊本の藩政を調査することとし相携へて京都に出で、政府の京都留守居長官岩下佐次右衛門故子爵を訪ひ薩摩の小松帶刀が上京中なるを知りて面謁を覓め同氏より財政に關する識見を聞き大に感奮する所あり、更に土佐の福岡孝悌等と會見して愈鎮西行を決意し、淀川を夜船にて大阪に下り岡山藩の汽船に便乗して長崎に赴き、尋で十一月佐賀の弘道館に入塾して石井竹之助、徳久恒範及薩藩の遊學生横山正太郎等と交を訂して大に智見を擴めた。翌明治三年佐賀より鹿兒島に入り、今藤新左衛門の塾に學び西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹等に親炙するを得た。陸は當時鹿兒島が大に藩政を革新して泰西の文物利器を採り、武備を擴張して士氣の振作に勵むると共に、内は朝廷を翼賛し外は國威の宣揚を期しつ、更始一新の意氣瀟灑たるを見るや、感激羨望措く能はず、歸藩後其藩治施政に則り、金

澤藩政を改革すべく決心した。陸の當時を語れる談に

鹿兒島へ行つて見ますと、ここは亦佐賀よりも一層開けて居つて、全國三百諸侯の中で、此地に来てゐないものは無いから、只何處であつたか、三藩だけが来てゐなかつた。それに最も感心した事は維新前會津は幕府のため京都の守護職を勤め、常に薩長と軋轢し互に反目敵視してゐたに拘らず、當時澤山の會津の人が遠く山海を隔てた鹿兒島へ遊學に来て居りました。鹿兒島人も亦特に會津人を優待し、誠意を盡して世話をするといふ風で、互に舊怨を棄て、手を握合ひ俱に國事に奔走せんとする態度は實に見上げたものでありました。私が藩を出發した折は一寸形勢を探索して歸るといふ様な考でありましたが、實際行つて見るに探索などは無用な事で、公明正大、何も隠蔽する處なき開放的態度であつたため、その頃鹿兒島藩廳で史生を勤めてゐた本田彌右衛門後の男爵といふ人の所へ參り、藩政革新の模様を尋ねまするに、腹藏なく詳かに語つて聞かせました。で自分は更にその改革の一件書類を見度い乞ひました處、早速その翌日記録全部を提供してくれましたので、私は自分の藩の改革に參考となるべき箇所を書抜いで送りたい旨を頼みますと、快く承諾して一向秘するといふ様な風がないのにはすつかり感心させられました。それから桐野利秋の話には、今日の世界は兵力を盛にして置かなくてはならない、國際條約や萬國公法といふもの

は武備を充實してこそ役に立つが若し兵力がなかつたら、反故同様の空文である。日本もこの様な蕞爾たる一小島國にあるから、將來この儘で國の守れるものではない。一日も早く大陸へ驥足を展べ、是非とも滿洲邊りへ打つて出で、國威を發揚しなくてはならぬと力説してゐました。

この桐野の大陸經綸政策は亦首領西郷隆盛の抱負であつた。明治六年征韓論の萌芽は既に此時發してゐたのである。爾來星霜六十有餘歳、往年英雄の墓木已に拱抱を過ぎ枯骨一片黄土に歸せる今日、新滿洲國の建設こそその承認問題に思ひ及ぶ時、寔に無量の感慨に堪へない。

それは兎まれ陸は藩政改革の急を感じ三年春、米山と共に鹿兒島を辭して再び佐賀に入るに、折節藩の召命に接したので、長崎より神戸に航して大坂の藩邸に至り、北川亥之作等に會つて、備に改革意見を述べ、此際藩知事前田慶寧の嗣子利嗣を鹿兒島に遊學せしめ、藩中子弟の俊壘を簡拔して之に隨行せしむべき旨を勧めた。然し當時の藩狀は安井顯比一派の長州系が政權を把つてゐたため、到底其意見の行ふ可らざるを知つて憤慨し、米山道生と袂を分ち、脱藩届を叩きつけて再び單身九州に赴かうとしたが、適々薩藩士中井弘の東上し來るに會ひ、その諫止に従ひ意を翻して東京へ出た。内藤誠要撃事件は即ち陸が東京へ出た三年五月の直後に起つたのである。

陸は更に藩許を得て同年十月佐賀に入り長崎に赴いたが、十二月勅使岩倉具視が西郷隆盛、大久保利通、山縣有朋等を隨へて鹿兒島に至れるを聞き馳せて佐賀に歸り山中一郎なるものより旅費を借つて長崎に引返し、四年春鹿兒島に着いたが既に一行は、勅書を島津忠義に授けて歸東の後であつたため、桐野利秋に面して勅使派遣の事情を聞き愈藩政改革の急務を痛感し五月東京に歸り、藩邸に意見を具申したが尋で七月廢藩置縣となつた。依て陸は杉村寛正、小幡造次等の同志と謀り置縣後の事務を整理せんため要路にある藩吏の淘汰を促すと共に才識ある人物を地方長官に推載せざる可らずとなし、参議板垣退助に謁して縣下の政情を懇へたる結果、八月薩人内田政風を金澤縣の大参事として迎ふるに至り、陸は東京詰縣官に擧げられたが廢藩後の要務整理を告ぐるに及び六年職を辭して金澤に歸つた。

此の政變に際して軍事掛大屬小幡造次を除き、長州系の閥族は相前後して桂冠し纒に内藤誠等が暫く廳舎に残壘を保つのみとなつたが、幾程もなく職を罷め福井に去り與黨悉く掃蕩されて亦隻影を認めず、之に反して藩州系の坪内金吾は大屬に、杉村寛正、久島彦次郎、加藤恒等は備大屬に、米山道生は小屬に、長谷川準也は軍事係本副官に、その舎弟大塚志良は副官に採擧せらるゝなど、一派擧つて顯官榮職に列し、盛衰全く地を換ふるに至つた。

斯くして杉村一派の薩州系が、その閥族たる内田政風を地方長官に擁立するや、内田も亦努めて彼等の提議を容れ其徒を縣吏に登庸したため、杉村派の權勢は隆々飛鳥を落すの概を示し、當時流行の金銀を以て佩刀の櫛室を粉飾せる金刀銀刀と稱せるものを帶び、意氣揚々廳門を出入した。

三、同盟勤務と義勇兵舎

薩系の擡頭に反して、先に罷免せられたる長州系の殘黨と、維新の政變に家祿を離れ失意に沈んだ士族輩は、薩南の芋萐が今や百萬提封の地に繁衍して、三百年來の舊慣故俗が、日に月に破壊されて行くを見て、憤慨の情に堪へない折ふし、五年二月金澤縣を石川縣と改め、廳舎を石川郡本吉村に移し、地名を美川町と稱すとの布告出づるに及んで、彼等の不平は一時に爆發した。蓋し前年十一月、金澤縣の管轄が加賀一國に縮少されたる結果、廳舎所在の金澤町が、その位置稍北方に偏せるため、行政上不便なりとの理由を以て、この擧に出たものである。然るにこの移廳は獨り舊士族級のみならず、全町民殊に商工業者が生活を脅す重大問題であつたため、孰れも蠶々の非難を擧げ、少壯血氣の徒は憤慨の極夜陰に乗じ、内田長官邸を襲撃せんとするに至つた。然し事は未發に漏れて幸に事なきを得たが、餘憤の發する處、黨を組んで邏卒が夜中巡行の不意を襲ひ毆打

負傷せしむるなどの兇行屢々起り、市中頗る物騒を極めた。長官内田は此際加害者を厳探して處罰する事は、徒に人心を激昂せしむるものなるを慮り、同年七月一篇の告諭を發して懇々士民を戒めた。

右檄文の布達せらるゝや、竹下朝風等五百餘名の士族は、同族の輩が件の暴狀に耻辱を感じ、一同連署を以て選卒の勤務を助け、市中警戒の任に當らん事を志願し、その承認を得た。

今般當町居住人ノ内、何者ノ所業ニ候ヤ無謂選卒ニ對シ妄動ヲ働キ候ニ就キ、檄文ヲ以テ御通達ノ趣奉承知我輩ニ於テ實ニ俯仰天人ニ對スル負楚受譴ノ耻辱、措軀安心ノ地所之レ無キ次第ニ奉存候。加樣成行候根源ヲ精細ニ説キ候ヘバ、却テ同一家人ノ穢行汚事ヲ數ヘ揚ルト等シク、彌以テ報顔ノ至ニ不堪候。依而先ヅ即今ノ景況ヲ概見スレバ、選卒ノ人員些少タルヨリシテ之レヲ輕蔑シ、加樣ノ所業ニ至リ候ト奉存候。依之我等同心相募リ選卒ノ勤務ヲ扶助致シ晝夜嚴重市中ヲ巡邏シ、聊カ報國ノタメ涓埃ヲ盡シ度奉存候。此段神速御聞届被下候様奉願候以上

壬申七月

彼等は縣の認可を得るや、同盟勤務同志約例なるものを作りて結束を固め、更に心得方箇條を左の如く制定した。

舊士族の
同盟勤務

一、今度我輩同盟ノ趣意ハ、國家ニ酬ユルノ爲ニシテ萬一暴動ノ族アラシム時ニ當テ、微軀ヲ報センコトヲ希望ス。而シテ平常ノ事務ニ在テハ、各區ニ注意シテ動靜ヲ觀察シ、選卒ヲ扶助スルノ心得ニシテ第一廉耻ヲ旨トシ、其身ヲ護シ、各善良ニ至リ安全自由ヲ得セシメ度ヲ要趣トス。故ニ區内等不穩ノ次第アラバ且説キ且論シ無益ノ嚴制ヲ加ヘズ諸事穩和ニ取扱可申

一、同盟ヲ區々ニ配布シ日夜其區ニ注意シ、持區ノ靜謐ヲ以テ己ノ手柄トシ、十日目毎ニ區内ノ様子當屯所ニ差出、時宜ニヨリ其筋ノ役所ヘモ差出候事

一、諸事營業ノ妨ゲニナラザル様ニ注意スベキハ勿論、行儀作法等正シク決シテ威權ガマシキ義コレナク、徒黨潛伏ノモノト見切候ハバ、戸長或ハ選卒ヘ申遣シ捕縛イタサスベシ。亂暴狼籍及ビ道路等醉狂ノモノアラバ穩ニ制シ、且途中ノ急病或ハ行斃、溺死、棄兒等見請候ハバ、戸長等ヘ可申入事

一、喧嘩鬭爭取鎮方其機ニ應ジ、精々説諭ヲ加ヘ取計可有之事

一、人家ヘ立入り應援等致シ事件有之節ハ、總テ懇篤ニ致シ手荒ノ所置等アルマジキ事

一、公事出入等ハ一切關係イタスマジキ事

彼等は元砲隊屯所を本部に、各區より番直二名宛日々に出頭し、午前九時より午後二

時まで一六交番で勤務に服し、狼籍者に對しては抜刀にて捕縛することを慎しみ、非常の際の合印に、白木綿半幅三尺五寸を左の二の腕に着け、出火の折は應急臨機の處置を講ずるなど銳意警戒の任に當つた。而して更に多賀直春、寺西秀敬、西尾彝倫、津田近三等は官給の家祿を割き、又其他の有志より釀金千四百六十兩を警備費として獻納したため、其資金で邏卒を増員するを得て、市中の不穩も自然鎮靜に歸したため、九月に至り補助邏卒を解散した。

是より前明治三年一月、兵部省より各藩の租入一萬石に對し常備兵一箇小隊の率で總石數に比例で兵員を編成せしめる事とした。此に於て杉村寛正、長谷川準也、大塚志良等が平素の持論たる兵制の意見採用され、從來の銃卒を解隊して佛國の兵式を用ひ、士民を混同して歩兵五箇大隊、砲兵三箇大隊を編成し、志望者を普く士民より募集した。彼等は慶藩の方針に倣ひ、外軍備を充實し内舊制を更改して之を手を携へ、大に國事に盡す處あらんこしたのである。然る其後幾許ならずして廢藩置縣となり、藩兵を解散すると共にその一部は簡拔して兵部省へ配屬することとなり、堀尾猪之吉、中村虎三郎、原正忠等孰れも兵員を率ゐて上京した。當時杉村、長谷川等は此の際藩兵は解隊するともその陶冶訓練されたる人心を將來に繫持して、國家萬一の變に備へざる可らずと唱へ、解隊兵中有爲の志ある少壯氣銳の士を團結した。後年彼の紀尾井坂に於て、時の内務卿

島田一郎及其徒佐藤武英、水野生清等の如き孰れも解隊當時の士官にして、その麾下に大久保利通を刺せる馳せ参じたものであつた。

彼等は縣廳が美川町へ移轉後、五年五月金澤出張所に對し義勇兵舎開設の願書を提出した。その要は現日本の人口約三千二百八十萬人に對して、各鎮臺と近衛を合するも兵員漸く二萬五千人に過ぎず、即ち人口千人に就き一人に足らざるは國防上眞に憂慮すべきものがある。故に此際國民皆兵の實を擧ぐべく、英佛各國の例に倣ひ、義勇兵を徵募して兵舎を建て、新式の兵器を練練し、現代の戰術を修め、以て一旦緩急の際は、驟然立つて鎮臺分營の寡兵を補はんとするにあつた。而もそれが學則を掲げ、日課を定め、經費豫算より罰法、禁制に至るまで悉く精密な具林案が作成されてゐたのを見ると、單に空理空論の餘に出でたものでないことが解る。則ち兵舎營繕費は幹部の出資を爲替會社に預入し、その利息を以て充つる事、演習場は元砲隊屯所を借用する事、舎長、教師も舎生と同じく經費を負擔するのみならず、總て無給たるべき事、食料は一人一日米五合、外に菜薪代等を合せて一ヶ月一圓四錢を納入すべき事、舎生は總員五百名、入舎の際には束修二十五錢を徴し、その合計百二十五圓を以て飼馬料並に雜具の新調費に月謝各五錢合計二十五圓を以て器具器械の補修費に充つる事用意甚だ周到であつたが、縣當局ではその幹部が豫て慷慨激越の徒であるのみならず、解隊の壯兵輩が之に加盟しては何か

の場合事面倒といふので遂に裁可を與へなかつた。

四、征韓征清の先鋒運動

杉村寛正等の一團は、加賀藩が夙に天下の雄藩を以て任じながら、維新中興の大業に趨超して、あたらずべき風雲の機を失ひ空しく鎮西諸藩の殿後に附くを嗟嘆しつつ密かに腕を撫して時運の到来を待つてゐた。然るに明治六年征韓の議起り其の主張者が平素崇拜かざる西郷隆盛の徒たるを知るや、彼等は踴躍して同志を募り、その先鋒隊を以て従軍すべく左記願書を認めた。

征韓先鋒
の出頭

草莽微臣寛正等誠恐頓首謹言。臣等不才無能ナルヲ以テ、戊辰以降國家一大變勢ノ時ニ逢遇スト雖モ、未ダ曾テ寸功ヲ其間ニ致ス能ハズ、上國家無量ノ恩澤ニ報ユルナリ、下萬姓協力ノ義務ニ當ルナシ。仰テ恐懼ニ堪ヘズ伏シテ慚愧ニ暇アラズ、慙々焉トシテ唯皇國ノ民タルニ背クヲ恐ル而已。夫レ戊辰以來辛未ノ歳ニ至ル兵馬ノ權未ダ朝廷ニ歸セズ、攻伐守護ノ事一ニ諸藩ニ頼ル。臣等因テ意フ身不肖ニシテ文吏トナリ、政務ニ關スル能ハズト雖モ、然レドモ兵士トナリ國家有事ノ時ニ臨ミ、一死以テ國ニ報ズルハ則チ及ブ。シト。是ニ於テ相共ニ奮發シテ舊金澤藩ノ兵隊ニ入り、立論共議以テ同藩ノ兵制ヲ改革シ、臣等各其器ニ應ズル所ヲ以テ上下士官トナリ、藩内

士民中勇壯義氣ノ者ヲ募リ凡ソ四千餘人、編シテ五大隊三砲隊トナシ、報國盡忠ノ旨ヲ主トシ陣法令式ヲ練ス。日夜洋勵辛未ノ歳ニ至リ漸ク諸隊一和部伍習熟シ、略義ニ方フヲ知り、之ヲシテ戰ハシム既ニ可也。而シテ同年七月廢藩ノ詔下リ、編デ藩兵解隊ノ命アリ。臣等一同素志ヲ失スト雖モ、然レドモ方今内國ノ隆盛ヲ計リ、外萬國ニ對峙セントス、郡縣ノ政體ニ非ザレバ能ハズ。朝廷時勢ニ因リ其宜シキヲ制ス、是レ國家ノ大幸、何ゾ臣等區々ノ素願ヲ得ザルヲ以テ憂トナスニ足ラン。故ニ臣等朝廷旨ノ所、有時勢ノ所宜ヲ以テ部下ヲ説諭シ、一同解散、各業ニ就キ籍ニ復ラシム。然リト雖モ、臣等積年ノ宿志一モ施スヲ得ズ、今後國家益無事臣等ノ如キ終ニ事ニ當ルナク、畢生無用ノ人トナル豈歎ズベキナラズヤ、豈悲シムベキナラズヤ。頃者側カニ聞ク朝鮮ノ謔言暴狀ヲ怒リ、問罪ノ師ヲ遣ク彼土ニ發セント欲シ、廟論既ニ決スト。臣等之ヲ聞キ躍踊ニ堪ヘズ。曰ク是レ臣等徵力ヲ國家ニ致シ宿志ヲ達スルノ期ナリト。臣等曾テ部下指令スル所ノ者、近衛並ニ各地鎮臺兵召集ノ餘、即今存在ノ者大凡一千人、皆彼ノ役ニ從ハンコトヲ願フ。臣等之ヲ督シ主帥ノ彼土ニ向フノ日之レガ先鋒トナリ、身命ヲ朝廷ニ奉ジ、骸骨ヲ彼土ニ曝シ國威ヲ異邦ニ輝サント欲ス。冀クハ朝廷臣等積年ノ愚忠ヲ憐ミ請フ所ヲ許シ、以テ征韓ノ役ニ加ハラシメ、臣等感激ノ至ニ堪ルナシ。謹デ上書以テ言フ。寛正等誠恐頓首々々百拜

明治六年十月

然るに此月廟議一變して征韓の事已み、西郷以下五參議の挂冠下野となり、彼等は鷄林八道に雄志を展ぶべき機を失つたので、右願書は提出に至らず一同空しく骸骨の嘆を漏してゐた。越えて翌七年五月征臺の事起りて清國の紛紜を生ずに至るや、彼等は事變の背景に老大清國の禍を負うありて、その國難亦前年征韓の比に非ずみなし締盟の壯士二千餘名蹶起して書を陸軍大輔西郷從道の許に送り、支那先鋒として從軍し、國家のため涓埃の赤衷を效さんことを以てした。

昨明治六年十月征韓ノ廟議、最早御決定可相成趣傳承仕私共一同從軍先鋒相勤度存候故、御決定之旨御發令相成候ハ、隨行ノ義立願ニ可及心得ニテ、願書草文別紙ノ通り相認メ御發令相待居候處、右ノ廟論竟ニ御決議不相成、一同不得素願打過罷在候。然ルニ此頃臺灣御征討ノ義既ニ御確定、追々出師ノ御模様昨今承知仕是私共豫テノ宿志今日ニ有之候ニ付、何卒今般ノ征行ニ加從仕、先鋒トシテ一廉ノ御用ニ相立積年ノ素願ヲ盡シ申度、尤願意縷々上陳仕度候得共、目今追々御出師ノ場ニ臨ミ彼是遲緩難仕、依テ別紙過日認置候願書草文相添、前段ノ趣懇願ニ及候間私共平生ノ衷情別紙ノ趣ヲ以御瞭察被成下、願ノ趣速ニ御許可可被下候様奉願上候 以上

石川縣貫屬士族

支那先鋒
の出願

六

明治七年四月五日

陸軍大輔西郷從道殿

藤 寛 正

其外連名

征臺の師は五月二日、軍艦日進、孟春、明光、三邦の四隻に搭じて長崎を解纜、舳艫相衝んで征路に就き、尋で總督西郷從道は幕僚と共に十七日高砂丸にて出帆、臺地上陸するや蕃賊を掃蕩するに殆ど無人の野を行くが如く、六月上旬には殆ど全島を平定したのである。然るに杉村一派の壯士がその出師に先立つ約一箇月前、早くも結束して從軍願書を提出せるは、之を前年征韓論の將に決裂に至らんとして漸く策動せるに比し、其行動の極めて敏速なるものありしは、如何に彼等が衝天の意氣に逸れるかを想見すべしである。

當時米國特命全權公使ビンハムが突如征臺に異議を挟むや、廟議遽に一變して、三條實美は權内少史金井之恭を長崎に急派して王師の進發を止めんとしたるも、既に解纜の準備全く成り、將卒の勇氣奮揚して、その勢遂に抑止するを得なかつたのである。而も四月二十四日、征臺中止の報一度び新聞紙上に表るるや、彼等は政府の軟弱外交を痛嘆し、即日左院へ聞止臺灣之舉之談論其得失議と題せる一片の建白書を提した。

臣等誠恐頓首謹デ白ス。臣等過日上書シテ政治ノ事ヲ論ジ、退テ朝裁ヲ待ツ。茲ニ日アリ、適本月二十四日ノ新聞紙ヲ閱シ、臺灣ノ舉既ニ已ムト云フヲ見ルニ及ビ、驚歎紙ヲ

杉村寛正
等の建白

六

投ジテ曰ク嗟呼是レ何ノ事ゾヤ、是レ何ノ事ゾヤ、苟シ此事ヲ信然ナラシムル殆ド内
外ノ大事ニ係ル默止スルニ堪ヘザルモノアリ、是ヲ以テ僭越ヲ憚ラズ敢テ粗謾ノ言
ヲ致ス、夫レ臺灣ノ舉其利害得失、今日ニシテ而シテ論ズベキニ非ズ、其舉措ノ決亦今
日ヲ待テ而シテ定マルベキニ非ズ、既ニ師旅ヲ出シ之ニ繼グニ糧餉器械ヲ以テシ將
ニ不日ニシテ纜ヲ解キ航ヲ發セントス、既ニ内外人民ノ視ル所トナリ、又各國政府ノ
聞知シテ以テ相評スル處トナル、而シテ今遽ニ其議ヲ變ジ其舉ヲ止メ將ニ發セント
スルノ師旅ヲ返サバ、内外人民其レ之ヲ何ト云ハンヤ、夫レ遠ク三軍ヲ出シ、事ヲ海外
ニ舉ントスル、宜シク先ツ之ヲ廟議ニ盡シ、猶之ヲ府縣郡邑ニ商リ、以テ國內ノ衆論ヲ
取り而シテ又之ヲ海外ノ形勢ニ察シ、名義利害兩ナガラ相得テ然ル後、其舉措ヲ決ス
ベキ者固ヨリ論ヲ待タズ、聞ク歐米各國ノ兵ヲ起シ戰ヲ開ク、必ズ國內人民ノ衆議ニ
因テ之ヲ爲ス、未ダ政府ノ獨斷專決ヲ以テ之ヲ廢スル者アラズト、蓋シ理ニ於テ當ニ
如斯ナルベキナリ、今ニ臺灣ノ舉、其初メ未ダ之ヲ府縣郡邑ニ商ルニ至ラズト雖モ、其
廟議ニ於ル焉、之ヲ盡シ之ヲ決シ、名義利害兩ナガラ相得テ、而シテ起ル者ニ非ザ
ルヲ得ンヤ、國內人民ノ視ル處、察スル處モ亦未ダ如斯ナラズンバアラズ、況ヤ海外各
國ノ考フル所ニ於テヤ、然ラバ即チ今日其議ヲ變ジ其舉ヲ止メバ、内以テ國內人民
ノ危疑ヲ生ジ、外以テ海外各國ノ嗤笑ヲ招キ、而シテ其害ナル者、小ハ則チ廟議ノ輕淺

浮薄ヲ大方ニ示シ、大ハ則チ我政府ノ不和無力ヲ字内ニ明ニシ、彼ヲシテ益其侮慢觀
觀ノ心ヲ進マシムルニ足ル、嗟呼此ノ舉若シ不利トナスモ事已ニ斯ニ至ル、之ヲ返シ
テ而シテ損害ヲ招クヨリ、寧ロ銳意果斷以テ之ヲ遂ルニ在ル而已、果シテ利トナスヤ、
遂ニ信威ヲ中外ニ得テ萬國對峙ノ基ヲ成スニ至ル、是決シテ之ヲ返ス可カラザルナ
リ、且夫昨年征韓ノ廟論遠巡決セズ、以テ物議ノ多キヲ致シ、天下ノ紛擾ヲ釀ス、今此舉
發スルニ垂ントシテ遽カニ之ヲ止メバ、其物議紛擾必ズ前日ヨリ甚シキモノアラン、
是レ臣等驚歎シテ而シテ慷慨スル所タリ、伏テ惟フ、有司其進ム未ダ必ズ不利ナラズ
其退ク未ダ必ズ利ナラザルヲ察シ、加之中外嗤笑侮慢ノ集ル所ヲ慮リ、而シテ又前日
物議紛擾ノ由テ起ル處ヲ監シ、以テ速カニ其舉ヲ果サンコトヲ臣等此報ヲ見ルニ及
ンデ、止師ノ議竟ニ成ルヲ恐ル、是ヲ以テ其信否ヲ問フニ暇アラズ、敢テ粗言ヲ致ス、希
クバ有司其微衷ヲ恕シ、以テ裁スル所アランコトヲ臣等誠恐頓首謹白

明治七年四月廿五日

石川縣貫屬士族

藤 寬正 久島彦次郎

長谷川準也 大塚志良

草薙尙志 斯波歸一

米山道生 稻垣義方

河崎曾平 島田辛一郎
吉田温一郎 長尾助信
林 顯三 高田信清
石川九郎 島田一郎
陸 義猶 等連名

左院御中

既にして清國は我が征臺に對して異議食言の事あり、全權公使柳原前光、李鴻章と數次折衝を重ねしも、彼容易に屈せざるより、八月大久保利通を全權辦理大臣に任じ、清國へ差遣、交渉談判の結果、償金五十萬兩を我に收めて、和平解決を告げたが、其間清國と露端を開く近くにあるべしと専ら世上に風聞したので、彼等は更に從軍支那先鋒たらんことを三條實美に上書した。此時は獨り金澤の同志のみならず、大聖寺町に於ても之を呼應して、從軍の列に加はらんせし一團の起るなど、縣下到處殺氣と悽氣の交錯響を演じた。

支那先鋒出願の義御同志御座候通、連署を以て及出願置候得共、追々各縣下士族中等にも義務を辨知し、色々出願に相成候御様子粗新聞紙にも記載有之、乍存期機に後れ候ては實に遺憾の事、事あるに當て、萬死以て國恩に報ゆるは人民の義務、然るに出願

の義御聞洩にて御遺憾の御方も可有之御推察申候間、御同志の方々は再び連署を以て及出願度、依之甚乍御手数來る十九日午後三時迄の内、元御館跡錦城小學校應接所迄御出頭被下候様御同町内等無漏御通達可被下、尤御咄申置候通御勧め申義には聊無之、御奮發御同志の御方々而已御出頭可被下希候也

九月十五日

大聖寺町有志輩

何町御有志何誰様

右の通り回達の上十九日迄に出頭無之分は、有志に無之と決し候より外無之追々咄も聞へ可申有志のものは袖手傍觀致す間敷歟の見込なり

杉村寛正は置縣新政以來累進して權參事の職にあつたが、六年八月二十二日官を辭して最も自由の立場にあり且つ郷黨に於て親薩派の頭目であつたため、如上の壯丁を糾合するに共に此の事變に對する西郷、桐野一派の意見を聴くべく翌七年六月陸義猶と相携へて鹿兒島に入つた、此時島田一郎と並んで大久保内務卿暗殺の首魁者長連豪も同行して下つたが、獨り止つて桐野の家に寄食した。時に年齒十九歳。

斯くして兩人は鹿兒島に滞在すること約一箇月、その間屢々桐野利秋に面して時事を質し、西郷の大陸政策を詳かにするを得て、愈よ畏敬の念を強くし、他日西郷が薩南の臥廬を出で、國家の大事に立たん時、北陸加賀の地に在つて遙に之を響應せんことを締

杉村、陸、
長等の鹿
兒島入り

盟するに至つた。是に於て杉村は歸郷後同志と謀り、支那先鋒組の結果を解かず、同年十二月に至り社を結んで忠告社と稱した。これ實に石川縣に於る政社組織の嚆矢である

五、左院に於る陸草薙の折衝

彼等が忠告社を組織の前、征韓論の決裂によつて五參議の連袖挂冠となり世論囂々民心の未だ安堵せざるに拘らず、政府が不急の土木建築を起して國幣を濫費するは、是徒らに外貌を粉飾し形容を華麗にするに過ぎざるもの、須らく富國強兵の策を樹て以て國本を不拔に培ひ民力を恒久に養はざる可らざるを痛論し、更に佐賀の亂の禍根を釋ねて征韓論に及び、之を公論衆議に由て決せざりし非を責め、暴動鎮走後その餘黨の追捕處刑に酷なるは、衆庶に疑懼の念を懷かしめ、民心の動搖を誘發する所以なりとし、明治七年三月廿九日杉村寛正、草薙尙志、佐々木辛一郎、林顯三、高田信清、和角富業、石川九郎、島田一郎、陸義翁の九名連署を以て二通の建白書を左院へ提出し、尙其實行運動のため草薙、陸、高田、和角、佐々木の六名は手を携へて上京した。

二通の建
白書

改政致矯弊事議

臣等昧死書テ左院ノ執事ニ奉ル。臣等卑賤敢テ廟堂ノ洪謨ヲ伺知ルニ非ズト雖モ、然レドモ今日天下ノ況狀ヲ察視スルニ、人心恟々内國變アルノ懼ヲ懷キ、浮説流言相傳

へ相詐リ、以テ安ンゼザル所アリ。蓋シ昨明治六年十月前參議五名ノ職ヲ退キシヨリ物議接々天下異議多シ。然ルニ朝廷未ダ確乎平定ノ策ナク、或ハ之ヲ撫セント欲シ、之ヲ諭スニ數條ノ布達書ヲ以テス。然レドモ其示ス所、民間目擊スル所ト、大ニ狀ヲ異ニスルヲ以テ人民益危疑シ、以テ政府今日ノ狀ヲ秘スル者アリト爲ス、或ハ之ヲ警視セント欲シ、巡查ヲ嚴ニシ、徒ニ寄留旅行ノ士人ヲ糾察スルニ至ル、彼其煩ニシテ益ナキノミナラズ、亦以テ衆庶ノ疑惑ヲ致スニ足ル。夫レ民心危疑ヲ懷キ、其生ヲ安ンゼザルハ過亂ノ基也。朝廷其由ル所ヲ察セズ、其本ヲ正サズ、徒ニ其末ヲ制シ、其目前ヲ防ガント欲スルモ、之ヲ制スレバ隨テ起リ之ヲ防ゲバ益熾ニ、其勢竟ニ救フ可ラザルニ至ラン。近者佐賀縣下ノ紛擾既ニ其端ヲ開ク、今ヤ一舉鎮定ニ及ブト雖モ、然レドモ朝廷此時ニ於テ速カニ其弊害ノ由ル所ヲ改正シ、前途不拔ノ良策ヲ確定シ、天下衆庶ノ望ヲ安ズルニ非ザレバ、今後ノ變勢猶將ニ測ル可ラザル者アラントス。其弊害ノ由ル所ノ者何ゾヤ、曰ク、政致其宜シキヲ得ズ、施設其序ヲ失スレバナリ。何ヲカ政致其宜シキヲ得ズ、施設其序ヲ失スト謂フ。請フ之ヲ陳セン、臣等伏テ方今ノ形勢ヲ察スルニ、國家ノ危急未ダ此時ヨリ甚シキハナシ。内人民ノ危懼紛情已ニ如斯外、外國ノ侮慢亦一日ニ非ズ、加之魯虜ノ覬覦、駭々乎トシテ迫ル。此時ニ當テ宜シク内以テ保安富國ノ策ヲ專ニシ、外以テ強兵攻守ノ備ヲ急ニスベシ。然ルニ在廷ノ有司安ニ依リ無事ニ馴レ、徒ニ

政治ヲ歐洲全盛ノ國ニ模擬シ、効ヲ求ムル急ニ美ヲ競フニ專ナリ。人民未ダ開化ニ進マズシテ政府獨リ之ヲ唱へ、無力ノ民ヲ驅テ、歐洲富有ノ俗ニ類似セントス。故テ以テ人民ヲシテ爲サシムベキ所政府之ヲ爲ス者常ニ多シ。乃チ政府ノ事日ニ繁クシテ用度月ニ闕耗ス。是ヲ以テ官員益多ヲ加へ、收稅愈増益ス。海陸軍文部工部諸省ヨリ、兵舎學校其他土木紙幣驛遞等諸寮悉ク新築洋製ヲ以テシ、屋室ノ飾放器具一切ノ雜品ニ至ルマデ、皆此ヲ捨テ彼ヲ取り、舊ヲ改メ新ヲ成ス。其費用蓋シ數十萬、鐵道電信瓦斯燈ノ如キ國家有用ノ者ト雖モ、亦是レ形容ヲ模擬スルニ專ラニシテ、實益ヲ見ルモノ僅而已甚シキニ至リテハ民屋ヲ製シテ民ニ貸シ、道路街巷ヲ修飾シ一區一町ノ間ヲ華麗ニシテ、以テ開化進歩トス。其費ス所亦莫大ナリ。以上即今政府日ニ月ニ、改々没々トシテ爲ス所、國家ニ於テ未ダ萬分ノ裨益ヲ見ズ。而シテ財用ノ闕耗既ニ多ク人民ノ困乏又甚ダシ。舊來ノ租稅未ダ改正スルニ及バズシテ、雜稅民費ノ額日ニ増加シ、下民苦ヲ訟ヘント欲スレバ政府之ヲ拒ムニ、名ヲ以テス。今ヤ天下無事而シテ國民既ニ疲弊シ、民情已ニ離反ス。若シ一旦事アルモ内保正ノ計ナク、外攻守ノ備ナキハ抑モ復何ノ故ゾ。是レ他ナシ政事實ニ著カズ、其施行スル所緩急ノ序ヲ失シ、務メテ形容ニ專ラニシテ財用ヲ不急ノ事ニ竭スヲ以テナリ。夫レ歐洲各國街衢宮室ノ壯華ナラザルニ非ズ、華美ハ人情ノ悅ブ所ニシテ理ノ欲ス可キ者ナリ。然レドモ是皆隆政極治、國富強ヲ

致シテ而シテ後可ナル者ナリ。之ヲ我ガ今日國用足ラズ、兵備全カラズ内外急要ノ事未ダ舉ラザルノ時ニ於テ、驟カニ之ヲ求メ、悉ク之ヲ取ラント欲スルハ則チ非ナリ。之ヲ一家ノ事ニ譬フ、飲食衣服ハ以テ身體ヲ養フ所ナリ。屋宇牆垣ハ以テ寒暑風雨ヲ防グ所ナリ。身體ヲ養ヒ寒暑風雨ヲ防グハ攝生ノ要家ヲ爲ムルノ急ナル者ナリ。今若シ資財多カラズシテ、飲食衣服ノ求メ、屋宇牆垣ノ修ヲ爲ムニ足ラズシテ而シテ却テ筵席ノ美什器ノ華ヲ專ニセバ、衣食常ニ乏シク、牆屋日ニ壞頽シ、而シテ負債累積、其凍餒破産スル日ヲ數ヘテ待ツベシ。國ト天下トヲ治ムルノ道一家ヲ爲ムルト其理一也。今富國ノ術、強兵ノ策、凡遠大急要ノ事ヲ捨テ、日用瑣末ノ便利ヲ務メ、雜貨物品ノ新寄ヲ競フハ、猶衣食牆屋ヲ後ニシテ、筵席什器ヲ先ニスルガ如シ、此之ヲ政其宜シキヲ得ズ。施設其序ヲ失スルト謂フ、而シテ又民心恟々物議多キノ由テ起ル所ナリ。在廷ノ有司豈此ニ見アルモノ無ラシヤ。意フニ有司各其見ヲ異ニシ、論議紛々一定セザル者アラシ。是レ前參議五名ノ職ヲ退ク所以歟。竊カニ朝廷前ヨリ議ヲ聞クニ、百事大使ノ歸朝ヲ待テ而後改正スルニ在リト。然ルニ大使歸朝ノ後政令益姑息ニ出、弊事昔日ニ倍シ、遂ニ内國紛擾ヲ醸スニ至ル。伏テ惟フ朝廷天下ノ物議ヲ休シ、民心ノ恟々ヲ安ンジ、以テ内國ノ紛擾ヲ撫セント欲セバ宜シク政事ヲ實ニ著カシメ、其施行スル所、急要ノ件ヲ先ニシ、華麗ニ馳セ形容ニ流ルルノ弊ヲ改メ、天下衆庶ヲシテ國家ノ富強日月

ニ進歩シ、一旦事アルモ内以テ保安ノ計アリ、外以テ攻守備アルヲ知ラシムベシ。如斯ニシテ而シテ民心安カラズ、物議多カラシコトヲ欲スト雖モ得可シヤ。前ニ陳ル所内危急ノ機及ビ政致ヲ失フト、其施設ノ弊トノ如キ、皆臣等今日ニ於テ親觀熟察スル所シテ、敢テ虛誕妄言スルニ非ズ。有司ノ咨問ヲ待テ一々其條ニ就テ論ゼント欲ス。希外ハ在廷百執事臣等ノ卑賤ヲ以テセズ、其言フ所ヲ以テ今日ノ狀ニ照シ、尙瞭セザルニアラバ之ヲ詰咨シ、以テ諫ル所ノ意ヲ盡サシメントコトヲ。臣等憂國ノ微衷言ハントク欲スル所ノ者萬緒、而シテ書辭拙劣之ヲ盡シ詳カニスルヲ得ズ、唯高明之ヲ裁ン以者テ取ル所アラシコトヲ願フノミ。臣等不堪恐懼頓首再拜

休物議安民心議

臣等誠恐々々敬首謹ンデ言ス。近者佐賀縣下ノ騷擾スル天下紛紜萬民恟然、内國ノ變亂由テ以テ起ルヲ恐ル。然ルニ一舉已ニ鎮定ス、是國家ノ祥福人民ノ幸慶ナリ。然リ而シテ殘黨散走シ其蹤ヲ思ス。朝廷逮捕ヲ嚴ニシ、其根ヲ拔キ其枝ヲ斷ントス。夫レ今日皇化四表ニ被リ、朝令偶々達スルノ時ニ於テ、苟モ罪ヲ朝廷ニ得法ヲ天下ニ侵ス者、豈逃亡潛隱シテ命ヲ全フシ、安キヲ保スルヲ得ンヤ。又孰レカ濫リニ、之ヲ扶持シ之ヲ救護シテ、以テ自ラ至罪ヲ招ク者アラン、是三尺ノ童子モ能ク知ツテ惑ハザル所ナリ。然ラバ則彼ノ佐賀縣賈屬ノ徒、既ニ事窮シ計畫ルニ至ラバ、宜シク命ニ就キ死ヲ決スベ

クシテ、而シテ遁走隱伏其影ヲ掩フ、亦必ズ之ヲ引援シテ而シテ扶持スル者アラン、此レ其故何ゾヤ。蓋シ彼徒其志朝廷ヲ蔑視シ國家ヲ奪ヒ、甘ンジテ亂賊トナル者ニ非ザルヤ必セリ、一旦事ヲ輕舉ニ失シ、遂ニ官師ニ抗スルニ至ツテハ固ヨリ名分ヲ犯シ罪戾ヲ負フト雖モ、彼レ其輕舉罪ヲ犯スヲ悔悟シ、一時身ヲ脱シ目前ノ急ヲ避ケ、其平生親信スル所ノ者ニ投ジ、由テ以テ其衷情ノ所在ヲ朝廷ニ訴ヘ、其赤心ヲ天下ニ告ゲ、而ル後至當ノ罪科ニ服セント欲スルナラン、之ヲ救持スル者亦其情ヲ憐ンデ、而シテ其志ヲ達セジメント欲スルナリ。夫レ彼ノ徒唱フル所ノ征韓議ノ如キ、彼徒獨リ之ヲ唱フルニ非ズ、側カニ聞ク前參議ノ職ヲ辭スルモ、亦征韓ノ議ニ因ルト。然ラバ則チ之ヲ征スルト征セザルト、其利害得失ハ暫ク是ヲ置ク、其議ハ則チ方今天下ノ衆論、而シテ其事皇威ノ盛衰國家ノ隆替ニ關ス、亦輕事ニ非ザルナリ。宜シク其利害得失ヲ天下ニ商リ、衆庶ノ公論ヲ取り、而シテ後之ヲ決スベキナリ。臣等伏テ惟フ今朝廷彼ノ殘黨ヲ逮捕シ、以テ後患ヲ欲セズ、バ須ク天下ニ廣告スベシ。曰ク、殘黨ノ隱伏スル者姑ク其刑ヲ止メ、其唱フル所ノ說ヲ聽キ、其得失ヲ斷ジ、或ハ取ルベキ所アル其言ヲ納レ、然ル後前罪ヲ論ジテ其當ル所ニ處セン、其之ヲ引援救護スル者ハ、置テ而シテ之ヲ問ハズト。如斯セバ彼徒其優待寬典ヲ得テ、其素心ヲ伸ルヲ喜ビ、皆延領接蹤以テ至ラン。是ニ於テ其唱フル所ノ說ヲ以テ之ヲ廟堂ニ議シ、之ヲ府縣ニ商リ、之ヲ郡邑鄉里ニ詢リ、然ル

後之ヲ決セバ、其征ト不征ト天下ノ公論ニ出デ、而シテ彼徒各其罪ニ服スルモ將ニ死シテ而シテ瞑目セントス。是レ天下ノ物論ヲ休メ、民心ノ恟々ヲ安ンズルノ術此ヨリ善ナルハ無キナリ如斯セズシテ徒ニ逮捕ヲ嚴ニシ、探偵ヲ密ニシ之ヲ縛シ之ヲ刑シ、遂ニ天下ノ征韓議ヲ唱フル者ヲシテ口ヲ噤シ、其說ヲ屈セシメバ益民心ノ危疑生ジ、天下ノ動搖ヲ釀スニ至ラン歟、假令朝威悉ク之ヲ誅滅スルニ足ルモ、之ヲ今日ノ形勢ニ考フルニ、國家方ニ多端外患目睫ニ在ルノ時ニ當リ、國內相爭戰シ相殺傷スル、實ニ海外各國ニ對シテ可恥ノ甚シキ、國家ニ於テ損害ノ多キニ非ズヤ、是レ願テ而シテ察セザル可ラザルナリ。今臣等朝廷逮捕ノ令嚴ナルニ於テ彼徒ノ刑ヲ止メ、又其說ヲ聽カント乞フ、或ハ將ニ之ヲ扶持シ、之ニ左袒スルノ嫌アラントス。然レドモ臣等何ゾ敢テ彼徒ノ爲メニ黨與附和ノ說ヲ爲サン、獨リ國家ノ利害得失ニ於テ默止スルニ堪ヘザル者アリ、是ヲ以テ賤身ヲ顧ズ、尊嚴ヲ憚ラズ、誠衷ヲ陳ベテ裁擇スル所アルヲ希フ。臣等懇迫ノ至リニ堪ヘズ、謹デ上書以テ言ス、誠恐々々敬首再拜。

立論堂々書辭宏博忌憚なく其言はんご欲する所を盡し、能く時弊の肯綮に中つたものである。右文案が何人によつて起草されたかは、今日得て詳かにするを得ないが、その行文の爽邁なるその筆路の遒勁なる、必ずや陸義猶その人である事を信ずる。

そは兎も角彼等が滯京命を待てる中、三月三十日左院から通牒が達して、来る四月

二日午前十時出頭すべしとの事であつた。因て一行は踊躍して定刻參應すると二等議官高崎五六、三等議官宮崎誠一郎、四等議官海江田武治外三等書記官、一等筆生各一名が立會應接した。先づ議官より交々姓名を述べ一揖して席に就くと筆生が名刺によつて一行六名の姓名を呼び上げる。陸以下之に應じ敬禮着席するや議官では高崎が、一行では陸が相互の代表者として茲に一場の議論が交換された。此時の交渉談判の顛末は、同志の一人が筆録したのが現存してゐるので、其狀況を詳かにすることが出来る。

高崎は先づ開口に一番、先般の建白書中のその政致を改め弊事を矯むるの一議は議論至當、文意詳細至れり盡せりで方今の物情に的中し、議官一同も異議がない。依て直ちに正院へ進達して、諸公の決を仰がうと思ふが、書中尙腹藏する所は一々箇條に就て口解し、その意中を盡さうとのこゝ、請う忌諱なく陳述すべしと言に、陸は否々一同の言はんご欲する處は、既に充分書面に盡きてゐる、只其箇條に就て有司或は非とするものあり、或は意中の徹底を缺くものがあるなら、一々詰問を待て辯解せんご希ふのみである。議官に於て遲疑する處なく、之を正院へ上達さるるならば、何等言ふべき事がない。速かに其手續に及ばれたしと、高崎は快く應諾して更に曰く、方今政治日に改まり風俗月に移り、効を急ぎ新を競ふが如きものあるは、全く建白の趣に違はぬ。但し政府の趣意は元來固陋の民をして、速に文明を貴び開化を好むの域に進ましむるにあるため、先づ形容

に示して其耳目を悦樂せしめ、知らず識らずの裡に驅て開明に導くべき一時の術策を心得る。總て事々物々長短利弊の伴ふは數の免れざる處、これ今日の如く緩急大小の序を失して、華美浮薄に流るるの情勢を馴致したものであらう。然し既往は論じても致し方がない。唯今後は深く顧て機宜を得なくてはならぬ。今諸君の建議する處は、最も時弊に適切なもので、之を廟議に上さば、必ずや政府の好鑑となるべきを信するに、眞向から褒め立てられたので、陸等は大に歡び、一同の本懐之に過ぎず、謹で他日命を俟つ旨を述べた。

高崎は更に語を繼で書中民情已に離反すにあり、現在民情の向背に就て諸君の所見如何、と先づテストの第一矢を發して、敵營の機微を探らんとした。

陸曰く、維新以來僅かに六七年、其間諸侯版籍を奉還し各藩門閥を廢して高祿を削り、人才を擢で、釐革幾許ならずして亦廢藩置縣となる。是皆我國未曾有の政變にして、人民の生業を失ひ、活計に窮するもの十中七八である。但し國家の將來時世の前途に明なる者に於ては、皇國の隆盛を致し海外對峙の效を期す、正に斯の如くせざれば能はざるを知るが故に、決して此の革新變遷を呪ふものはない。唯細民に至つては、年々歳々、幾變轉の衝に而して産を失ひ業を離れて疲弊困憊、その是非得失の孰れにあるかを辨へず、ひたすら政府の改革を厭へる結果、朝廷の御趣意を奉戴せざるに至るもの比々皆然りて

ある。政府茲に鑑むるなく、猶疲弊無力の民を鞭撻して、開化文明の域に進ましめんさせば、必ずや民情の離反恐るべきものがあらうと直言した。

高崎は更に論據を轉じて第二矢を放つた。休物議安民心の一義、是亦憂國の至情に出で、誠衷を吐露したるもの、感嘆に堪へない。殊に公議を張り物論を休め、採るべき言を納れ、處すべき罪を斷ずると云ふに至つては、賞罰並び行はるるの義で、亦速に即今の紛擾を鎮撫し民心を安んずるの策極めて妙である。目下佐賀縣兇徒の處分につき協議中であるから不取敢この建議を衆議に附する考である。然るに書中議す處の、天下に廣告して其殘黨の潜伏する者に暫く其刑を止め、尙之を引援庇護する者も措て問はず云々、と稱するは、或は和漢萬國の律令に據る所あつての故か、又は古今の事迹に類似あつての故か、或は亦即今の状態に就き一時の權道を以て、その宜しきに處せんとするものか、其意如何と。陸曰く、典例に據て罪の有無輕重を斷ずるは、是れ法吏の職である。時の宜しきを圖つて處理し以て民情に適せしむるは、即ち廟堂の裁する處である。今吾曹の建白する議は廟議の裁量する處に就て一時の權道を論ずる者である。

茲に於て高崎は深く其識見と論說に服せしもの、如く首肯して諾しと答へ、貴説の如く典例は天下の常道、枉ぐ可らず、但し變事に於ては又常規を以て律すべからざるこそ、最の識なれば直ちに此趣を正院へ申達して意のある處を布衍せんと、の言に、陸はそ

の好意を多謝し更に附言して曰く、這般大久保内務卿兵を率ゐて佐賀の亂戡定に西下のごき、臣等その國內兵を動かして同胞相伐の不可なるを陳べ、以て止師の議を呈せんことを圖つたが事倉卒に起つて勢亦已む可らざるに至り遂に其機を逸せしことは痛歎に堪へない、今や一舉は鎮定したが政府の今後に處する所、深く時世を洞察してその宜しきを得されば、再び後患を肅清に醸すであらう。これ臣等の憂慮措く能はず、敢て此議を致す所以である。固より佐賀縣士の爲めに圖るにあらず、唯赤忱を國家の休戚に留むるのみ、希くは閣下等此意を副申せられんことを、と諄々陳情の上一同辭去した。

彼等一行は返りて命を俟つ傍ら、天下の形勢を望觀してゐる中、三月廿七日左院より呼出がついた。因て陸義猶、草薙尙志の二人が出頭する。高崎議官以下前日の如く立會て曰く、過日の建白書に對し左院の評議を添へ正院へ上呈中の處、頃來朝議の趣御下命に相成つた。就ては右の御趣旨並に當左院より上呈の評議書どもを心得のため申渡すから承るべしとの事に、兩人席を起ち襟を正して低頭敬意を表するや、一書記官は先づ左院の評議書を朗讀して聽かせた。兩人はその終るを待ち、念のため更に閱覽せんことを請ひ之を許された。當時陸、草薙の二人より金澤の同志に書を寄せ、その評議書の大意が凡左の如きものなることを報じてゐる。

某縣某等何名連署建白の趣、國家の大事と云ひ殊に十數名連署の義、尋常一様の事狀

とは不相見候故、某等何名の者呼出尙意中詳細聞取候處、建白書中陳る處の外、別段申立の儀も無之候へども、方今の狀勢民心恟々、内國土崩瓦壞に可立至模様、臣子の情默止難致建議に及び候故、朝議御採用の有無共御下命を蒙り度、尤御忝問の廉も有之候へば、親しく三職等に就て情意を述べたき旨、思念の旨申聞、右連名中多くは在縣某等何名引受出京の旨等若し尋常一様の御取扱相成候而は、四方の向背にも關係致し陛下の御不徳も相成候而は、不易次第に付、建白の趣旨等得て御評議の上、朝議の所在を以何分の御下命相成候様奉存候

前文中十數名連書とあるは、正に九名とあるべき處を、左院が陸がか倉卒の際書誤つたものであらう。

時に議官宮崎曰く、本院評議書の通り上申に及んだ處、頃日大臣諸公の御沙汰では某縣某等が建白の趣、忠誠憂國の至情に出で且つ論ずる事條理に中り時世に適せる、最も感嘆の至りである。但し政府に於ても其邊に心附き既に昨今改革に着手せし件も有之又廟議の在る處、採用難致廉もなきにあらねど、概して其所見と趣旨に至つては、至極最ももの義につき嘉納さるる旨、諸公より小官を通じて申論すべしとの事であつた。依て右の趣速に同志へ傳ふべしと上々の首尾に兩人頗る面目を施した。而して宮崎は更に語を改め、凡左院開設以來幾多提出の建白書中、採用の價值ある物は之を正院へ上申はず

るが單に上申するまでで固より朝議の模様等に就て格別の御沙汰なきあつた例はこれまでなかつた。然るに今回諸君等の建議のみは、朝廷深く御嘉納の餘り懇命を下し給はるこゝ、畢竟諸君の誠忠が上達したものと全く同慶の至りである言を好くして懐柔に勵めた。草薙曰く幸甚々々、唯冀くは朝議の所在によつて御採用相成り難き件と、或は昨今既に改革に着手中の件とに就て具体的實情を承りたしと斬込んだ。すると宮崎は破顔一笑、そは天機なり之を措け、朝廷既に諸君の言を嘉納あり、重ねて亦懇命の下るある限り、何ぞその餘を窺ふを得ん、巧に突放さうとした。草薙臆せず進んで更に論ぜんとせざるを老實の陸は機を察して側より口を挟み、謹んで下命を領する、此段同志に告げ尙熟思して他日或は請ふ所あるべしと草薙を促して退出し、茲に會見の幕を閉ぢたのである。

此の建白書が果して如何なる程度に嘉納されたかは全く疑問である。若し容れられた何ものかがあつたとすれば、そは只忠誠憂國の至情のみに止まつたであらう。然し政府としては趣旨の如何は兎も角、建白書其物には多大の衝動を受けざるを得なかつた。曩に征韓の廟議に合はず、連袂五參議が野に下つてより物情騒然、人心恟々、遂に佐賀の亂となりて爆裂し、今や纔に戡定の直後にあり、加ふるに征臺の擧は清國と葛藤を生じて事漸く和平に運んだが、流言旺に行はれ蜚語頻りに飛び、上下互に乖離して官民の一

途を缺き、少壯血氣の輩にして施政を非議し、時事を慷慨する等、國歩頗る艱難に内外愈々多事を告ぐるの秋、尾大振はずと雖も尙百萬雄藩の餘勢を繋ける加賀士民が、多くの同志を嘯聚して將に何事かを策動せんとするもの如く、更に支那先鋒として決死從軍の擧あるなど、政府に取つては寔に底氣味の悪いものであつた。是に於てか當路者は努めてその意を迎へ、その情を激發せざるべく、懐柔の手段に出でたるこゝは明かである。高崎、宮崎等の議官が色を好くし言を巧にして誠忠を賞し、建議を贊したのも、畢竟そのためであつたらう。而も彼等は果してその深意を察知し得たりや否やは知らぬが、兎に角當面の折衝談判に於ては庶幾以上の成果を収め得たので、欣然として歸北の途に就いた。

五、杉村寛正等の忠告、社組織

然るに此年自由の説民權の論漸く擡頭し來りて蚤く一月には、副島種臣、板垣退助後藤象二郎の前參議が由利公正、岡本健三郎、小室信夫、古澤滋等と民選議院の設立を政府に建白し、同時に其趣旨を日新眞事誌に登載して大に輿論を喚起したる、更に同月副島板垣後藤等によりて愛國公黨の組織されたる、四月板垣は土佐に入りて片岡健吉、林有造等と立志社を起せるなど、新進政治家の覺醒を、促すもの多く、これ等の機運が一層忠

告社組の織を助成したことは云ふまでもない。

茲に於て社中最も勢望を負へる杉村寛正は社長となり、從來専ら東都にあつて中央との聯繫を保ち、別動隊長格にあつた陸義猶は、副社長の任に就いた。杉村は加賀藩會計吏杉村清左衛門食の長男で、弘化元年十月を以て生れ、幼名を莊太郎又精一と稱し、少時壯猶館に學び、安達幸之助の薫陶を受け、更に刀法を馬淵某に、兵學を有澤師範の門人某に、漢籍を井口岸川に學んだが、明治元年大村益二郎が伏見兵學校を創設し、安達幸之助を軍務官二等教授に擧げて、兵學及び英學を授けしむるや、長谷川梯次郎後の大岩田角之助、後姓岩倉佐々木辛一郎後姓島田と共に藩より擢拔入學を命ぜられ、新兵學を攻究中、故ありて連袂脱走して郷に歸り、姓名を變じて藤勉一と稱した。明治三年閏十月金澤藩軍事掛を命ぜられ、四年二月權大屬に進み、廢藩置縣と共に十月金澤縣權大參事に任ぜられ、六年二月石川縣權參事に進んだが、參事桐山純孝と相容れず、八月廿三日職を辭して野に下つたものである。その他長谷川準也、佐々木辛一郎、米山道生、久島彦次郎、大塚志良等之に亞で社の牛耳を執れるのみならず、殆き金澤及大聖寺の俊髦を羅織せる外支那先鋒の壯圖に蹉跎して、脾胃を撫しつゝ、無聊を歎ぜる壯丁等續々踵を接して來り投ぜるため、加盟の社員千名の多きに達し、今や全國屈指の彪大な政社となつた。その幹部級の人々は左の通り。

- | | | | | |
|--------|--------|----------------------------|--------|--------|
| 大塚 志良 | 加藤 恒 | 小幡 造次 | 河崎 曾平 | 斯波 歸一 |
| 吉田 温一郎 | 長尾 助信 | 林 顯三 | 和角 富業 | 石川 九郎 |
| 島田 一郎 | 杉本 政春 | 倉知 新吾 | 佐分利 政一 | 富樫 平太郎 |
| 小川 清太 | 岩倉 秀雅 | 富田 鍊太郎 <small>後名輝象</small> | 竹下 朝風 | 澤野 一兵 |
| 辻 説明迪 | 中村 俊次郎 | 江守 靜一 | 稻垣 義方 | 西村 政規 |
| 前田 幹 | 有澤 梅三郎 | | | |

而して彼等は、野田寺町四丁目大圓寺に事務所を設け、社規を定め、議則を掲ぐる等、整へる秩序と固き統制の下に、協力國利を興し、民福を勸め、以て石川縣民が動もすれば他府縣人より、侮蔑の眼を向けられつつある不名譽を恢復すべく志した。

趣 意 書

國必ズ民アリ、民必ズ國ヲ保ツ。民勤レバ則チ世運隨テ進ム、民情レバ則チ世運共ニ退ク。世運ヲ進歩スル、一ニ人民ノ勉勵シテ各其知識ヲ研キ、其氣節ヲ養フニ在ルノミ。今ヤ我國未曾有ノ變遷ニ際シ、古俗舊格日ニ變リ、異風新制月ニ遷ル。政體未ダ定ラズ、漫言恣行國體ニ觸ルル者アリ、人民ノ義務未ダ盡サザル者アリ、人民ノ權利未ダ伸ビザル者アリ、施行序ヲ失スル者アリ、窮民ノ未ダ其所ヲ得ザル者アリ、豈亦之ヲ慨歎セザル可ケンヤ。夫レ我輩同ジク是皇國億兆ノ人民ニシテ、貴賤尊卑ノ別ナク齊シク一定

ノ權利ヲ有シ、自ら正シ、自ら修メ、各其分ヲ盡シ、其義ヲ務メ、以テ天下ノ氣力ヲ振起シ、相共ニ我國ノ公福ヲ盛進スルノ時ニシテ、實ニ世運ノ盛衰因テ以テ分岐スル所ナリ。故ニ今我輩石川縣下ニ於テ斯ノ忠告社ヲ起シ、以テ諸君ト相共ニ此志ヲ成サント欲スル、是レ人民ノ義務ニシテ、特ニ舊金澤藩ハ、諸君我輩ト生ヲ同フスルノ地、情誼固ヨリ篤シ、則チ相共ニ勤勉耐忍、益人民ノ本分ヲ達セント欲ス。故ニ此社ノ意志ヲ表シ、諸君ニ忠告スル旨左ノ如シ。

皇統ヲ尊ビ國恩ニ報ユル事

抑モ我 天皇陛下皇統一姓、世傳一百二十有三代、紀元二千五百三十有四年、實ニ遠久歴然トシテ、今古萬國未ダ曾テ比列スル者アラズ。是レ我日本國風ノ宇内各區ニ冠タル所以ニシテ、我輩臣民ノ遠祖悉ク此神裔ニ出デザルナク、我輩臣民ノ骨肉皆此澤流ニ浴セザルナシ。實ニ君民一家、四海兄弟、未ダ曾テ相争フ者アラズ。是レ我日本皇國ノ世界各國ト國牀ヲ異ニスル所以ナリ。然レバ則チ我國ノ臣民タル者、此國風ヲ尊崇シ、誠忠以テ皇榮ヲ益サザル、可ラズ。此國牀ヲ遵守シ、勤勉以テ國恩ニ報ゼザルベカラズ。心志ヲ正フシ、行爲ヲ潔フスル事。

夫レ出處進退ハ士ノ大節、是同志諸友ノ將ニ深ク心ヲ用フベキ所ナリ。出テ其志ヲ行ヒ、進ンデ事ヲ爲スニ至ツテハ、耐忍以テ其志ヲ遂ゲ、果決以テ其是非ヲ斷ジ、盤根錯節



親近並族家のそと氏正寛村杉

・正寛村杉、一皮村杉、良志塚大リよ右でつ向列後、のもるで影撮にて國六兼月四年六十三治明は眞寫
・子嶋人夫一虎(人夫即次女原故女の正寛)子春原リよ右でつ向列前、三益澤長(弟保三堂母)七元丸牛
(男正寛)二長村杉、子露人夫正寛、保三村杉堂母

ト雖避ケズ。退テ自ラ處スルガ如キハ、義務ヲ守リ權利ヲ養ヒ、顯榮富貴ト雖モ其節ヲ變セズ、仰テ天ニ恥ヂズ俯テ地ニ愧ヂズ、我浩然ノ正氣ヲ養成スルハ、心志ヲ正フシ行爲ヲ潔フスルノ大綱。今ヤ人民一般不羈自主ノ權利アルヲ知ル、然ルニ同志ノ諸友ノ如キハ、幸ニ從來士林ニ在リ、匹夫志ヲ奪フベカラザルノ節アルヲ知ル。則チ人民不羈獨立ノ權利ナル者亦之ニ外ナラズ。請フ諸君ハ此志ヲ合セ、誓テ人民ノ先鞭トナリ以テ之ヲ擴充シ、一般人民モ亦同ジク此ノ氣力ヲ養フニ至ラバ、獨リ同社ノ幸ニ非ズ一方人民ノ幸ナリ

信義ヲ篤フシ廉恥ヲ重ンズル事

凡ソ人信義ヲ篤クシテ以テ他ニ交リ、廉恥ヲ重ンジテ以テ世ニ處ス可シ。此之ヲ氣節ヲ貴ビ品行ヲ重シトス。人苟モ其氣節ヲ賤ミ、其品行ヲ輕ンジ、卑屈無恥ナルトキハ、何ヲ以テ能ク萬物ノ靈タルヲ得ンヤ。夫レ信義廉恥ハ天下氣力ノ榮養ナリ。氣力其榮養ヲ缺ク天下ノ萎靡衰弱隨テ加フ。動モスレバ信義廉恥ノ何者タルヲ知ラザル者アリ是レ我輩ノ大ニ憂ル所ニシテ、而シテ諸君モ亦必ズ之ヲ歎ゼン。故ニ相共ニ勉勵シ、患難相救ヒ緩急相輔ケ、以テ二ツノ者ヲ養成スル亦自ラ責任トス可キ所ナリ。

權利ヲ張リ義務ヲ達スル事

我輩億兆ノ人民各同等ニシテ、各當ニ一定ノ權利義務ヲ有シ自主ヲ保シ生命ヲ養ヒ

職業ヲ盛ニシテ福祉ヲ増ス。是人民ノ本分ニシテ、威權以テ奪フコトヲ得ズ、富貴以テ壓スルヲ得ズ。然リ而シテ之ヲ養成スル所以ノ者、政府ノ保護ニ依頼スト雖、政府若シ其職分ニ過ギ專制極ルニ至ツテ、尙之ニ依頼スルコト甚シケレバ、則チ此權利忽チ消滅シテ義務ノ權衡ヲ失シ、天下ノ氣力地ヲ拂テ廢却スベシ。夫レ天下氣力存スレバ、則チ其國富強ヲ致シ其民幸福ヲ益ス。而シテ此氣力ハ則チ人民一己ノ氣力相聚リ相合シテ、始メテ大成スルノミ。故ニ人民一己ノ氣力ヲ失ヘバ、天下一人ノ氣力ヲ損ス、積デ千萬人ノ氣力ヲ損スレバ、國安ゾ能ク富強ヲ保シ、民安ゾ能ク幸福ヲ得ン。則チ我輩一己ノ天下ニ於ル、皆其責任ヲ負フ者ナリ。而ルニ即今人民義務余アツテ權利ノ足ラザル者アリ、農民ノ如キ是ナリ。義務未ダ全カラズシテ多少ノ權利ヲ有スル者アリ、工商ノ如キ是ナリ。均シク我同家兄弟、其レ此ノ如ク權利義務ノ權衡ヲ失スル者ハ、人民ノ氣力ヲ損スル豈幾少ナランヤ。我同社ニ在テハ、宜シク有無相通ジ強弱相輔ケ、義務ヲ勉メテ權利ヲ保チ、以テ一己ノ責任ヲ盡シ、天下ノ氣力ヲ振起セント欲ス。是亦人民ノ本分ヲ盡ス而已。

以上陳ル所乃チ此忠告社ノ大旨ニシテ、固ヨリ一人一己ノ能ク成シ得ベキニ非ズ。必ズ同志ノ士同心協力シテ、始メテ此志ヲ達スルヲ得ベシ。是レ則チ歐米各國ノ人能ク合衆シテ其富強ヲ致ス所以ナリ。諸君誠ニ此志ヲ同ジフシ、協力以テ各自ノ本分ヲ盡

サバ、皇國ノ富強ヲシテ歐米各國ノ上ニ凌駕スルモ難カラズ。尙其社規課則ノ如キハ
追次我輩ノ所見ヲ案ジ、開會定日逐一諸君ト共議決定セント欲ス。

明治七年

忠告社

社規に依れば忠告社を本社とし、その中に明義舎を置き、又別に支社開業社を設くる事になつてゐる。而して本社は總て日々官令、公布、新聞、建言書類を集め、或は各種の圖書類を求めて之を研究し、常に大義名分の弘彰に努め、克く内外の事情を審にして各國の盛衰を稽へ、或は政府へ建言忠諫すべき條あれば、其可否を衆議に附し、又は殖産興業等に就て討議を試み、人の不正を忠告する等の事を管掌する。明義舎は年稍長じて小学校に入學するも尙能はざる者に學科を授け、卒業の曉は本社員に採用する。開業社は理科、農工、經濟等の諸學に長ずる者を簡拔して其業に就かしめ、社員各自の授産に資し進んで國家有益の産業を盛にする事が規定されてゐる。更に又翌八年三月即ち忠告社創立數箇月後に制定された開業社規則には、其具體的成案が掲げられてゐる。右に依れば資金七萬五千圓を社員より一株貳拾五圓、三千株を募集し、内壹萬五千圓を常備金として爲替會社へ預入し置き、他の六萬圓を以て左の諸物産を製造販賣せんことをするにあつた。これ等の企業が所謂士族の商法、狸の皮算用に終り、何等實效を擧ぐるこゝもなく、宛ら泡沫の如く消え去つたは云へ、彼等の理想が唯單なる政社組織に非ずして、遠大な

計策の胸奥に描かれてゐた事は全國幾多の結社中恐く他に類例を見まい。

企業豫定概要

- 一金壹萬圓 縣下ニ於テ大產業場ヲ設ケ製茶、糸織、絹織八丈編を主とす、木綿織物類、青銅、白銅器物類、鯉、鮭、漁網、蠶、釘、葎、釉藥、陶器等總テ人民日用ノ縣下生産物ヲ製造シ三府各縣北海道ノ各所ヘ其向キニ應ジテ之レヲ販賣ス
- 一金千圓 瓦羅斯製造場ヲ設ケ、年分瓦羅斯種五萬貫目ヲ製シ食器、ランプ、同灯屋コツボ、瓶子、ガラス板ヲ製シ之ヲ便宜ノ地ニ賣却
- 一金六千圓 能登外浦ニ於テ製塩場ヲ設ケ、器械ヲ以テ鹽年分貳千石ヲ製造シ、北海道及ビ新潟、飛騨等ヘ輸出販賣ス。右諸器械職人雇賃等諸費
- 一金參千圓 翻譯編輯局ヲ設ケ、國史、漢史、洋史其外人民奇好日要急務ノ書籍ヲ翻譯著述シ、或ハ訓蒙便覽ト爲シ、東京ニ於テ活版場ヲ開キ之レヲ上鬪シ内國ニ販賣ス。右活版器械等諸費
- 一金壹萬圓 北海道ニ於テ鯉、鮭兩種ノ魚漁ヲ開業ス。甲ハ後志國小樽、高島ノ間ニシテ、最上ノ漁業場三ヶ所ヲ社有シ、毎年鯉漁ヲ開ク。乙ハ、石狩沼河ニシテ、最上ノ鮭漁持場二ヶ所ヲ社有シ、年々漁業ヲ爲ス。右開業ニ就キ漁業持場買上ゲ、網漁具、漁人雇賃等目標大綱

- 一金四千圓 北海道石狩國ニテ沃腴ノ地所若干歩ヲ社有シ、土地ニ適實ナル穀菜ヲ培養シ、全島及近縣ヘ輸出シ、或ハ麻ヲ植エテ全島漁業用ノ網ヲ仕立ルニ至ルノ目標右開墾費、農具、農夫賃等大綱
 - 一金貳萬圓 洋製帆船ヲ七尾造船所ニ於テ製造ヲ乞ヒ、之ヲ社有シ、社内培殖ノ諸物產ヲ層積シ、之ヲ新潟、函館、松前、小樽、横濱、神戸、大阪、敦賀等ノ要港ヘ運輸シ、或ハ各所ノ物產ヲ積取シ、或ハ金石近海及ビ能越ノ人民往來、又荷物積込等ノ便宜ヲ自由ニナサシム右帆船代價
 - 一金貳千圓 本社并兩枝社諸役員年中給料大綱
 - 一金參千圓 社員役員遠所及三府北海道等ヘ派出ノ節、年中路費并滞在日當大綱見圖リ
 - 一金千圓 本社兩枝社及出張社、年中料紙、筆墨、炭油、雜具入費大約見圖リ
- 右總計六萬圓
- 斯くして忠告社は今や組織の完備と内容の充實を以て、全國有數の一大政社に膨脹し、苟も石川縣人にして忠告社員に非ずんば、士人を以て遇せられざる底の勢を示した。縣治は彼等一派の壟斷する處、町政はその黨人の支配する處、その揚々たる得意想ふべしである。而も政界の氣壓は漸く動きて明治八年二月板垣退助は愛國公黨を率る

て大阪に出で、土佐の立志社と相呼應して全國に檄を傳へ、普く同志の會合を圖るや、忠告社より陸義猶、島田一郎の二名列席して土佐の片岡健吉、西山志澄、薩摩の鮫島相政、筑前の越智彦四郎、豊前の増田宗太郎、阿波の岡本健三郎、肥後の宮崎八郎等各府縣の志士五十餘名と協議の結果、茲に愛國社の組織となり、その本部を東京銀座に設けて幸福安全社と稱するに至つた。而して其愛國社合議書第二條に、愛國社ハ各社ヨリ其社員兩名ヲ東京ニ出シ、毎月數次期日ヲ定メテ相會シ、大政ノ由テ出ル所ト、天下ノ形勢時情トヲ察シ、一般人民ノ利益ヲ圖ル等ノ事ヲ協議討論シ、何ニ依ラズ各社ニ報知スル事ヲ務ムベシとあるに基き、其第一回會合に忠告社より陸義猶、石川九郎、富田鍊太郎、岩田秀雅、富樫平太郎、辻證明迪、和角富業を派遣し、立志社及自助社の志士と共に自由民權の伸張を議して大に氣勢を揚げた。

忠告社の會議條例議決の制第六條に、事全國ニ係ルト縣内ニ限ルトアリ。縣内ニ限ル事件ハ會席ニ於テ決スト雖モ、全國ニ係ルノコトハ之ヲ愛國社ニ報ジ天下ノ衆議ヲ開ク。とあつて、如何にその締盟の密なるものがあつたかを推知する事ができる。忠告社の命數はその社員を援引推挽したる權令内田政風が、八年三月官を辭し、故山鹿兒島に歸れるを轉機として次第に衰兆を現はした。即ち内田に代れる權令桐山純孝岐阜縣人及權參事熊野九郎は、忠告社が縣治上に專恣獨裁の事多く、施政の漸く困難ならんとするもの

あるを察し、始めて一派を排擠した。且つ桐山は眞率温厚の良吏ではあつたが抱擁力なく、畢竟一箇の練達せる事務家であつたため、敢爲を喜びで慎思を缺き、果斷を好んで熟慮に乏しき武斷派の忠告社員は最初よりソリの合ふべき筈はなかつた。更に亦桐山の傳役たる熊野は長州出身にして當路顯官の知遇を受くるのみならず、才略に富み術數に長じ、巧に忠告社一派の勢力を滅殺したため、彼等は纔に稻垣義方外二三を残すのみにて悉く野に下つた。茲に於て嘗て長閥を驅逐して之に代れる杉村一派の薩州黨は再び長閥の熊野にその勢力を奪還されたる形になつた。

石川縣地方長官の鼻祖内田政風は、鹿兒島藩士内田仲藏の次男として文化十二年十月二日に生れ、幼名を仲之助と稱した。兄仲左衛門に嗣子がなかつたため、養はれて家督を繼ぎ江戸留守居添役を勤め、文久三年六月京都留守居役に轉じ、元治甲子の變に公武の周旋に軍需の供給に與て功勞あり、明治二年三月藩の參政に擧げられ、翌年三月太政官の小辨に任じ、從五位に叙せられた。四年八月金澤縣大參事、五年九月權令に、六年十二月縣令に昇つた。政風人と爲り實直にして膽勇あり、文武の才を兼ね、その石川縣に莅むや廢藩置縣の創業に淬勵し、實儀を以て衆庶を導き、英才を擧げて要務に任じ、廉直にして宏量能く人言を容れたので、治績大に擧り、杉村一派も深く心服するに至つた。八年三月官を辭して滯京中、時恰も左大臣島津久光が政府へ建言して容れられず、冠を掛けて鹿

兒島に去るや、之に随つて郷に歸り、九年七月島津忠義の家令となりて東京に在勤し、十七年職を辨して東京第十五國立華族銀行重役となり、廿六年十月卒した。享年七十九。趣味として挿花を好み國風を良くした。左に二三を録する。

埋火のもとにて聞けば、震ふる松のあらしの寒き夜半かな
萌えいてぬ柳の糸をくりよせてまたきに歸る年の暮かな
筑紫瀉いくその浪路へたつとも心しゆかは關なかりけり

六、縣會否認廳區の爭議

明治八年一月、井上馨の幹旋にて朝野の元勳大阪に聚り、和衷協同の大會が開かれたる結果、四月元老院を建てて立法の源を定め、大審院を置きて司法權を鞏くし、更に前年五月地方官會議開設の告諭發せられたるも、内外事務局多端のため延期となり、つてつたものを、今茲六月東京淺草本願寺を會場に開催される事となつた。

元老院では右會議に先だち五箇條の諮問案を提示して、全國各區の區會に諮り、以て民論の歸向を察し、更に各區長、中學區取締及縣吏にて組織せる縣會に移して討議の上、地方長官がその成案を携へて政府の議會に臨まんとするものであつた。

今般地方官會議の儀被仰出候、就ては來六月一日より五日間縣會相開候條、左の四箇

地方官會議
諮問案

條に付見込有之者は、別紙手續書を以可差出此旨管内布達候事

第一 道路堤防橋梁の事 附民費の事

第二 地方警察の事

第三 地方民會の事

第四 貧民救助方法の事

明治八年五月十五日 權令代理石川縣權參事 熊野九郎

諮問案は更にその後左の如く追加されて五箇條となつた。

今般縣會に付本月百三十番を以て御下問の箇條及布達候處更に左の一條増加候條此旨管内布達候事

第五 小學校設立及保護方法の事

明治八年五月廿六日 權令代理石川縣權參事 熊野九郎

然るに縣當局の施爲に對して爾來嫌焉の情を懷き、窃に其乘すべき機を窺ひつつありし忠告社員中の多數區長は五月十九日より三日間長町變則中學校元長氏邸に於て區會を開き討議の結果、官僚の參與する縣會は眞の輿論を反映するものに非ず、地方長官は宜しく吾々區長の答申意見をその儘容認して政府の議會に臨み、以て民意の暢達を期すべきのみ、之を縣會に諮るは徒らに屋上を築くの類にして却て衆議を阻害するもの

なりと、加賀能登全四十三區長の劃一的答申書に併せて縣會廢止を建言した。

今般御下問の四條に付、區會取開一同熟議を遂げ候處、各區之定論暗に符合一轍に歸す同之一致に取結び別紙謹で答議仕候。就而者縣會御取開の御趣意は、管下人民の持論各種に出る者をして一決なさんがため、御取設の儀と奉存候。然るに前陳の如く石川縣下人民一同の見論一定候上は、更に縣會御取開に不及儀と奉存候。且某等縣會議員の列に加り候とも、敢て論議見論無御座候。因て此段上申仕候。以上

明治八年六月一日

加賀能登兩國區長連署

區長の反
對意見

當時權令桐山は已に五月下旬より上京中であつたため、權參事熊野は各區各別の答申に就て縣會の議に附し、之を審議熟討以て一致の定論に取纏めてこそ正則の輿論と稱すべきである。然るに縣會を経ずして暗合一途の旨を以てするは、公論正議を盡さざる獨斷の見なり。告諭を發したが、中村俊次郎、神尾次孝、佐々木辛一郎等硬骨の區長は服する色なく、公議已に暗合一轍に出づ、之即ち民意の歸趨動かす可らざるものである。然るに今尙其盡さざるあらんを慮れて、僅々數名の有司が商議の上、強ひて改訂を加へん。こゝに如きは、民意に適する所を迂なり。こゝして、更に衆智の及ばざる所を議するもの、これ全く空理空論のみ。抗爭して荏苒時日を移し、遂に期日に遅れたので、權參事熊野は六月七日縣會差止を布達する。こゝに區長が先に連署提出せる答申案は、輿論を代

表するものに非ざるを以て、之を地方官會議に提出すること能はざる旨を宣言するに至つた。

今回區會議答の暗に一轍に出る以上に於て、當縣會を開かんと欲するの趣意は、屢々指令且懇諭候通。然る處尙疑團の解けざるを以て、荏苒時日を移す。こゝには、政府發會の期に違はん。こゝに依て、姑く疑團の事を措き、速に縣會を開き、前途の運方を先にせん。こゝを達すと雖も、其義に應じ難き旨決答に及び、遂に區會の議を取り、縣會に附して詳明議定、而して後政府の議會に花み、是が代議すべき旨意を失ひたり。此間に當て或は人民失望の程、斗難候得共、前條の如く疑團上より今般の時機に後れ、本日も發會を致すを得ざる次第に付、最早政府發會切迫に立至る、不得止縣會差止候條、先般差出たる區議は假令政府へ捧ぐる事あるも、是が代議たるを得ざる儀。こゝに可心得此旨相達候事

明治八年六月七日

石川縣權參事 熊野九郎

元老院へ
建白

然るに區長等は縣の措置を不當なり。憤慨し、右答申書を以て直ちに地方官會議に附せられん事を政府へ建白すべく、區長總代中村俊次郎、池田正公、松田憲一、吉田成道、後藤松吉郎、杉本政春、江守精一の七名上京して六月十八日元老院へ左の一書を上呈した。

石川縣下加能兩州内凡四十三區ノ總代理區長 中村俊次郎等 謹シテ元老院衆議官閣下ニ建白ス。伏テ惟フ、誓日朝廷致政改正ノ令アリ。天皇陛下親シク明詔ヲ降シ給ヒ、群

下庶衆ト共ニ萬機ヲ公揆シ、以テ全國ノ安寧慶福ヲ保スベキノ旨ヲ諭ス。夫レ我朝建國已來二千五百有餘年、因襲獨裁ノ政跡ニ憑依シ、億兆其德澤ニ沐シ其生ヲ安ンズル者、蓋シ當時ノ狀勢其宜シキヲ得ルヲ以テナリ。然ルニ維新以來廟議廣ク宇内ノ事情ヲ察シ、深ク將來ノ國是ヲ慮リ、内國力富足シ外海外ニ對峙セント欲ス、因襲政致ノ當今時勢ニ適セザルモノヲ釐革ス、就中廢藩置縣ノ如キ其尤大ナルモノト爲ス。而シテ遂ニ今日立憲政治ノ一大變革ニ歸ス。惟フニ是變換時ニ隨ヒ、施政其宜シキヲ得ルモノニシテ、衆庶人民ノ幸福孰レカ焉ヨリ大ナラン。俊次郎等嚮キニ明詔ヲ敬受シ、欽荷不暇、急ニ部内人民ニ奉示シ、詔旨ノ悉キヲ解諭スルニ人民感歡踊躍シテ不措、各將來國是ノ所在ニ注目シ、進ンデ國民ノ義務ヲ盡サント欲ス。茲ニ五月五日ノ發令勅問四條ヲ標ケ、以テ地方官ニ諮詢セラレ、縣官乃チ之ヲ管内ニ廣布ス。是ニ於テ部内人民中區會ヲ開起シ、勅問四條ノ大躰節目ヲ議定シ、併セテ本縣下ノ情實便否ヲ論ジ、以テ廟堂ノ會議ニ副ハンコトヲ希望シ、乃チ之ヲ縣廳ニ建議ス。縣廳之ヲ容レテ一般區會ヲ設立セシム。俊次郎等因テ其旨ヲ部内ニ詢示シ、凡ソ加能兩州中四十三區ニ一會ヲ開キ俊次郎等各區長皆衆議投票ヲ以テ權リニ會頭ノ任ニ當リ、副區長及區内人民ノ有文富有素望アル者ヲ選舉シテ以テ議員ニ充ツ。且一般人民中意見アル者ヲシテ、各所見ヲ陳シ議案ヲ致サシメ、逐日討議シテ決ヲ取ル。凡四十三區ノ論決スル所ノモノ皆一

轍同意ニ出ヅ。是レ則本縣管内凡ソ七十萬人中、定議希望スル所ナリ、故ニ既ニ今回ノ會同ニ出サン歟。然リト雖モ俊次郎等敬思スルニ、方今 聖天子ノ明勅ニ依リ人民興起一洗、奮テ國是ノ萬分ヲ補シ、上ハ詔旨ヲ奉戴シ下ハ國民ノ義務ヲ竭サント欲スル者實ニ朝令貫徹民心開達ノ所致、國家ノ慶祥何ヲ以テカ之レニ如カン、宜シク之ヲ上奏シ一ハ以テ上意ノ下達スルヲ明ラカニシ、一ハ以テ下情ヲシテ上達セシムベシ。是亦俊次郎等區々職分ノ任ズル所ナリ。故ニ今其民議決定スル所ノ諸件ヲ別冊ニ錄シ、之ヲ本院ニ呈シ地方官ノ會議ニ付セラレンコトヲ欲シ、之ヲ各區部内ニ謀リ俊次郎等七名總代理トナリ上京シ以テ之レヲ奉リ、兼テ區會設立ノ景況ヲ具狀ス。希クハ諸公閣下採擇シテ以テ廟議ヲ補スルヲ得バ、管下人民感歡ノ至リト爲スノミ俊次郎等再拜謹言

明治八年六月十八日
石川縣下各區長總代理七名連署

元老院 御 中

彼等は應接せる元老院權大書記生結城某に建白書を手交し、後日更に命を聽くべき旨を陳じて退いたが、同日議官由利公正より私信を寄せ、元老院に於て右答申案を附議するに至つては、今後縣當局ミ町區に於て感情の疎隔を來し施政上支障を生ずるの虞れあるより、先づ愛國社の社議に附し其決する所により、更に今後の措置を執るべき旨を勸告して來た。仍て中村俊次郎、杉本政春の二人は由利邸に到り内論の厚情を謝し且

つ曰く、區民の意嚮は全然符契を合せたるが如く一途に出でて亦間然すべものがない然るに廳區の不和を憚り却て愛國社の私議に懸くるに於ては、區民に對し前約を失ふものの如く甚安からざる次第なれば是非本院に於て受議ある様幹旋ありたしと縷々懇請の上引取つた。されど其後何等の指令にも接せぬので、更に中村、杉本及び吉田成道の三人は催促のため出頭した處、建白係の岩城某應接して曰く、先般の建言は古澤權大書記官へ差廻し置いたが、同書記官は目下病氣引籠中であるから確答はできぬと、言辭甚だ曖昧を極めた。

一方地方官會議は既に六月二十日、車駕親しく臨御ありて開會されたため、各區長等は荏苒時期の逸し去らんとするを焦慮し、廿日又復參院、結城書記生に面接して回答を促したる處、同生は目下本院は創制當初で事務幅輳のため、諸建白類は姑く之を保留中である。追て會議の開かれた上何等かの指令あるべしと甚だ誠意を缺ける答辭に、一同は單に受附係の一小吏と之を論ずるも益なきを思ひ、然らば責任ある上官に面謁したき旨を請うたが許されず、更に湯川權大書記生をして應接せしめたため、彼等は湯川と論争數刻に互れるも決する處なく遂に物別れとなつたので、再び由利議員を病中に訪ひ其後の運動経過を語り指令の速ならんことを要請した。由利は謝するに本院の牀裁尙未だ完からざる實情を懇へ、目下の狀勢にては復奈何ともすべからざる旨を以てした

此に於て彼等は窮餘の一策として三條公へ直達すべく謀り、七月二日中村、杉本の二人は書を携へ三條邸に至りて之を呈出した越えて六日更に同邸へ伺候するに家司より建白書はお留置に相成つたが、元老院は昨日既に開院に付、當家より何等かの指圖あるべく、且つ條公は御所勞により、本日は面會叶はざる由を達せられた。仍て區長等は書狀を以て右の事由を元老院へ具申した處、九日同院より呼出であつたので、早速參院するに建白課より、建白ハ地方官會議へ御廻シ相成候事といふ指令に接し、一同茲に所期の希望を貫徹するを得、感佩多謝、喜び勇んで退出した。

然るに之より先熊野權參事が縣會差止の布達を發するや、當時忠告社に對して漸く嫌厭不滿の情を懷き、彼等と分離して泉寺町三光寺を會場に一派を組織せる島田一郎、加藤慣二、水野生清、久保嘉吉郎、成田安次郎等は忠告社系の區長等が熊野權參事の命を肯せず、抗論爭議遂に縣會を開く能はらざらしめしは、民意を壅塞し衆情を阻礙するものにして、且つその暗合一轍に出づと稱する答申書は悉く一派黨人の獨斷專行に出で一般區民の毫も關知せざる處である。故に此際副區長以下の區吏、並に町村有力者の意見を徴して縣民の總意を探尋せざる可らずと、同志二百二十名の連署を以て熊野權參事に建言書を提出した。

謹而書ヲ熊野權參事閣下ニ奉ル。伏而惟ルニ今般政府會議ヲ興シ、各地方ノ長官ヲ召

集シ給フハ、廣ク全國ノ民情ヲ通ジ、公論以テ漸次國家立憲ノ政體ヲ立テサセラルルノ聖旨ニシテ、苟モ此國ニ生ヲ存スル者、豈欣躍歡喜ニ暇アラシヤ。是ヲ以テ當縣ニ於テハ即チ朝旨ノアル所ヲ遵奉シタマヒ、縣會ヲ創起シ尋デ區會ヲ開キ、浴ク人民ノ議ヲ採ラント、既ニ再度ノ御布告ヲ得タリ。然リ而シテ縣會ノ首尾如何ト、日夜相窺フ折柄、豈計ラシヤ。本月第何番御布達ヲ以テ、各區ノ議答暗合一轍スルヲ以テ、縣會之ヲ開クニ足ラズ云々ト。圖縣各區々長人民ニ代リ再ビ建議ニ依リ、屢々懇諭アリト雖モ再應拒ンデ以テ卒ニ縣會廢止ニ至レルニ就テハ、假令今般ノ議答ハ政府議會ニ捧グルコトアルモ、是ガ代議タルヲ得ザル義ト可心得旨臣等是ヲ拜スルニ至リ、驚歎痛酷仰テ恐懼ニ堪ヘズ伏テ衆庶ノ失望遺憾ヲ察ス。按ズルニ抑今回區長會議ノ事務ヲ負擔スルヤ其權限タル區内ノ議ヲ採リ可否ヲ論ジ、添削一定之ヲ區内ノ確答トシ、縣廳議席ヘ捧グ縣官ト列シ、盡議討論、人民建議ノ意ヲ上徹セシムルノ權アル即チ職掌ノ本意ナリ。然ルニ人民ニ問ハズ人民ニ代リ、縣命ヲ阻ムハ素ヨリ政府ノ允サザル所、亦敢テ人民ノ企望ニアラズ。其證タル臣等即人民ノ一部ニ居テ、尙未ダ了詳セザル所ナリ。然ルテ縣下一般違命ト見做シ、閉會正ニ代議ノ任ヲ盡シ給ハザルニ至ツテハ、目下民ノ方向ニ惑ヒ仰グニ其根據ヲ失フニ至ル容易ナラザルノミナラズ、物議接々他日ノ騷擾亦知ル可ラズ。依之、臣等聊見ル所アリ、事正ニ後レタリト雖モ、過日命ニ抗スルルヲ希フ。臣等不堪恐懼敬白

ハ區長タリ、以テ更ニ副區長以下區吏ヲ召集親シク民ノ情勢ヲ穿テ、實ニ一般人民ノ違命ニアラザル者トセバ、區長ノ督責ハ姑ク措キ、縣會再開ノ暇ナキヲ以テ、東京ヘ飛檄ヲ馳セ事由ヲ陳述シ、以テ議答不審ノ件ニ附箋ヲ垂レ、今般上京ノ區吏ヘ御下問、詳明其意ヲ了シ人民代議ノ職掌ヲ盡シ給ハバ、一ハ以テ縣廳設置ノ朝旨ニ叶ヒ、二ハ以テ恟々タル人心ヲ活シ、三ハ以テ權理度ヲ遺忘スルノ區吏ヲ正スニ至リ、事全ク照明至公ニ涉ルト奉存、此間臣等默止ニ忍ビズ、尊嚴ヲ憚ラズ誠衷陳テ以テ裁擇スル所アルヲ希フ。臣等不堪恐懼敬白

明治八年六月六日

石川縣士族 島田 一郎

外二百二十名

區長を懲戒免職

權參事熊野は議を容れ之を副區長等に諮詢した處、區長の答申案に關して毫も關知するなしと答ふる者多かつたため、熊野は大に驚き副區長等の意見に基き、別に答申書を作成して之を上京中の桐山權令に致し、一方島田等は六月十五日各區長に強硬なる抗議書を寄する等、應區の繋争は茲に島田黨の横鎗を受けて、三派三つ巴の紛擾を捲起すに至つた。權令桐山は權參事熊野の答申書を受けし、携へて元老院に到り、曩に區長總代の呈出せる答申案ミ参照せしに、其内容の著しく相違せるに一驚を喫した。云ふ斯くて七月十七日地方官會議の終るに共に權令桐山歸縣して其事情を調査の結果、

區長の答申書なるものは全く忠告社員の獨斷的作爲に係れることを明にし得たるより、告上不實の廉を以て八月五日主謀の區長中村俊次郎を懲戒免職に處した。之に先立ち區長等は權參事熊野が一己の私意を以て擅に答申書を作爲し、之を縣民の輿論なるかの如く裝へるは、上政府を欺罔し下區民を瞞着するものなりと難じ中村俊次郎の名義を以て大阪上等裁判所へ告訴したが、未だ裁判に至らざる中途に、減首されたので、區長等は其處分の不當を鳴らし、免黜の理由を明示せよと敦固き屢々當局へ迫つたが、判任以下の黜陟は縣官の權限に屬するを以て、敢て説明の限りに非ずと劔ねつけた。區長等は、大に憤慨し遂に八月三十日連袖辭表を提出すると共に、内務卿大久利通に宛て區吏公選の建議書を呈するなき逆襲的反噬の態度を執つた。

某等誠正頓首謹ンデ内務卿大久保公閣下ニ白ス。某等嚮キニ五條ノ下間ニ付、縣命ヲ得テ區會ヲ開ク。然ルニ、區縣人民ノ議答暗合一轍ニ出デ、聊カ差異アルナシ故ヲ以テ一轍ノ議案ヲ一繩ニ結び之ヲ本縣參事ニ呈ス。參事之ヲ縣會ニ附シ一定ノ議案ヲシテ、斟酌増減方サニ民議ヲ添削セントス。某等疑團アリ未ダ氷解スルニ至ラズ、廳議縣會ヲ止メ人民ヘ布達ス。假令政府ノ會議ニ捧グルアルモ之ガ代議トナルヲ得ズ、縣廳ニ於テモ遺憾ノ至リ、人民ニ於テモ失望ノ向モ可有之云々ノ語アリ。某等民議ノ上通セザルヲ憂ヘ、同僚中村俊次郎外四名ニ托シ、元老院ヘ建言シ地方官會議ニ附シ給ハ

區長公選
を内務省
へ建議す

ンコトヲ請フ、本書御留置地方官會議ノ議案本院再議ノ參考ニ供スベキ旨、口達ヲ以テ御指令アリ。某等民議ノ上通スルヲ聞キ欣躍ニ堪ヘズト雖モ、前日ノ布達縣廳ノ遺憾人民ノ失望云々ハ、區長ノ失トスルニ似タリ。依テ在京權令桐山公ニ就キ、法府ノ審理ヲ乞ハンコトヲ陳述シ、代理委任ノ書面ヲ以テ、更ニ俊次郎等ニ委託シ、遂ニ其筋へ出訴審理ヲ請ヒ、未ダ裁判ニ至ラズシテ八月五日俊次郎ノ職ヲ免ズ。某等思フ何ノ過失アツテ免黜スルヤト、反覆之レヲ察スルニ俊次郎ノ職ニアル致々切瑳シテ職分ヲ盡シ未ダ一事ヲ失シ亦免黜スベキ罪アルヲ聞カズ。俊次郎學區取締ヲ以テ本務トス。學事ノ勸獎、學校維持ノ協議ニ於ル俊次郎ノ盡力多キニ居ル、亦免黜スベキ者アルヲ聞カズ。故ヲ以テ參事熊野公、或ハ庶務課ニ就キ免黜ノ故ヲ問フ、其指令ニ曰ク、判任以下ノ陟黜ハ長官ノ權内ニアリ、他ニ明示スベキ者ニ無之ト途ニ論サズ。ソレ區吏ハ準等ノ名分アルモ、其實給料區費ヲ以テ之ヲ拂フノ義アレバ、亦一般ノ官吏ニハアラザルナリ。時アツテ人民ノ依頼ヲ受ケ、惣代ノ任ニ方ルモ、是ヲ權利外トイフヲ得ズ。今ヤ本縣官撰特旨ヲ以テ人民ノ歸望ト否トラ問ハズ、黜陟廢置シ、疑ヲ持シテ說諭ヲ請フモ公權ヲ以テ之ヲ示サズ、抑壓ノ處分ト認メザルヲ得ズ。某等各自ラ願ルニ亦皆官撰登用ノ者ナリ。豈甘ンジテ其ノ職ヲ奉ズルニ忍ビンヤ。閣下願クハ縣下紘議ノ事情ヲ審カニシ、縣治ノ失牾ヲ思慮シ、公撰民會ノ開クルニ及ブノ間、適宜區吏公撰ノ命ヲ下

シ、縣下人民ヲシテ少シク民議ヲ伸べ、人民ノ本分ヲ盡スヲ得セシメバ、何ノ幸カ之ニ過ギン。某等只憂フ、之ヲ縣官ニ願フモ必ズ其意ヲ達スル能ハズ、某等縣廳ノ處斷ニ服セズ、各其職ヲ辭ス。然レドモ其代撰ニ當ル者、又官撰特旨ニ出テハ到底適當ノ人ヲ得ル能ハズ。某等亦縣民ノ一分、素ヨリ管テ甘ンゼザル處ナリ。之ヲ以テ其事情ヲ具シテ閣下ニ伸ス。閣下願クハ某等ノ議ニ採ルコトアラバ速ニ至當ノ所置ヲ下サンコトヲ。某等懇願ニ堪ヘズ。誠恐々々頓首欽白

斯くして彼等が極力官權を抗争したるに係らず、八月廿五日に至り大阪上等裁判所の却下する處になつたので、更に大審院へ上告せんとしたが、社中に異論を生じて遂に一致の行動を缺き事茲に出づるなくして息んだ。

此の廳區の軋轢は權令桐山と權大參事熊野とが、忠告社一派を抑壓し助めてその勢力を滅殺したるため、彼等は孰れも官邊を離れて野に下り、當局の措置を白眼冷視するに至れる結果、偶々地方官會議の答申案を契機として平素鬱積せる不平を、一時に炸裂せしめたものであつた。彼等の所爲は自由民權の眞意を曲解して、輕舉妄動せる嫌ひなしとせざるも、民權の伸張と自治の獲得に向つては、殆ど全力を傾けて奮闘せるものにして、或は元老院に建白し、又は三條公に上書し、更に復之を法廷に懇ふるなき、あらゆる手段と方法を講じて遂に破れたる、正に是矢盡き刀折れ斃れて後已めるもの、而も此

忠告社の
凋落

の一舉に挫折してよりは亦昔日の氣力なく、漸く凋落の道程を辿り、社運傾き黨員減じ明治十年の交尙強弩の餘勢を保つてゐたが、其後林顯三、長尾助信等が北海道に於て移民開墾の開進社を起し、總裁格の杉村寛正は七尾に盧を結んで隱棲し、長谷川準也、大塚志良の兄弟は摠糸製糸銅器の三會社を創立して企業に没頭し、中村俊次郎は實業界に身を投じて銀行の重役となるなど、殆ど集團としての勢力を失ひ、十三年以降には全く社會上に於る命脈を絶つに至つた。

今翻て忠告社が縣政界に寄與せる事迹を一瞥するに、縣下の俊髦を聚め當路の顯官を羅致して多子濟々、社員優に千二百名の大を擁せるに拘らず、社運久しからず明治八年四月桐山純孝が權參事より權令に昇任するや、急ち主義政見に扞格を來して連袂挂冠、野に下つてよりは尾大振はず漸次政社としての生命を失墜したるは、之れ彼等が官邊の利權を離れては生存力なきを證したものである。殊に社中の領袖幹部連が結社の瓦解前後に於て、顯官運動に奔走し或は郡長、郡吏となり又は警察官、區吏となりて節を屈し、殆ど終始一貫の操守なきのみならず、嘗てその得意の擅場に立つや奢侈に馴れ放縱に逸し、旺に針巷遊里に出入して、亦昔日の氣骨を銷磨するに至つた。彼の島田一郎の黨が當初彼等と提契事を共にしながら、幾干ならずして杉村寛正、長谷川準也等と衝突の結果、遂に分離して反旗を三光寺に掲けたる、又稻垣義方がその幹部より所

忠告社の
その足跡

謂繼子扱ひさるるを含み、事毎に反撥的態度を示したる、更に復幹部が社の中堅組織も稱すべき最も戦闘力に富める警察官屬僚等に對して倨傲尊大之を自するに自己の配下乾分を以てせるためその反感を招きしなど明かに社の没落を促したものである。且つ支社開業社の措畫が杜撰粗笨單に企業熱に浮かされたる机上の空策に過ぎざりしため、茲に全く社の原動力たる經濟に行詰りを生じた事なども、その倒壊を早めたものであつた。

然れども一面亦彼等が縣下文運の開発に寄與せし功績の決して淺少なからざるを認めなくてはならぬ。杉村寛正、久島彦次郎が縣治行政の樞軸にあつて、その措畫運用の衝に功ありしは云ふ迄もなく、彼の長谷川準也が勸業課長として當時新規精巧の器具器械を購入して、殖産興業に盡瘁したる、大塚志良が聽訴課長として斷獄理正を掌り以て警察裁判の事務を整へたる、學務課長加藤恒が學校教育の改善と發達に努めたる、租稅課長草薙尙志が置縣後の錯亂せる稅制を整備せる、出納課長米山道生が會計事務を管して縣財政の基礎を安固たらしめたるなど、その治績功業一々枚舉に遑なく縣下に於る文化的施設の一切は、悉く忠告社員の手によりて扶殖養成されたを稱するも決して過褒の言ではない。如ふるに後年精義社、盈進社の政社相尋で起り、それらの配役を以てそれぞれの舞臺に活躍すべきその先驅を勤め、直接に間接に縣民の政治的自覺を

喚起し、自治民權の獲得に邁進せしめた功績も亦没すべからざるものがある。要するに孰れの政社政黨も功の倚る所亦罪の伏するあるを免れず、相糾纏して表裏反覆をなす蓋し古今の通則であらう。

七、島田一郎と忠告社の疎隔

曩に征臺の事起り尋で清國に葛藤を生ずるや、杉村寛正等慍悍血氣の徒は、同志を嘯集して決死從軍の書を陸軍省へ提し、更に征韓論佐賀の亂等に就き時弊を痛論して左院へ建白するなき、大に國事に奔走する所あり、遂に忠告社の組織を見るに至つた事は既記の通りである。然るに同志の一人島田一郎は、その主義方針頗る急進過激にして、領袖杉村寛正、長谷川準也等の漸進派と事毎に所論を異にせるのみならず、且つ幹部一派が、天下を論じ國家を談するに常に針砭北里に於てし、漸く往年の雄心壯氣を喪失せんとしつとあるに憤慨し、意氣投合せる配下の黨人を率ゐて別に市内泉寺町三光寺に割據することとなつた。

此の忠告社の分解運動が行はれた年月は、之を詳かにするを得ないが、明治八年二月の交横安江町東別院に於て行はれたる忠告社大會の直後であつた事は明であるが、彼が社中幹部の態度に不満を懷きて既に乖離の情勢を示したるは、前年九月頃彼が東京

より歸來して間もなき事なるは、同年十一月廿一日左の彈劾文を忠告社領袖に送れるによつて察知する事が出来る。

心 附 の 件

- 一、支那先鋒志願の有志即今二千餘名あり、然るに今日和議に決す。爰に於て其有志の方向如何尙且各位の目的如何
 - 一、直ちに死生を共にするの有志即今數十名に過ぎず、有事の日は是にて足るや、或は鐵石の如き有志なきか、或は有ると雖も維持するの策なきが故に結集の法を施行せざるか、或は先輩有志に徳なきが故に群集せざるか、如何
 - 一、數十名の有志一同一致し得るや否
 - 一、家散集金して有志を求むるの策如何
- 右四條の巧拙に依りて其成の大小を爲す。故に座視傍觀するに堪へずして老練各位に敢て問ふ

明治七年十一月二十一日

島田 一郎
 佐藤 尙一
 水野 生清

寺 垣 吉 次 外八名

此の彈劾書は措辭に嫻はず、行文に粗なり。雖も、偶々島田が本領とする武斷政策の片鱗を輝かせるものにして、濺瀾の意氣、爽颯の心魂、文字の外に躍動する處、正に吞牛衝斗の慨があるではないか。録して爰に到り今編て島田一郎の性行閱歷に就て考察せざるを得ない。

島田一郎の人物と性行

島田一郎幼名を助太郎と云ひ、嘉永元年金澤に生れた。父は金助母はマス子、父金助砲術を好くし足輕に擧げられ大組頭となつた。一郎はその長子に生れたが人々爲り沈毅にして果敢、言一度び口を發すれば必ず之を遂行せずんば止まざる鐵石の心腸を有し、その風貌は白晳にして美髮漆の如く、眼光炯々人を射るあり、身長は五尺三寸を過ぎず。雖も筋力逞しく身材肥滿體量實に二十四貫を越ゆる堂々たる壯漢であつた。幼時仲間の腕白少年と嬉戯せる折、言葉争ひの果その一人が糞を啖へし罵りたる處、彼は食てやるから出せと迫りて意地を張り、遂に相手が犬糞を掬つて差出したるを、その儘引摺つて一口に頬張り、仲間の少年を避易せしめたと傳へてゐる。稍長するや藤岡親明の門に入りて、水野一傳流の劍法を學び出藍の譽あり、最も片手拔の技に長じた。少壯にして藩の洋式兵學練習所たる壯猶館に入り、銃砲術を修めて、別に足輕に擧られ、戊辰の役、恰も守衛隊に従つて京都に在つたが、その膽力ありて刀法を能くするより、拔擢せられて

銃隊物頭養輪知太夫の配下に屬し、北越各地に轉戰、功を立て傷を負うて歸つた。時に年廿一歳。尋で藩兵の下士となり、切米三十俵を給せられ、明治四年六月少尉に進み、同年藩兵解隊の前九月准中尉に陞任した。彼は更に新兵學を修め、軍人として身を立つべく志し、十月東上して陸軍士官齋藤正言の塾に入り、専ら佛式兵學を攻究したが、少時より武技を好んで文事に嫻はざりしため、教養に乏しかつたが、その齋藤の門に遊ぶや深く其身の淺學を愧ぢ、切磋砥礪努めて書を讀み文を習ひ、學業大に儕輩を抽んずるに至り、師の齋藤亦之を奇として意を薰陶に致したと傳ふ。

心機一轉

然るに明治六年十月、征韓の廟議決裂して西郷隆盛以下諸參議の職を罷むるや、陸軍少將桐野利秋、同籙原國幹等の將校相尋で挂冠野に下るもの二百數十名に達し、世論囂々物情騷然たるに及び、平素西郷の人を爲りを深く崇拜憧憬せる島田は憤慨禁せず、且つ年齢既に長じて廿六歳、復官學に入りて將校たるべき時機に遲きの憾みあるを思ひ遂に一身を國事の運動に挺せん事を決意し、塾を退きて金澤に歸り、杉村寬正、長谷川準也の徒と相結んで同志を糾合し、大に志を天下に展ぶべく或は征韓の急先鋒を出願し又は時弊を痛論して左院へ建白する等、奔走幹旋頗る努めたが、其議一として省せらるるに至らなかつた。是に於て激情多血の彼は、言論のみを以て政府を矯正釐革する事の到底望み得べからざるを感じ、若かじ鐵血的洗禮を以て君側を掃清せん、と七年秋再び

郷里に歸つて忠告社に加盟したものである。蓋し彼の眞意は當時約千二百を算する少壯社員を藉り、機に臨んで直接行動に出んことを願ふ物騒なものであつた。

然し彼とても最初より全然言論文章に憑ふるを手續し、猪突の勇を揮はんとしたものでない。明治八年一月の愛國社大會には陸義猶と相携へて上阪し、同志と共に會議書の宣言に與り、民權の伸張公議の開達に努力し、更に同年六月廳區繫争の際には、其横鎗が忠告社に對する反感に起因するものは云へ、熊野權參事に建言して須らく縣會を開き輿論の歸嚮を窺はざる可らざるを以てするなき、相當合法的手段をも執つたものである。彼が當時熊野權參事に上書すると共に、金澤町各區長に對し、左の抗議書を發してゐるのも、その言論機關に據る意思表示の一である。

今般政府各地方ノ長官ヲ召集シ大會議ヲ興シ、汎ク全國ノ民情ヲ通ジ、漸次國家立憲ノ政體ヲ立テ給フコトハ、即五問題ヲ出サルルニ付テハ、區會ヲ開キ各區々内ノ民議ヲ一定、之ヲ縣會ヘ呈シ盡議討論、以テ縣下一定ノ議答トシ、長官之ヲ携ヘ政府會同ニ列シ、之ヲ代議シ給フコトハ、今喋々ノ論ヲ俟タズ、然ルニ本年第四百四十五番ノ御布達ニ於ケルヤ、各區ノ議答暗合一轍スル以上ニ於テハ、縣會御設立ニ及バザル旨、區長申請セラルル旨、然レドモ縣廳ニ於テハ上ニ陳ルガ如キ順序ナルヲ以テ、縣會開カザルヲ得ザルノ趣、懇々御指諭アルト雖モ、奉命ノ色ナク、是ヲ以テ政府會同ノ期ニ違ハンコ

トヲ憂ヒ給ヒ、紛紜疑團ノ筋ハ姑ク措キ、速ニ縣會ヲ開キ前途ノ運ビヲ急ニセント、萬々厚意ヲ盡サルト雖モ、尙之ニモ應セザルヲ以テ、止ムヲ得ズ縣會御差止ニ付テハ、議答其意ヲ詳明スル能ハザルヲ以テ、假令政府ノ會議ニ捧グルアルモ、之ガ代議タルヲ得ズト。僕等御布達ノ意ヲ拜讀スルニ、元來五箇條御下問ノ議答、加越兩國ヲシテ暗ニ一轍スルト云フヨリ、少シク疑ナキニアラズ。最席上理ノ究マル所ヲ推考スレバ、其議一ニ歸スルハ至當ト雖モ、事ニ當リ物ニ對シ議スルニ於テハ、即チ土地ノ景況ニ據リ、多少見ル所ヲ異ニセザルハナシ。是汎ク民議ヲ採ラザルヲ得ザルノ大旨ニシテ、政府會同ヲ興サルルノ所以ナリトス。併暗合一轍ニ出ル以上ハ、僕等ノ云フ所果シテ、政理トスルヤ否ヤハ、此書ノ本意ニアラザルヲ以テ強テ論ゼズ。抑今般縣會ヲ否ムハ御旨趣ニアラズ、區長ハ人民代理ノ權ヲ有スル者、輕忽事ヲ發スルヤ得失人民ニ及ブハ必然ナリ。縣會ノ一事ハ臨時急迫ナリト雖、一應人民ヘ間ハザルヲ得ザルノ一大事件タルニ、豈計ランヤ既ニ縣會差止メノ御布達ヲ得ルニ至ルトハ歎ズルニ猶餘リアリ。僕等相當區長中ニ對シ丁々論ズルモ唯一己ノ事而已、敢テ國縣下下人民ノ爲ナラズト、沿ク人民ノ意ヲ謀リ見ル所ヲ建言スルニ、縣廳之ヲ採用相成リ過日副區長以下御中ヘ御下問アリシニ、僕等上書ノ意ニ違ハズ人民ハ素ヨリ、副區長以下ノ諸君モ更ニ御承知無之趣、本月十二日御答相成候趣、僕等ヘ爲心得御達ニ相成。思フニ區長正副

ノ間ニ斯ク遠距ノ姿アル實ニ當惑ノ至リニ堪ヘズ。依之僕等猶恐懼ニ暇アラザル次第ナリ。縣會御差止ノ御布達添書ノ趣ヲ見レバ、縣廳ヲ差置キ縣下ノ議ハ、元老院ヘ區長中ノ中ヨリ直達セント云々御回章有之ト雖モ、按ズルニ是尙縣廳ノ御指揮トハ覺エ不申、人民モ亦御依頼申シタル以上ニ非ズ。縣廳會議ヲ開キ、議答ヲ詳ニ議シ代議タラント懇諭アルモ、區長中一己ノ見込ヲ以テ強テ拒マレシハ明白タリ。素ヨリ未ダ議答ヲ捧ゲザルトノ御布達ヲ見ズ、之ヲ以前一己云々ノ論ニ考フレバ、專斷上ノ專斷ト存ゼラレ素ヨリ僕等ハ承知難致次第ニ候條、今般ノ議答ハ桐山權令公ヘ指出サレ、議答意ヲ盡サザル所アラバ得ト御辯解相成、兎モ角モ地方長官ヲ召スノ御布達ノ意ニ悖戾致サヌ様仕度、依而金澤區長等御中ヘ對シ金澤各區ニ住ム僕等此段遮テ具狀致シ候也

明治八年六月十五日

加藤 貫二
 水野 生清
 久保 嘉吉郎
 成田 安次郎
 島田 一郎

金澤町各區區長御中

彼が明治七年秋金澤へ歸來せし時は社長杉村寛正既に官を罷め専ら社務を董督してゐたが幹部の多くは尙縣の要路にありて氣揚り意驕りて自得滿面斜蒼に沈酒し酒樓に高會して漸くその氣骨を消耗し盡せるもの、如く、且つ島田等を目するに野人輕輩を以てし其輩を遇するに差別階級を以てしたので、痛く島田等の感情を害せる、今一つは學校問題に就て深く幹部の措置に含む所あり、遂に相互の協調を缺き、島田は同志一派を率ゐて泉寺町三光寺に據り以て忠告社と拮抗するに至つた。世人之を三光寺派と稱した。

始めて杉村寛正等が長岡組の安井顯比内藤誠等を排擠せんとするや、密に島田一郎の徒をして暴力に訴へ、毆打脅迫等の非常手段を執らしめ、遂に置縣當初の權勢を掠奪するを得た事は、既記の通りで其功勞の一半は當然彼等の擔ふべきものであつた。然るに島田が東京より歸來後、その景慕せる西郷隆盛が、故山鹿兒島に私學校を起して幾多健兒の養成薰陶に努めつゝあるを聞き、己れ亦之に倣つて縣下有爲の人材を鞠育すべく志し、學校創設の資力を杉村等に借らん事を以てした。杉村等は最初之を快諾せしに係らず、權威日に添ひ、聲望月に揚るに及び更に前約を覆むの念なく、之を促せば遁辭を設けて一時を塗糊し、毫も誠意の認むべきものがなかつたので、甚だしく島田の憤懣を

買ひ之等の鬱積せる不平は、遂に明治八年三月頃市内大谷派別院に於ける忠告社結黨式當日に至つて爆破した。

忠告社結黨式大會の月日は詳かでないが、愛國社大會が大阪に行はれたる同年一月忠告社規が石川新聞に登載され、尋で三月技社開業社規の編成を告げたるに徴して、之を三月の交と推定するものである。島田は既に同社の幹部に嫌厭たるものありしも、其主旨目的が共に國事に存せるより同志の水越正令、久保嘉吉郎、水野生清、佐藤武英等百餘名と一隊を作りて會場に入らんとした。當時又別に吉崎字一を首領せしめる板賀義智西田三郎、澤口期一等常福寺派と稱するもの後段に再説すの一隊も來會した。然るに杉村、長谷川等は豫て案内書を發送し置ける島田、吉崎以下前記幹部連を限り會員として入場を認むるも、其他の雜兵末輩に至りては其列席を拒絶した。茲に於て島田、吉崎等は大に憤慨し、赤誠至情國を懷ひ世を憂ふるに、焉んぞ地位身分の高下を論ずるの理あらんや、而も普く公論正議を採擇して萬機百度を更改せんとする當今、斯る差別的待遇を敢てせんとするは抑も何ぞや、詰りて辭色頗る激しかつた。杉村等は之に對へて諸君の志す處は吾曹も齊しきも、只其心志に厚薄の差あるを奈何せんと、甚だ拙い事を云つたので、島田は急ち滿面朱を瀾ぎ怒髮冠を衝いて激昂し、諸君の以て厚薄ありまなす者は何ぞや、厚薄は果してこの紅白の謂なるか、絶叫し、左手を以て我が襟を披きその纏へる白襯衣を引

裂き、右手を伸して旁らに在りし火鉢の熱火を掴み、座中を睥睨せし有様は宛ら盡ける鐘虺の如く、道が忠告社の猛者連もその銳氣當る可らざるに避易したといふ。

時に稻垣義方旁らにあり、正に椿事の勃發せんことを觀るや、徐ろに島田を拉して別室に退き、諄々條理を盡して慰撫に努めた。稻垣は忠告社に籍を掲ぐれども、杉村等の領袖より疎外され、自ら孤立の位置に立つて島田と親善なりし上、島田は熱血性の一面亦極めて情誼に脆き質なりしたため、今稻垣より理解と同情に富める勸告を受くるや釋然として色を直し、遂に同志を率ゐて去つたが、之より島田黨はその會合所たる三光寺に立籠つて反旗を翻し、茲に毅然忠告社より分離するに至つたのである。尙吉崎宇一の一隊も退いて事務所なる蛤坂常德寺に割據し、三光寺派と提携して常に同一歩調を執り縣政界に幾多の風雲を捲起すに至つた。

八、薩南崇拜と三光寺黨

茲に至り更に翻て薩南健兒と金澤志士との實縁相倚る如何に深きものあるかを察せなくてはならぬ。曩に藩政改革の直後薩南義猶米山道生の二人が九州列藩を巡歴して鹿兒島に入り、その文物の燦然たる、その兵制の充備せるを視て驚嘆措く能はず、更に桐野利秋の徒に國事を談するに及んで深く其説に感奮する處あり、歸來藩政の刷新を圖

り杉村寛正、久島彦次郎、長谷川準也等少壯氣銳の士に策動を試み、廢藩置縣の政變に際して、長州藩に倚傾せる舊藩閥組の勢力を一掃するに共に、鹿兒島縣人内田政風を地方長官として迎ふる事に成功した。而して彼等は相牽き相頼りて縣の要路に任官し、制度文物より風俗習慣に至るまで、悉く範を彼に學んだため、茲に金澤の士風は一變して鹿兒島化するに至つた。當時金澤の青年子弟は荒き薩摩袴を着し、白き兵兒帶を締め、衣は肝に袖は腕に、朗吟劍舞、薩摩下駄を鳴らし肩を聳かして大道を闊歩したものである。此の風俗は明治二十七八年頃まで尙一部學生間にその面影を留めてゐた。

然るに明治六年征韓論の決裂より、翌七年征臺の役は日支の葛藤を生じ兩國動もすれば干戈相見えんとし、風雲頗る急を告ぐるより、彼等は同志を糾合して決死從軍の願書を政府へ提出せし事は前章既記せし處なるが、更に此際大西郷の一黨が之に處する態度如何が、金澤志士の問題となつた。因て同志を鹿兒島に派し、桐野等の意見を聴くことに一決し、七年六月薩義猶、杉村寛正六年八月縣官を辭して當時出京中に係るの二人選ばれて鹿兒島に赴き、滯留約一箇月、屢々桐野に而して所見を叩き大に了解契合する處あり、將に歸東の途に就かんとするに臨み、その同行し來れる長連豪を、桐野の家に留めた。時に連豪は年齒十九歳であつた。尙之より先同志の中村俊次郎、石川九郎の二人亦鹿兒島に遊び、桐野を訪うてその抱負と經綸を聴き感激措かず、歸來有志に向つてその説を推稱宣傳したるため、

金澤の士人は今や翕然として西郷黨に化し、その行藏進退一に彼等と共にせんことを志すに至り、茲に薩摩に加賀の提携全く成るに至つたのである。越えて八年中村、石川の二人は、再び鹿兒島に赴き桐野より、征韓論並に征臺事件の顛末を聴き、之を筆録して携へ歸り同志に頒つた。所謂桐陰仙譚と名づくものがそれである。

桐陰仙譚

右筆録はその量に就て片々たる小冊子に過ぎず、且つ記述往々事實を謬り、臆断に過ぐるの嫌ひなきに非ざるは、筆者の誤聞か將又桐野の謬見に依るか、今之を知ることはできぬが、其意氣の跌宕たる其議論の英邁なる、非征韓黨を痛罵して管に餘蘊なきのみならず、大陸進取の經綸を論じ、對外國策の抱負を講し、靈々肯綮に中るに至つては、實に大西郷の意中を得たるものにして、一讀壯絶、快絶清風おのづから腋下に生ずるの慨がある。卷頭に曰く

余等鹿兒島に滯在中屢々桐野氏を訪ふ。同氏懇親論話復藏著するなく、幾んど舊知己の如し。余等因て我黨平生憂慮慷慨する所の衷情を陳し、西郷氏並に同氏等の持論を聞かんことを乞ふ。同氏之を諾し、余等の問ふ所に就き、逐一其事情を擧げ確答明辯、其言語の間忠奮勇壯の情、耳に徹し肝に銘す。誠に國家有事の時に臨み同心戮力死生を共にすべき此人を捨てて他に求むべからざるを知る。余等亦た敢て鞭を執つて之に従はんと欲するなり。

こあつて征韓論の顛末より征臺事件の事由に及び、轉じて廟堂の狀勢を敘して國士の奮起を促すこと頗る痛烈を極めてゐる。左に其一節を抄録する。

(問) 西郷先生及貴君等に於ては積年盡力已に功勞を立つるあり。故に今や退て閑地に居り悠々時機の來會を待つも可なり。僕等に於ては戊辰以來國家變動の際に於て、未だ寸功を致すあらず。臣子の分人民の義務を欠く、上下俯仰心の常に安んぜざる所也。故を以て適ま今日政府の傾敗せんことを見て、觀望默居するは益臣子人民の分限を失ふに似たり。敢て問ふ如何せば則ち可ならん。

(答) 夫れ今日廟堂の狀、百千の志士輩出でて之を維持挽回せんと欲するも、無事の策を以て之に苦心するは復迂愚ならずや。唯君等未だ天下に功勞を致さざるを以て、事を成し功を立てんとするに汲々たるの情あり。此れ志士の情なき能はざる所なりと雖も、然れども唯事は待つべく求む可らず。功は自然にあり競ふにあらず。前に己に陳する所の如く、自ら踏むべき條理を守り、時勢の來會を待つて、己むを得ざるの義務に依て起るを期すべきのみ。若し徒らに事を成すに孜々として、功を立つるに汲々たらば、必ず輕擧に失せざるを得ず。此れ野生が深く君等を危ぶむ所なり。且つ夫れ今日の廟堂、何ぞ斯の如くにして久しきを持せんや。又既に一大難事の目前に迫る者あり、君等之を知らずや、各國の條約舊幕の時、假に之を定め號して假條約と云ふ。維新の際兵

馬匆卒の故を以て五箇年の後改定の約を爲し、一時を維東せしも申年にして已に五箇年の期限満ち昨年改定すべきを大使洋行の故に托して今年四月に延期し、而して國內紛擾の故を以て又延ばして七月に至ると聞く。此一事實に我日本の安危興敗の繫がる一大難事にあらずや。抑維新以來延期三度に至る、國家一大變あるに非ざるよりは復期を移すの辭なし。而して今之を改定し本條約を爲すに於ては一の困難生ずるも知る可らず。是を以て西郷並に野生の嚮きに臆慮する處、征韓の舉を爲さば之に托して猶兩三年の期を延すにあり。而して征韓の事既に其効を爲し、少しく國聲の海外に振ふあらば、各國の日本を見る所又今日に異なる。是に於て斷然たる談判を以て、彼此適宜の條約を定め、自主並立の條約を確定する、復難きことなしと、若し在廷の女兒輩姑息の條約を定め、國威を貶すの所爲あらば、國體を失し後患を醸す此より大なるはなし。此れ國家の重事我國民たるもの坐視默許すべき所にあらず、然らば則ち條約改定の際將に人民起ちて在廷の女兒輩を掃ひ、代つて各國に當り國力を盡して、抗敵の成敗を決するの事あらんこと。此れ即ち時勢來會して天人共に許し、臣子の踏み守るべき條理、國民奮つて勉むべきの時也。是時に當りて西郷並に野生の期する所、鹿兒島一縣の人民を舉げ奮うて日本人民の義務を盡さんと欲するなり。故に君等も復斷然意を茲に歸着して、今日政府の事を是非するを休め、他日の功勞を謀るべし。嗟呼

君等還つて同志諸君に此意を告げ、諸君之を是として力を盡すの志あらば、他日國家大事の際、兵馬の間に相見ざるを期すべし。

右桐陰仙譚は一に豪傑問答と稱し、明治史上に貴重の資料を與ふるのみならず、石川縣の志士をして大西郷を景仰し薩南を憧憬せしむるに與りて多大の力ありしもの、而も此書が同志の間に轉寫借覽さるるに至つて、幾多青年子弟の血を湧かし肉を躍らす事甚しく或は慷慨し又は悲憤し、半宵夢に鯨鯢を斬る底の壯士相倚りて竊に風雲の際會を跂足して待つに至つた。忠告社の幹部加藤恒久、島彦次郎、小川長堅等亦相尋で薩南に遊び、長連豪は九年再度鹿兒島入を試みて、深く桐野に親炙するあり、殊に直情徑行にして敢爲果斷に富める島田一郎が、殆き身心を捧げて葵傾するに至れるは、蓋し亦當然の歸結である。

彼が陸軍准中尉の職を抛つて兵學修行に東上せるは、明治四年十月にして本人の意志に基づける事勿論なるも、其兵學の研究は實に金澤縣廳より命ぜられたるものである。在京島田太郎氏一郎の令息退役
陸軍砲兵大尉所藏の辭令書に依れば、島田一郎、於東京兵學修行申付候也。但月俸金七兩給之。辛未十月 金澤縣廳とあるによつて明である。斯くして彼は陸軍士官齊藤正言の家塾に入つたが、征韓論の決裂に尋で征臺の舉あり、翌七年には佐賀の亂起るなど物情頗る騷然たるに至つて、心機一轉直接國事に奔走すべく決意せし

ものなる事は既記の通りで、陸義猶の實話に、そこで島田なども世間がさういふ様に騒がしくなつて来たから、只學問をしてゐることはいけないと云つて私等と共に彼等奔走して或は大坂の方へ行つたり、或は國許の方へ行つたり始終活動して居りました。島田は其中餘儀ない家庭の都合から、遂に東京を引拂つて國元へ歸りましたのが明治八年頃でありますと見えてゐるが、其歸郷を八年とせるは記憶の誤りなること島田が大審院に於る口供に、明治七年九月十日の頃東京より歸郷して忠告社を組織せる旨を述べてゐるに徴して知る事ができる。

彼は曩に同志と共に、征韓論並に佐賀の亂に對して時弊を論ぜる建白書二通を左院へ呈したるが、議官高崎五六が懐柔的應接を得たるのみにて何等省せらるる處なく、八年一月愛國社大會に出席し尋で忠告社の創設を見たるも、その論ずる所は民權の伸張にあり、その議する所は自由の獲得にありて、實行力に乏しく、加ふるに忠告社の主腦部も亦漸く權勢に驕り安逸に馴れて、往年秋々の氣骨を失ひ、彼が激越詭厲の説に耳を藉すものなきのみならず、却て彼を目するに輕忽の野人、妄動の匹夫なりとて、竊に疎外するに至つたため、彼が忠告社大會の直後、憤然同志を率ゐて脱退三光寺に割據した。その後應區抗爭の際、權大參事熊野に上書して縣會の急設を説き、各區長に抗議書を發して直言を試むる等、合法的運動に於ても亦能ふ限りを竭めたが、其感應は殆ど皆無に近

く時に或は微弱なる反動を得るに過ぎなかつたのである。

茲に於て性來多血激情の彼は、然々言論文章の力を以て時弊を矯正する事の到底不可能なるを痛感し、如かじ鐵血を以て君側の姦を一掃せん、深く決意するに至つたのも亦萬止むを得ざるものであつた。後超えて明治十一年五月十四日同志長連豪、杉本乙菊、脇田巧一、杉村文一、淺井壽徳の五人と共に、東京紀尾井坂に於て參朝の大久保内務卿を要撃せる素因は、全く茲に胚胎されたのである。

島田が同志を率ゐて三光寺に分離せし當時、其麾下に集れる者約四百名を算し、其多くは警察官であつた。彼が腹心の配下たる佐藤武英、水野生清、加藤鑽二、橋爪武、寺垣吉之、久保嘉吉郎等は孰れも警部であり、事實石川縣の警吏は殆んど其全部を擧げて彼を欺を通じてゐた。されば島田が一朝鹿兒島私學校の黨を呼應して立たば、全縣下の警部巡查は官劍を逆にして、政府顛覆の妄擧に出ん、さすべき形勢にあつたのは全く物騒千萬で、彼が其後西南の役に際して竊かに擧兵の密議を凝らし、尋で大久保卿暗殺の陰謀を廻らすに至つても、絶えて露見せなかつたのは、全く本縣警察界に多數の同志を有してゐたためであつた。

然るに島田は假に三光寺派の壯丁四百名が悉く結束して立つても、微力の寡兵到底大事の遂げ難きを慮り、明治八年八月八日を以て再び忠告社幹部に左の一書を送つた。右

は前年興へたる、心附之件を更に演繹せる彈劾文であるが、若し彼等にして衷心時弊を憂へ、至情國家を愛するありて、階級的差別を設くるなく、眞に協力の誠意を示すに於ては、吾曹も亦麾下の壯士を率ゐて合流するを否まざるべしとの意を寓せるなど、尙其折衝に一縷の余脈を繋ぎたるは、彼の眞意の那邊にありしかを窺ふこゝが出来る。

忠告社各位

第一條 曰く當時聚合の志願有志二千餘名ありと雖も、是れ全く時勢の然らしむる所にして、人民の好んでなせるものに非ず。故に二千餘名の有志の者、各分を重んじ國難に身を致すは、人民の義務にして敢て烏合の衆に非ず。雖も、二千餘名の内過半老年あり幼年あり或は勇猛の士。雖も時勢に適せず、固陋の見よりして天下方向に迷ひ、或は方今國家危急の際、銳を磨き難に耐へ、士の感ずる所を知らざるが故に、眞の壯士と云ふべからず。且當今の形勢を察するに、外寇内亂一時に相集るの際、斯の如き弱兵を以て國家に忠節を竭さんとするの義、實に空言に屬すべし。假令斯の如き烏合の衆を以て足れりとし、萬一實効を奏すと雖も、其策の出づる所皆僥倖にして、眞に名將の全策といふ可らず。其危きこゝ恰も累卵の如し。夫れ是を振起するの策是を第三條に擧ぐ。

第二條 曰く眞に赤心を同うする有志、即今數十名に過ぎず。是は、即ち先輩有志を始

めとし我輩等と共に志を一にし、眞に内外の議を談する者、一百名に満たざるが故に、數十名に過ぎずと云ふ。夫れ鳥の飛ぶは翼あるを以てなり。將の能く戦ふは熟兵あるを以てなり。鳥にして翼なく將にして熟兵なきものは、何ぞ能く飛び能く戦ふを得んや。況や國家に身命を抛つる有志、大事を企つるに於てをや。故に數十名の有志にては有事の日足らずと云ふ。夫れ二萬余ある士族の内に、鐵石の如き有志夥多あり。然りと雖も先輩有志爰に一論あり、曰く有志たるもの事業をなすに親密の難事の成ると成らざるに關す。故に鐵石の如き有志夥多あり。雖も、大事の洩るる事を恐るるが故に有志の多く群集するを主とせず。且維持する策なきが故に結集法を施行せずと。我輩曰く親密の難事容易ならざる事、義を重んずる有志に於て、素より耻づる所なれば敢て恐るるに足らず。故に洩るる洩れざるは着目を示す。示さざるとに因る。且つ着目を示すに於ても、時勢の變遷と方向の二字を示すのみにて敢て細事を語るに非ず。唯難しき所は有志を維持するに金の不足あるのみ。故に結集するの策あり。いふ。爰に我輩曾て同志する鐵石の如き有志四百名斗りの見込あり。此壯士を以て基礎の有志とし、國家緩急の需に應ずべし。故に有事の日此基礎の有志、各更に一名宛擔當するに於ては、直ちに亦四百名の壯士群集す。或は二名宛或は三名宛擔當するに於てをや。先輩有志徳なきが故に眞の壯士群集せず。其

證三つあり。一に曰く忠告社の出席日に衰ふ。二に曰く當時集合の有志、人望の期する所あつて集りたるに非ず、唯支那征伐の名分を重んじて義集するのみ。三に曰く集合の有志、二千餘名の者、名を同じうして實を異にせん、欲する輩多く是なり。爰を以て先輩有志に徳なし、云ふ是不得止の勢にして必ずしも怪しむに足らざるなり。故に實功を奏するに至る迄は、同志に主従の區別なし。如何にも同志協戮して善美善良の方法を設け、忠告社中に専ら徳を得ん事を、斯く注意するに於ては、薩土二縣の有志に譲らざるのみならず、皇國中にて指を屈するも二、三下らず。

第三條 曰く數十名の有志一致せず。小川等の云々を初め、甚しきに至つては同志を過するに隔絶にして、陰かに嫌厭するの弊あり。此弊害を除かずんば同志の一致せざるこゝ尚依然たり、且つ此箇條成るに於ては他の三條も唯の事なり。

第四條 曰く敢て目算なし、ミセサミ雖も、第三條の成るを待つが故に喋々贅言せず。明治八年八月八日 島田 一郎

島田が件の提議は忠告社に取り正に敵に糧を致すの懼れあるを以て、一顧を與へず黙殺に附した事は云ふ迄もない。

茲に忠告社中にありて杉村寛正、長谷川準也等の巨頭は別途に立ち、尚多少の同志と配下を有する者は、稻垣義方がゐた。稻垣に夙に杉村一派が獨斷専決の態度に快らず

稻垣義方
と島田一
郎の提携

曩に社員の多くが權令桐山、權大參事熊野等と相容れず、連袖職を混むるに至りし際も獨り縣官に止りて同志と行動を共にせざりしより、爾來著しく双互の睽離を見るに至つた。慧敏にして術策に長ぜる稻垣は、茲に三光寺派と結びその勢力に頼つて自己の地位を擁護するに共に、一面巧に權令桐山等を牽制せんことを圖るに至つた。彼の廳轍の際、島田が區長中村俊次郎等に抗議書を發すると共に、權大參事熊野に縣會開設を區軋建言せるは、實にその背後に稻垣義方が糸を操つたものだ。さへ傳へられる。その結果社中漸く動搖の徵あるを憂へ在京の有志は、豫て稻垣と相識の間にあり、且つ近衛の下士として勤務中、島田も親善なりし飯田秀魁を派遣して、百方兩者間の調停に努めしめたるも遂に融和せず。稻垣派は三光寺派に合流して、八年九月同寺に臨時大會を開き其提携を宣言するに至つた。次に掲ぐる一文は其際島田が自書して壁間に貼り、大に同志を激勵したものと傳へる。

當今世上ノ通言ニ方向トイフコトアリ。心志ノ以向フ所ニ因テ名譽ヲ一時ニ得ル者アリ。機ニ乘ジ利ヲ射ル者アリ。艱難(原文歎ニ誤ル)辛苦シ終ニ敗亡ニ至ル者アリ。又一ノ人一己ノ方向アリ。國家一般ノ方向アリ。一人ノ方向ハ論ズルニ足ラズ。邦國一般人民ノ方向ノ得失ニ至リテハ、大ニ悲懼スベキ者アリ。諸君誤ルコト勿レ。苟モ今日ニ當ツテ内國ノ士、一人一己ノ方向ヲ得ンガ爲ニ、徒ニ兄弟相爭ヒ國內ノ不和ヲ生ズルニ至

レバ、竟ニ外國ノ併呑ヲ受ケザルヲ得ズ。故ニ内國ノ人民相共ニ協同戮力シテ以テ、其一國ノ方向ヲ得ルニ至ラザル可ケンヤ。

彼は武斷派の典型的人物にして修辭に嫻はず、文筆に粗なり。雖も、鐵石の如き心腸と熱火の如き情意とは、往々激發して悲越の辭をなす。蓋し之文に非ずして聲にあり、言に非ずして魂にあり。さすべきか。

斯くて三光寺派は稻垣黨を迎へて、一時多少氣勢を添ふるに至つたが、稻垣は當初より島田と其主義方針を一にせしに非ず、單に三光寺の勢力を援引して、忠告社對官僚の反目に乗じ、自己の身邊を安固ならしめ、一面官界に榮達を期せんとするものであつたため、二人の到底相容れ相許す能はざりしは當然である。従つて間もなく事毎に意見の扞格を來し、主義の背反を見るに至りしより、島田は稻垣を狡黠弄詐の小人なりと罵り、稻垣は島田を暴戾淺慮の匹夫なりと謗り、交情日を追うて疎隔するに至つた。茲に於て島田は再び周圍より孤立して、纔に其直屬の配下と共に三光寺の牙營を據守するの已むなきに立至つたが、唯彼等と共同戰線を張つて忠告社に對抗し、殆ど其別働隊の役を勤めしものに常徳寺派の一團があつた。既記の如く此の一團は事務所を蛤坂常徳寺に設くるものにして、吉崎宇一を領袖に板賀義智、西田三郎、澤口期一等を幹部として、社員約五六十名を有するに過ぎざり、しも孰れも多血氣鋭、且つ社員の少數なるだけ却て結

常徳寺派
と相率く

束鞏固なりしより、多く三光寺派と相率き相倚りてその行動を一にしてゐた。

九、島田、長等が舉兵の陰謀

明治九年十月、熊本、秋月、萩の亂相尋で起り、西南の一角、風雲頗る急迫を告ぐるや、島田は機乗すべしと、なし竊に舉兵を圖つたが、三光寺派、常福寺派を合せて僅に百余名の同志を得たるのみにて、空しく大事を逸するに至つた。加ふる社員中亦島田が動もすれば血氣に逸りて猪突の勇を試みんとし、統帥としての深慮遠謀を缺けるに、漸く慷慨の情を生じ、爾來脱退する者續出して社運日に蹙るに至つた。依て島田は再び忠告社に接近して、之が挽回を圖るべく、石川九郎、富田鍊太郎の二人に調停斡旋を依頼し、國事多端の秋、同縣の志士が其勢力を二分して互に排擠反目するは、決して策の得たるもに非ざる所以を説き、忠告社にして虚心澹懷從來の感情を一掃し、これを容るるの推量を示すに於ては、吾輩も亦進んで合同を辭せざるべしとの意を傳へ、二人も亦極力和解に奔走したが、幹部の多數は依然三光寺黨を烏合の暴力的集團なりとし、殊に長谷川準也は豫てより、其思想感情に於て到底氷炭相容れざるものありしたため、遂に運動效を奏するに至らなかつた。

西南戦役

然るに明治十年に入るや、氣血たる一道の殺氣は薩南の天に沖して、政府の彈壓的態

度に憤慨せる。鹿城私學校の壯士數十名、一月三十日草牟田村の火藥庫を襲ひて之を掠奪し、二月三日國情偵察のため鹿兒島に入れる中原尙雄、高崎親章、安樂兼道等二十一人を捕ふる等の事ありて、警報櫛の齒を引く如く、臻り、朝野驚顛措く所を知らざる中、十五日西郷隆盛を擁して桐野利秋、篠原國幹等厚徳新政の大旗を城山風に靡かせつつ、見兵一萬五千人、旗鼓堂々北上の途に上り、二十二日熊本城を包圍するに及んで、遂に戦端の火蓋は切られた。

茲に於て平素大西郷の人物を景慕已まざりし島田一郎、長連豪等は直ちに兵を擧げて之に呼應せんことをした。而も道途の遠隔と通信機關の不備は、容易に實情の洞通せざるため、出兵の事由を審かにせず、島田も最初は稍半信半疑の躰であつたが、道聽塗説屢々之を耳にするに及んで、略其真相に通ずるを得たるより、愈よ年來の所期に従ひ、彼等と生死を一にすべく奮起するに至つた。

島田一郎と長連豪とは夙に肝膽相照らし同氣相求むるもの、年齢に於て島田は八歳を長ぜるも、所謂忘年莫逆の親友であつた。彼等が擧兵に策動して果さず、遂に手段を一變して當路の顯官を噎し、以て君側を清掃すべく圖り、大久保内務卿を暗殺するに至るまで、終始殆ど影の形に隨ふが如く、而も島田は西郷黨を景慕する事頗る深し。雖も、足未だ鹿兒島の地を踏まず、曾てその徒に直接親炙せしこゝなきに反し、長は明治七年五

月より八年一月に亙り、更に六年四月より十月に至る前後二回薩南に遊び、留りて桐野利秋の家に寄食し、西郷隆盛の嚶吟に接せるのみならず、桐野の薰陶感化を受くること最も深きものがあつた。更に亦島田が敢爲にして直情徑行、動もすれば無謀の猪突を敢てせんとするに對し、長は沈毅にして才略に長じ、熟慮に優れ、島田を推して兄事する旁ら、畫籌翼贊備に努むる處あり、殆ど兩者に主たり副たるの別を認め難きこゝ、猶隻手の聲を聞く能はざる如きものがある。

長連豪幼名を小次郎と稱し、此木連潔の長子として嘉永六年能登穴水に生れた。此木氏は前田家の老臣長氏の末流で、食祿二百石、代々宗家長氏に臣事して來たが、維新後本姓長氏に復した。連豪幼にして父を喪ひ、其母平出氏に歸復し、更に國老本多氏の臣篠井源五左衛門に再嫁したので、連豪は専ら外祖父平手甚左衛門に養育せられた。平手氏の遠祖政秀が織田信長の傳として信長が少時不羈放逸、些も身を修め禮に倣ふなきを憂へ、直諫及に伏して士道の龜鑑となれるは史乘に明なる所、甚左衛門亦其血脈を享け、頗る士節を重んじたる人であつた。連豪稍長するや、藩儒豊島洞齋に學び、後藩費明倫堂に入り、經學を修めた。少年時の彼は才智に富み、能辯好んで人々語り、絶えて剛毅果敢の風なく、一个青衿の徒に過ぎなかつたが、明治七年來鹿兒島に遊學すること、再次、桐野利秋、篠原國幹の等に私淑して、其薰染を受くるに及び、其性行全く變じ、寡黙沈毅、勇決事を斷

じ深智能く慮り、天成の白哲明眸に添ふるに端嚴冒す可らざる氣魄を備ふるに至り、ろ人をして漫英傑の感化力が奈何に偉大なるものあるかを驚嘆せしめた。傳へられる。彼が明治九年十月、曾遊の鹿兒島より國に就くや石川郡高尾村に居をトして、農に歸し、桐野利秋より贈られし二頭の獵犬を伴ひて山野を跋渉し、狐狸の族を捕へて身心を練り、徐ろに風雲の機を待つてゐた。蓋し西郷、桐野の徒の生活好尚に倣つたものである。當時長の風采に接せる古老の談によれば、彼は時に獵犬を率ゐて金澤へ出て來たが、薩摩緋の着物に白の小倉袴を履き、稜を高く揚げて脛を露出し、黒色羅紗帽子の縁を下して眉深に被り、大道を調歩せる風采は、金澤青年が渴仰の標的であつたと。

その島田と相識るに至れるはいつ頃からか審かでないが、陸の實話によれば、明治七年秋島田が東京より歸國の前、東京に於て初めて會見、國事を談じて意氣相投合せしものにて、其以前は國許に在りても年齢の相違より互に識る所なかりし旨を述べてゐる。而も長が大審院に於る口供に、明治七年にも九年にも鹿兒島に往き桐野等を訪ひ、國事を談じたりしに、桐野等の説く所も政府を一掃せし上ならでは、逆も征韓の論は行はれず、この旨趣なりしなり。而して自今歸郷の後、桐野等の論を以て島田一郎に話せし處、一郎に於ても以前より同一の論なりと語れりと見えてゐるのに徴すれば、その島田等と一層訂盟の密度を加へ、擧兵より暗殺に至るまで、終始陰謀を俱にするに至れるは明治

島田と長の訂盟

擧兵の陰謀

九年石川郡高尾村の雌伏時代に初まれるものを見るべきか。

既にして彼等は西郷が擧兵の愈事實なるを知るに及び、竊に同志を募りて呼應すべく、千方策動を開始するに至つた。當時忠告社は漸く其盛時を過ぎ、統制舊の如く堅からず、社員亦各個志す所に驥足を伸ばさんとしたるため、結束力を失ひ、且つ牛耳を執れる中樞人物は既に思想の老熟するありて、亦往年の氣骨を喪亡せるより、孰れも自重自戒、濫りに動く事を敢てせなかつたが、三光寺派と常徳寺派は機乗すべしと踊躍して立つた。乃ち村井照明、塙屋三郎、澤田孝則、板賀義智、柿田正次等血氣の同志相圖り、密に非常用の提灯五十個を製造して擧兵に備へ、更に村井、塙屋、澤田等は越中水橋町の區役所を襲ひ、官舎を掠奪して軍費糧食の資に充つべく、金澤を發足するに至つた。而も同志中其企てが全く無謀の輕擧にして却て大事を誤るの恐れあるを慮り、急遽西田三郎を派して跡を追はしめ、諭すに時期尙早を以てして、纔に中止し得たるなき、熱狂昂奮、常規を逸する事甚だしいものがあつた。

長連豪は大西郷に親炙し、桐野の薰陶を受くる最も深きため、變を聞いて直ちに呼應せん。蓋し忠告社の牙齶靜にして、旌旗動かざるを觀るや、到底金澤に於て大事の成り難きを察し、二月遠く出羽の庄内今山形縣鶴岡町に走り、同地の舊藩士三矢藤太郎、菅善太左衛門、松平權十郎と策應せん事を志した。蓋し長の之に頼らんとするは、明治元年東北諸藩

長、庄内藩に頼らん